



内閣府

地方創生における地方分権改革の取組

内閣府地方分権改革推進室

平成 26 年 10 月

地方創生における地方分権改革の位置付けと取組の状況

地方創生の基盤となる地方分権改革

- 地方分権改革は、地方の自主性・自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を活かし、地域の特性に即した課題の解決を図ることができる枠組みづくりを行うもの。
⇒ この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ

地方分権改革の提案募集方式における地方創生に向けた取組

- 本年から、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し))を募る「提案募集方式」を導入。
〈126団体953件の提案あり〉
- 地方からの改革提案のうち、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの」等を重点事項とし、地方分権改革有識者会議の下の提案募集検討専門部会で、本年8月以降集中的に議論。
〈これまで、地方からのヒアリングを22時間程度、各府省からのヒアリングを35時間程度実施〉
- 各府省の縦割りを排し、地方の個性を尊重し、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、今後各府省との調整をさらに強力に進め、10月下旬に中間とりまとめを行うとともに、年末に対応方針について閣議決定を行い、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出する予定。

安倍晋三内閣総理大臣 答弁(抜粋)

平成26年9月30日 衆議院本会議

地方分権改革についてお尋ねがありました。

元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠です。地方からいただいた提案については、現在、有識者会議の議論も踏まえ、更に検討を深めているところであり、提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります。

平成26年10月1日 衆議院本会議

地方分権についてお尋ねがありました。

豊かで明るい元気な地方の創生は、安倍内閣の最重要課題です。地域自らの発想と創意工夫により、人口減少や超高齢化といった課題に立ち向かい、個性と魅力あふれる地方を創っていくためには、地方の自主性・自立性を更に高めていくことが不可欠であります。

安倍内閣では、地方の発意を重視しながら、国から地方への権限・財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。

9月18日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 石破茂大臣 冒頭挨拶(抜粋)

東京一極集中に歯止めをかける、人口減少を克服する、そのような課題に、地域の特性に応じた解決法を見い出していかねばならないと考えております。そのためには、地方分権改革を地方創生と共に推進することは不可欠であります

提案募集方式を採ってございまして、地方公共団体の熱心な取組により、1,000件近くに上る提案を頂戴いたしてございます。年末のとりまとめまでに、もう9月も半ばを過ぎてございまして、時間は限られておるわけですが、それらの改革の提案を政府として真っ正面から受け止めてまいります。縦割りは廃すと、調整を強力に進めるということでありまして、これがまさしく私であり、平さんであり、縦割りではないということをきちんと示さなければなりません。そして、調整というのも、それは各省庁いろんなことを言うわけでありまして、これを強力に進めるというのが私共のミッションだというふうに考えております。

今回の地方創生というのは、ある意味、国の形を変えるものでありまして、分権というのはその中核をなすものの一つであると考えております。私にしても平さんにいたしましても、またそのほかの政務にいたしましても、とにかく分権とは何であり、地域がどう変わり、国がどう変わるのかということ、一人一人の国民の皆様方に実感をしていただくということが肝要であると考えております。

平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係るスケジュール

4月30日 地方分権改革推進本部（本部長：安倍内閣総理大臣）「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定

5月20日～7月15日 提案募集受付 126団体953件の提案

6月27日 地方分権改革推進本部 各府省への事前の協力依頼

7月25日 各府省への検討要請（8月20日締切）→ 「対応不可」の回答が8割弱

8月19日～9月19日 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング（10回開催 合計約57時間）

9月26日 各府省への再検討要請（10月10日締切）

10月中旬以降 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など

10月下旬 地方分権改革有識者会議 中間取りまとめ

12月上旬 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了解

12月中旬 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

次期通常国会 法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を提出

平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数・件数	
提案団体数	126
提案件数	953

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地・農業	147
医療・福祉	202
雇用・労働	43
教育・文化	46
環境・衛生	80
産業振興	109
消防・防災・安全	20
土木・建築	88
運輸・交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数省庁にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方

提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項	事務局中心に検討・整理を行う事項
<p>A－① 76件（40項目）</p> <p>これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの ※</p>	<p>A－② 292件（220項目）</p> <p>これまでに議論されていなかった事項であって、A－①以外のもの</p>
<p>B－① 76件（18項目）</p> <p>これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの ※</p>	<p>B－② 26件（23項目）</p> <p>これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B－①以外のもの</p>
<p>※特に重要なものについての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用分野など「地方分権改革の総括と展望」で「重要な政策分野に関する改革」として位置づけられているもの ○「<u>地方の創生と人口減少の克服</u>」に関連するもの ○多数の団体から提案されているもの <p>等</p>	<p>C 344件（176項目）</p> <p>A・B以外のもの（これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項）</p>

注1 上表以外に、農地・農村部会で議論する事項が 79件（11項目）ある。

注2 A－②、B－②、Cの中でも、検討の経過によって、提案募集検討専門部会で取り上げる事項とすることがある。

提案募集方式の重点事項における地方創生に向けた提案例

地方創生項目	提案主体	提案事項	概要
<p>企業等の地方移転・地方採用・地方大学の活性化等施策</p>	<p>神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、中国地方知事会、九州地方知事会</p>	<p>産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（企業立地促進法）</p>	<p>地方が主体的に迅速な企業誘致を行うことができるようにするため、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す。</p>
	<p>広島県、聖籠町、中国地方知事会</p>	<p>緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）</p>	<p>町村が地域の実情に応じて環境保全を図りつつ企業誘致を行うことができるようにするため、第2次分権一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。</p> <p><手挙げ方式による移譲></p>
	<p>愛媛県</p>	<p>工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）</p>	<p>地域の実情に応じて、工場の生産施設の拡張等を弾力的に行うことができるようにするため、工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。</p>

<p>地域産業基盤強化施策（農業、観光、医療、製造業等分野別）</p>	<p>地方六団体</p>	<p>【農地制度のあり方の見直し】 農地の総量確保の仕組みの充実とともに、農地転用許可に係る2ha超4ha以下の大臣協議の廃止及び4ha超の大臣許可も含めた市町村への権限移譲 (農地法、農振法等)</p>	<p>人口減少社会を迎え、都市の集約化等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、必要な農地を維持しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進することが必要。 そのため、国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、まちづくりを担う市町村に権限移譲する。</p>
	<p>鳥取県、徳島県</p>	<p>地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)</p>	<p>観光サービスの質的向上により外客誘致を進め、地域の観光産業の振興と雇用の増加を図るため、現在法律で定められている地域限定通訳案内士の資格要件について、都道府県の条例で定めることとするなどの規制緩和を行う。</p>
	<p>佐賀県</p>	<p>C I Q業務権限の都道府県への移譲 (出入国管理及び難民認定法等)</p>	<p>地方に国際ビジネスジェット機を誘致し、対外的な知名度の向上、国際会議の誘致等による外客誘致の拡大を図るため、地方管理空港において国際ビジネスジェット機を受け入れる際に必要となるC I Q業務を、国から希望する都道府県に移譲する。 <手挙げ方式による移譲></p>

岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	観光客の誘致等による地域振興の観点から、地域の道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準（無余地性の原則※）を緩和する。 （※）道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる（道路法第33条）。
山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、九州地方知事会	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	地方における効果的な創業促進を可能とするため、市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲し、都道府県と市町村のネットワークを活かしつつ、これまで都道府県が行ってきた創業支援策との一体的な実施を図る。
埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 (中小企業地域産業資源活用促進法)	都道府県が地域資源の活用に主体的に関与することで地域経済活性化を図るため、中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
神奈川県、九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	地域における効果的な再生可能エネルギーの普及促進を可能とするため、再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。

	埼玉県	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和 (都市公園法)	地域における再生可能エネルギーの利活用を促進するため、都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるよう規制緩和を行う。
--	-----	--	--

地域の少子化施策	埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、鹿児島県、長岡市、瑞穂市、安城市、萩市、中国地方知事会、九州地方知事会	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (児童福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従うべき基準…必ず適合しなければならない基準（異なる内容を定めることは許されない。） ・標準…通常よるべき基準（合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。） ・参酌基準…十分参照しなければならない基準（結果として、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。） 	<p>地域の実情に応じた子育て環境を整備し、待機児童の解消等を図るため、保育所等の児童福祉施設に係る人員配置、居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。</p> <p>(参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、本年度末まで</p>
----------	---	---	--

	京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、相模原市、神戸市、中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の見直し (放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱)	放課後児童クラブの受け皿を確保し、地域における子育て環境を整備するため、現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情等を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。
	埼玉県	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲(児童福祉法)	住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた子育て環境を確保できるようにするため、現在中核市まで移譲されている認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
	滋賀県	保育士修学資金の貸付対象者の住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施要綱)	保育士の確保により地域の子育て環境を充実するため、保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内学生のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。

地域生活基盤施策(中山間地域、地方中枢拠点都市と近隣市町村、定住自立圏、大都市圏等)	磐田市、東広島市、中津市	開発行為の許可権限の希望する市への移譲(都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、現在、特例市まで移譲されている開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようにする。 <手挙げ方式による移譲>
--	--------------	----------------------------	--

川崎市	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、全国一律的な基準となっている開発行為に伴う公園の設置義務等、開発許可基準の技術的細目について条例に委任する。
酒々井町、 全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村が自らの判断で、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようにするため、町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意 (市は協議) を廃止し、協議のみとする (市と同様の制度とする。)
芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾力化 (都市公園法)	人口減少による都市の集約化等地方の実情を踏まえた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止が可能となるよう弾力化を図る。
青森県、群馬県、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、宮城県、 広島県 等	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲 都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が地域の実情に応じて、自ら土地利用を決定することができるようにするため、国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲するとともに、都道府県が行う保安林の解除に係る国への同意協議を廃止する。
愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が自らの判断で、地域の実情に応じた森林管理を行うことができるようにするため、都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。

<p>福井県、長野県、 京都府、兵庫県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県</p>	<p>医療用麻薬に係る小売業者間の 譲渡に係る許可権限等の都道府 県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)</p>	<p>地域において、医療用麻薬を活用したがん患者等 に対する在宅緩和ケアを充実するため、小売業者 間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県 へ移譲するとともに、譲渡許可の条件を弾力化す るなどの規制緩和を行う。</p>
<p>熊本県、 九州地方知事会</p>	<p>社会医療法人の認定要件の緩和 (医療法)</p>	<p>公益性の高い社会医療法人を確保し、へき地医療 や救急医療など公的性格の強い地域医療の提供を 充実するため、社会医療法人の認定要件である「へ き地医療への支援実績」について、へき地診療所 だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣につ いても認定要件とするなどの規制緩和を行う。</p>
<p>大阪府、 和歌山市、 松山市、大分市、 中核市市長会、 全国特例市市長会 特別区長会</p>	<p>県費負担教職員の人事権等の中 核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営 に関する法律等)</p>	<p>地域の実情に応じた特色ある教育を担う教職員を 確保するため、県費負担教職員の人事権等を中核 市、特例市、特別区、一般市へ移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次分権一括法により移譲 (平成29年4月より(予定))</p>
<p>新潟市、京都市</p>	<p>指定都市立特別支援学校等の設 置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)</p>	<p>特別支援学校の在籍児童生徒が増加傾向にある 中、地域のニーズに応じて迅速かつ的確に特別支 援学校を設置できるよう、指定都市立の特別支援 学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃</p>

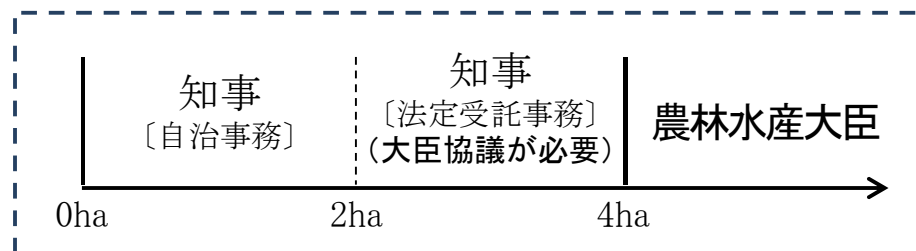
			<p>止する。</p> <p>(参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次分権一括法により廃止(平成27年4月より)</p>
京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和(公営住宅法)		<p>子育て世代の居住確保等地域の実情に応じた公営住宅の運営を図る観点から、公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額収入の基準を条例に委任するとともに、公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業について、小規模多機能型居宅介護事業等を追加する(現在はグループホーム事業等に限定)。</p> <p>(参考) 第1次分権一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例に委任済み</p>
愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(公営住宅法)		<p>人口減少による都市の集約化等に伴い、地域の実情に応じた公営住宅の集約化等を推進するため、公営住宅建替事業において必要とされる現地建替要件や戸数要件(従前戸数以上)等を廃止する。</p>
福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲(水道法)		<p>人口減少等による水需要の減少を踏まえ、水道事業の経営合理化が急務となっており、都道府県が中心となった事業再編を進める等の観点から、水道事業(給水人口5万人超であって水利調整を要するもの)及び水道用水供給事業(1日最大給水</p>

	中国地方知事会		<p>量が2万5千立方メートルを超えるもの)の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。</p> <p>(参考)道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み</p>
	東京都	<p>消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲 (消費者安全法)</p>	<p>地域において住民の財産被害拡大防止のための迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を希望する都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。</p> <p><手挙げ方式による移譲></p>

参 考 资 料

農地転用許可に係る権限移譲について

農地転用の許可権限に係る現行制度等



※平成10年農地法改正により、2ha超4ha以下の農地転用許可事務を国から都道府県に移譲（当分の間、農林水産大臣に協議）

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）【要旨】
農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（平21法57）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検討状況及び今後のスケジュール

○地方分権改革有識者会議の下の「農地・農村部会」において、地方六団体及び農林水産省からヒアリングを行いつつ、年内に結論を出すことを目指し議論中

農地制度のあり方について〔ポイント〕

[地方六団体]

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
- 国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、
個別の農地転用許可等(マイクロ管理)については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
○国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り
- 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

※2ha以下…知事許可
2ha超4ha以下…知事許可(要大臣協議)
4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)
(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
- ・地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
(※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等(マイクロ管理)の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

通訳案内士制度の現状について

	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の旅行 の容易化等の促進による 国際観光の振興に関する 法律)	特例ガイド					
			総合特別区域法	福島復興 再生特別 措置法	沖縄振興 特別措置法	奄美群島 振興開発 特別措置法	小笠原諸 島振興開 発特別措 置法	中心市街地の 活性化に関す る法律
取得条件	国の試験 【一次】筆記試験 外国語、日本地理、日 本歴史、一般常識 【二次】口述試験	都道府県の試験 【一次】筆記試験 外国語、地域に関する地理、 地域に関する歴史、地域に 関する一般常識 【二次】口述試験	地方自治体の研修					
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日
計画 (策定主体)	—	外客来訪促進計画 (都道府県)	総合特別区域計画 (地方自治体)	産業復興 再生計画 (福島県)	沖縄特例通訳 案内士育成等 事業計画 (沖縄県)	産業振興促 進計画 (鹿児島県)	産業振興 促進計画 (小笠原村)	中心市街地活 性化基本計画 (市町村)
活動範囲	日本国内 (制限なし)	その資格を得た 都道府県区域	計画区域 (※1)					
言語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	地域の需要に応じた言語					
		英、中、韓	※2	英語、中国語、韓国語	未定			
登録者数	17,736名	379名(6道県) ※H23年度以降は沖縄県 のみ実施	395名					
			240名 (5地域)	41名	114名	—	—	—

※1 福島及び沖縄については、県全域が対象 ※2 札幌市:英、中、韓、タイ等 泉佐野市:英、中、韓 和歌山県:英 島根県益田地区:英、仏、中、韓 九州の全域:中、韓
 ※登録者数については、通訳案内士:H26.4.1時点、地域限定通訳案内士及び特例ガイド:H26.9.1時点

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（通訳案内士関係）

- 通訳案内士制度においては、外国人に対し、外国語で、有償での旅行案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要。但し、地域・言語面での需給ミスマッチあり。
- 通訳案内士法の特例として、通訳案内士でない者であっても、構造改革特別区域等において、地方公共団体の実施する研修を修了することで、外国人への有償ガイド行為を可能とする。【今秋の臨時国会に提出予定】

現行制度

外国人に対する有償ガイド

通訳案内士試験の合格
＝通訳案内士資格が必要

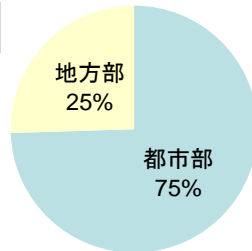
※通訳案内士登録者数：17,736人（平成26年4月1日現在）
就業者数は登録者のうち4分の1

課題

通訳ガイド偏在の解消・旅行者のニーズに合わせた通訳ガイドサービスの提供

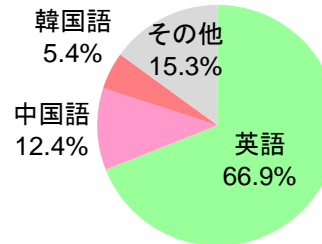
大都市部への偏在

九州へのクルーズ船
等地方への外国人旅
客への対応



言語的偏在

中韓台香の4国・地
域（約2/3）等からの
旅客への対応



ガイドニーズの多様化

深い知識を求める旅客
＝リピーター層になり得
る者への対応

日本文化体験
茶の湯、生け花
空白時間帯の町歩き
秋葉原2時間ツアー
富士山登山ツアー

構造改革特別区域法における対応策（通訳案内士法の特例）

特例ガイド
になりたい者

地方公共団体が企画・実施する
「研修」

研修修了・登録

特例ガイド

有償での通訳案内の実施

資質をしっかりと担保しつつ、地域の実情に応じたガイドを導入

各地域への外国人旅行者の増加

【類例】

総合特別区域法（平成24年度より）
沖縄振興特別措置法（平成24年度より）
福島復興再生特別措置法（平成24年度より）

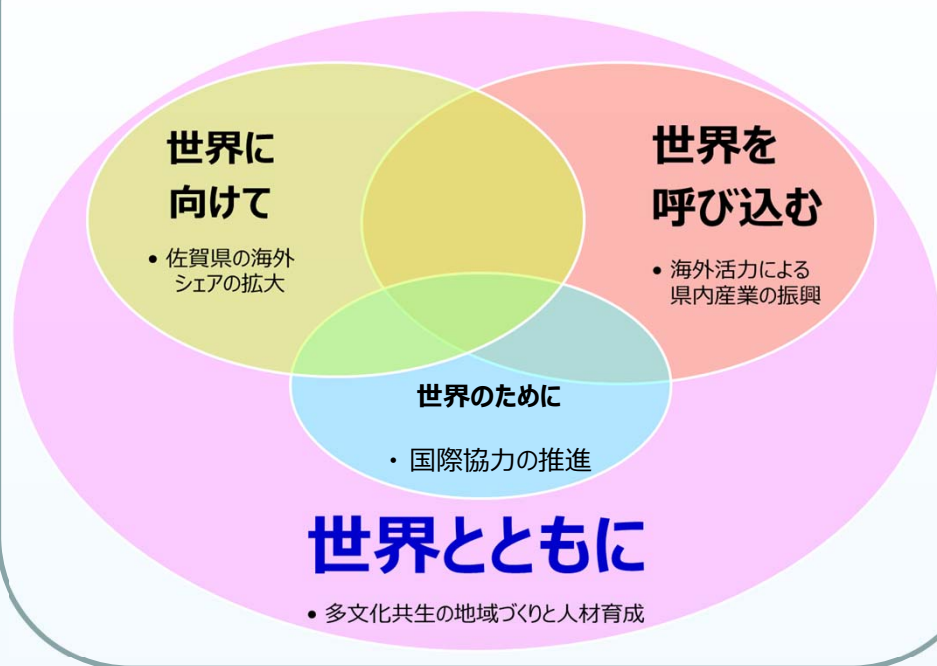
奄美群島振興開発特別措置法（平成26年度より）
小笠原諸島振興開発特別措置法（平成26年度より）
中心市街地の活性化に関する法律（平成26年度より）

佐賀県総合計画2011（佐賀県政策カタログ2011）

■ 国際化の推進

⇒ 有明佐賀空港：海外の主要都市と佐賀県との間を直接結ぶ交通手段の整備・充実
『ビジネスジェットの入体制を整える』

佐賀県国際戦略（2011年策定、2014年改訂）



佐賀県観光戦略（2014.6月策定）

目標・成果指標

○リピート意向率100%を目指す

○佐賀県内の外国人宿泊者数を2016年に17.2万人にする

国際ビジネス機受け入れ整備による目指す姿

ビジネス機ユーザーは、情報発信力が大きいユーザーが多いため、国際ビジネス機受入体制が実現すれば世界での佐賀空港及び佐賀県の知名度は大きく向上



佐賀県内で世界規模の会議やイベントなどの誘致

ビジネスジェット需要創出

ビジネスジェット受入への課題

制度上

有明佐賀空港は国が外国人が出入国する空港として指定していることから、原則として自由に国際ビジネス機の運航が可能。



課題

※CIQ: 出入国時の必須手続。税関、出入国管理、検疫。

CIQについては国際便の運航にあわせた出張対応となっているため、実際の国際ビジネス機運航にあたってはCIQ機関との事前の調整が必要となり、迅速で自由な運航を阻害する要因となる可能性。

参考：有明佐賀空港における国際線就航状況

佐賀－上海線	週3往復運航(月・水・土曜日)	到着 11:40	、	出発 13:10
佐賀－ソウル線	週3往復運航(日・水・金曜日)	到着 16:10	、	出発 17:10

具体例：ビジネスジェット運航支援会社の声（佐賀県聞取り）

CIQが整っている首都圏空港は、混雑していて希望通りに利用できない…。

駐機スポットの自由度が高い地方空港の利用はCIQ体制が不安…。

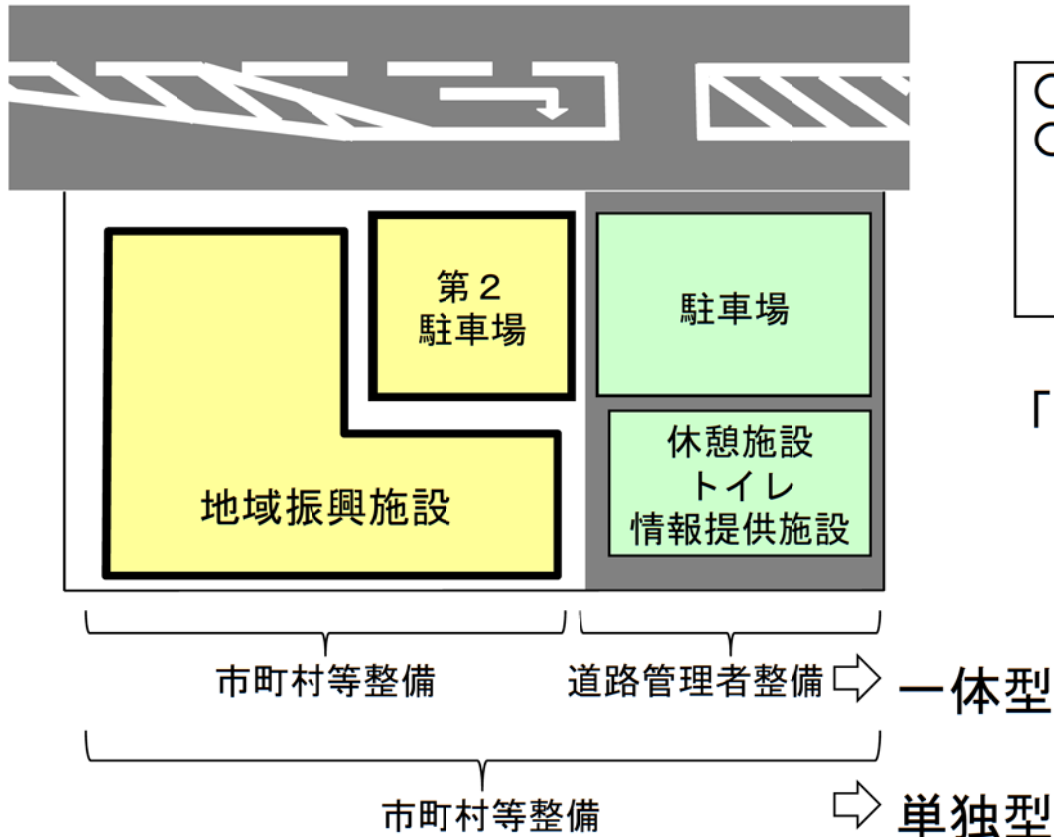
【提案】 ビジネスジェットに限りCIQ業務を国から地方へ権限移譲

- 県営空港として利用者ニーズにあわせた、迅速でフレキシブルなサービス提供対応が可能
- 発着枠、駐機スポットの有効活用

「道の駅」の仕組み

- 「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- 登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- 登録要件は、24時間利用可能な駐車場・トイレ、情報提供施設、地域振興施設を備えている事
- 整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類

整備主体と整備内容



「道の駅」の設置者

- 市町村長
- 市町村に代わり得る公的な団体
 - イ.都道府県
 - ロ.地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
 - ハ.市町村が推薦する公益法人

「道の駅」の登録数

平成26年4月現在

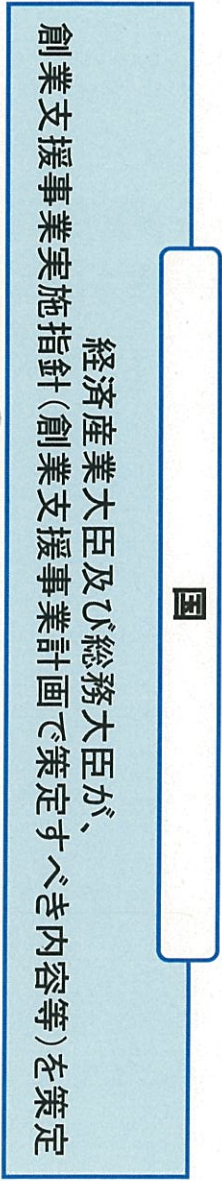
「道の駅」総数1,030駅

うち一体型：593駅(58%)

うち単独型：437駅(42%)

(出典)国土交通省

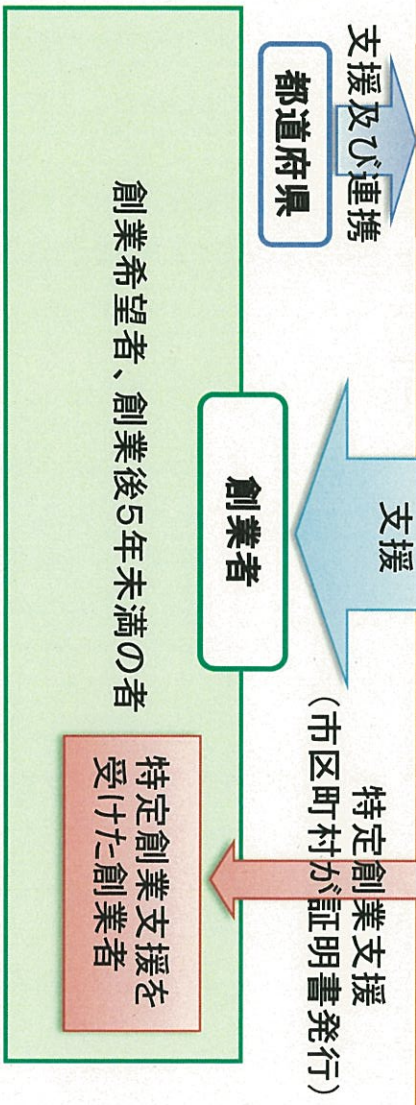
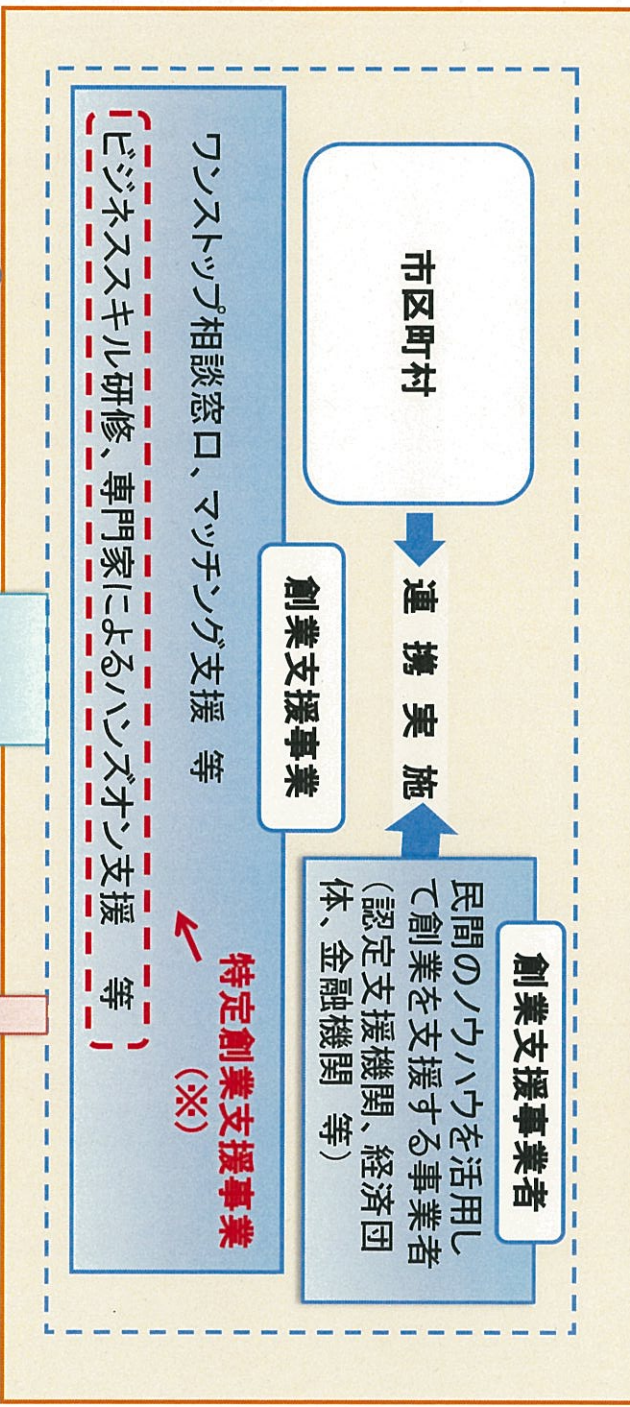
3. 産業競争力強化法における地域における創業支援スキーム



創業支援事業計画の認定を受けようとする市区町村

【創業支援事業計画】の作成

市区町村と創業支援事業者(認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、士業、県センター、NPO等)が行う創業支援事業について市区町村が計画を作成



(※) 特定創業支援事業とは、市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

地域資源活用とは

地域の強みとなりうる農林水産物や鉱工業品、生産技術、観光資源等の地域産業資源を活用して新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

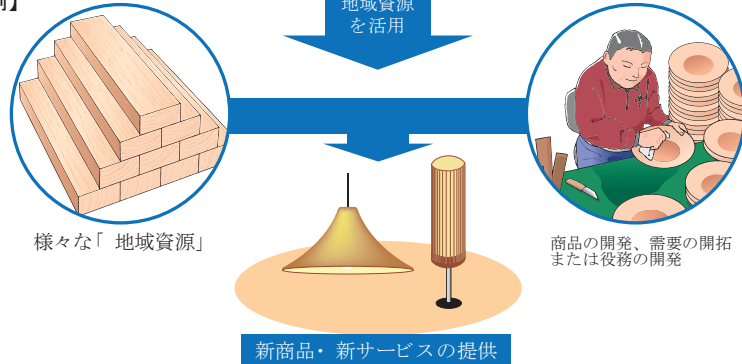
法律 中小企業地域資源活用促進法

中小企業者が地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源）を活用した事業計画を策定し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

地域産業資源活用事業



【例】



基本的要件

【 1. 基本的な考え方】

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴づけ、それらを新たな需要開拓につなげていく事業であること

【 2. 地域産業資源とは】

全国47都道府県で指定される以下のもの

- ・ 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- ・ 地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- ・ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

※ 各都道府県で公表している地域産業資源を確認できます。

☆ 公表サイト

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>



【 3. 地域産業資源活用事業計画とは】

- ・ 中小企業者が、地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源）を活用した事業であること
- ・ 新商品や新サービスに新規性があり、従来品との差別化が図られていること
- ・ 域外への新たな需要が相当程度（5年間で総売上高の5%以上）の開拓が見込まれること

【 4. 計画期間】3年以上5年以内

【 5. 活用できる中小企業者とは】

中小企業者は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の製造業ほか、同1億円以下又は100人以下の卸売業、同5千万円以下又は50人以下の小売業、同5千万円以下又は100人以下のサービス業の他、各種事業組合が含まれます。

主な支援策

補助金

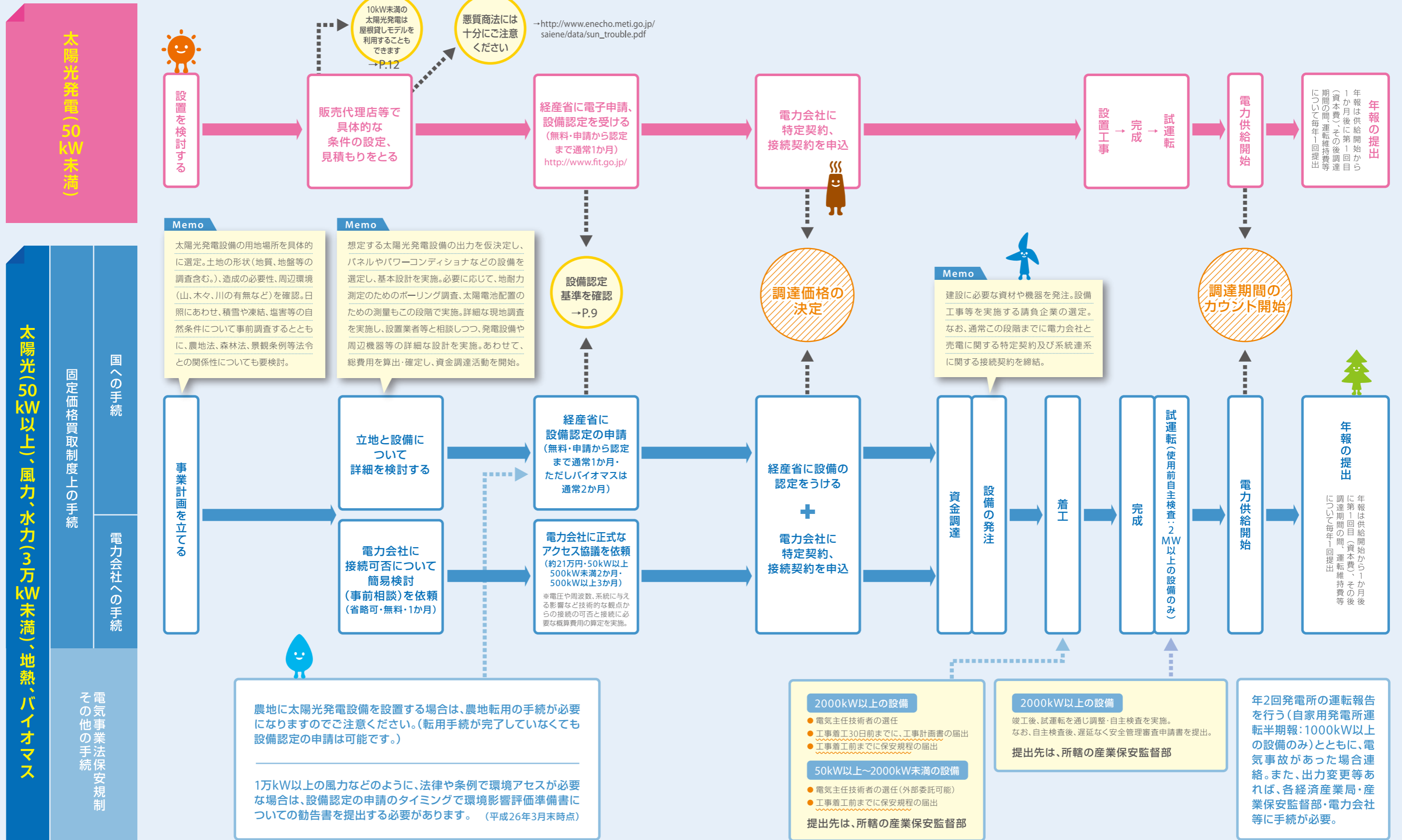
- 新商品・新サービスの開発などにかかる試作品開発・展示会出展などの費用の一部を補助します。（2/3補助、上限3,000万円）

融資・保証など

- 政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資制度があります。
 - 信用保証協会の保証限度額が2倍となります。
- この他にも、支援制度を取りそろえていますので、詳しくはお問い合わせください。

再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの流れ

再生可能エネルギー発電設備の設置から発電開始までの流れは、おおよそ以下のようになっています。具体的には、国からの設備認定と電力会社に対する接続契約協議を併行して進めていただく必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますのであくまでモデルケースとしてご紹介します。



都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和

提案事項	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがある。 ○ その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる。 ○ 占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨規定 <p>⇒ 駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難</p>

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすべき

・都市公園の広大な駐車場の有効活用



・再生可能エネルギーの普及促進



占用の例：都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネル

基本政策検討チームヒアリング

参考資料

(地域における「消費者志向ブランド」育成のための施策について)

平成26年10月10日



地域における「消費者志向ブランド」育成のための施策について(総論)

地域の特性に応じた商品について、事業者が表示にあたり法令を遵守しつつ、例えば食品の持つ保健機能といった長所を効果的にPRできるような環境を整備する。

表示制度に関する普及啓発活動を通じ、消費者からの信頼が確保されれば、地域の「消費者志向ブランド」の需要拡大、地域の事業活動の活性化につながると考えられる。

(これまでの取組と評価)

1. 表示制度の普及啓発

【これまでの取組】

消費者の安心で自主的・合理的な選択を支える
表示制度の改正・整備
(景品表示法改正、食品表示法制定)

【評価】

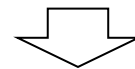
・新たな制度についての理解が十分に広まっていない(どのような表示が問題となるか、事業者の講ずべき措置は何か、等)

(対策)

・改正景品表示法
、食品表示法
に係る普及啓発

(期待される効果)

○地域の事業者による「消費者志向ブランド」の効果的なPR
○適正な表示による消費者の信頼の確保



2. 新たな機能性表示制度

【これまでの取組】

食品の機能性表示は表示内容や手続面で限定的にし
か認められていない
(栄養機能食品、特定保健用食品)

【評価】

・既存の制度は地域の事業者が食品の持つ保健機能^(※)
といった商品の魅力を伝えることには使いにくい

食品の機能性
表示について
新たな制度の整備
と普及啓発

●「消費者志向ブランド」への需要拡大
●地域の事業活動の
活性化

※例えば、「お腹の調子を整えます。」等

1. (1)景品表示法で規制される不当表示の概要

○優良誤認（4条1項1号）

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

①内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

②内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

○有利誤認（4条1項2号）

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する表示

1. (2) 景品表示法改正(平成26年6月)の概要

I 事業者のコンプライアンス体制の確立

○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第7条関係)

- ・表示等の適正な管理のため**必要な体制の整備**その他の必要な措置等を講じなければならない
- ・事業者が講ずべき措置に関して必要な**指針**を定めるものとする
(事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)
⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進
⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の**規模・業種に配慮**

○指導及び助言(第8条関係)・勧告及び公表(第8条の2関係)

- ・内閣総理大臣が**指導・助言、勧告**(勧告に従わないときは公表)
⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

II 情報提供・連携の確保

○適格消費者団体※1への情報提供等(第10条関係)

- ・消費生活協力団体・消費生活協力員※2から不当表示等の情報を提供
⇒ 民間による問題事案への対処を支援

○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

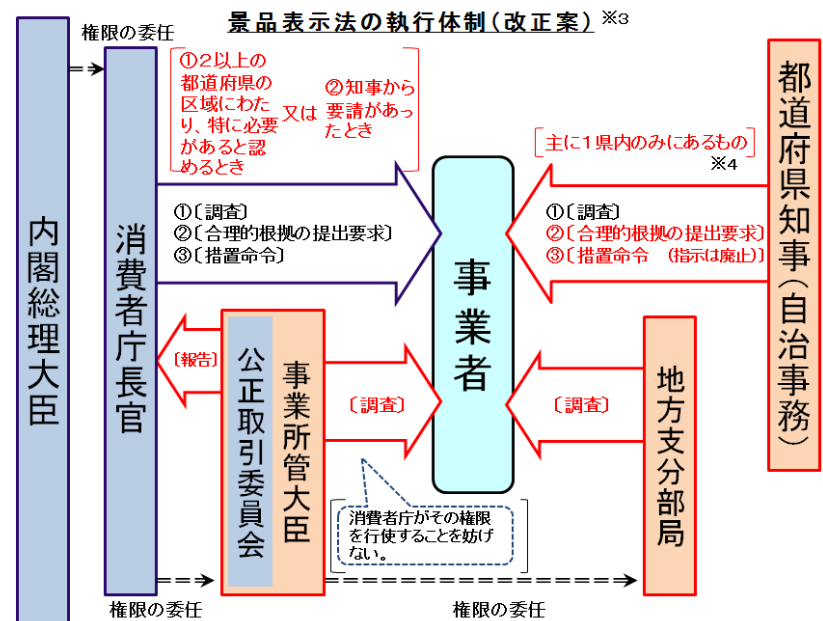
III 監視指導態勢の強化

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を**事業所管大臣**等に委任
⇒ **[調査権限]**
当該事業の実情を踏まえたより迅速かつ的確な法執行を推進

○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第12条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
⇒ **[措置命令権限]**
[合理的根拠提出要求権限]
⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処



IV 課徴金制度の検討等

○課徴金制度導入に関する政府の措置(改正法第4条関係)

- ・課徴金に係る制度の整備について検討
(改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる)

○施行期日は公布日から**6月以内**を予定

※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。

※2 今回改正(消費者安全法の改正)により新設

※3 []部分は政令で定める事項の例

※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。

1. (3)表示管理責任、課徴金等に係る普及啓発、遵守状況調査等

背景

- ・景品表示法の改正による事業者が講ずべき必要な措置の新設
⇒消費者庁が指針を策定
- ・整備を検討することとされた課徴金制度についても、積極的に普及啓発を進める必要

施策の内容

1. 説明会を開催
→景品表示法の理解者の裾野を広げ、事業者が行政機関以外にも気軽に相談できる環境を整備
2. 調査を実施
→事業者における表示等の適正化に向けた取組の実態を把握
3. 指針の見直し・具体的事例の追加など

期待される効果

- ・事業者への普及啓発
→事業者及び業界による自主的な表示の適正化
- ・遵守状況調査
→事業者及び業界による表示の適正化、より適切な制度の構築
⇒消費者志向ブランドの育成に寄与

1. (4) 食品表示法(平成25年6月成立)の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって**分かりやすい表示**

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な**法執行**

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの**目的**を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利 (安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供) の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、**食品表示基準**を策定
 - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣 (食品全般)、農林水産大臣 (酒類以外の食品)、財務大臣 (酒類) ~食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣 ~ 指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣 ~ 緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条~10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき ~ 内閣総理大臣等に申出可
→ 内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体 ~ 特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)

罰則 (17条~23条)

- 食品表示基準違反 (安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日 ~ 公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考) 表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食 (アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い ~ 当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い ~ 当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
~ 当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
→ 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

2. (1) 現行の食品の機能性表示制度

食品

医薬品

健康食品をはじめとする加工食品
農林水産物

【栄養機能食品】

栄養成分の機能の表示ができる

(例) カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。

ビタミン
ミネラル

【特定保健用食品】

保健の機能の表示ができる

(例) おなかの調子を整えます。



食物繊維
オリゴ糖
他

- ・医療用医薬品
- ・一般用医薬品

医薬部外品

新たな機能性表示制度の範囲
(企業等の責任で機能表示が可能)

2. (2)規制改革実施計画及び日本再興戦略

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

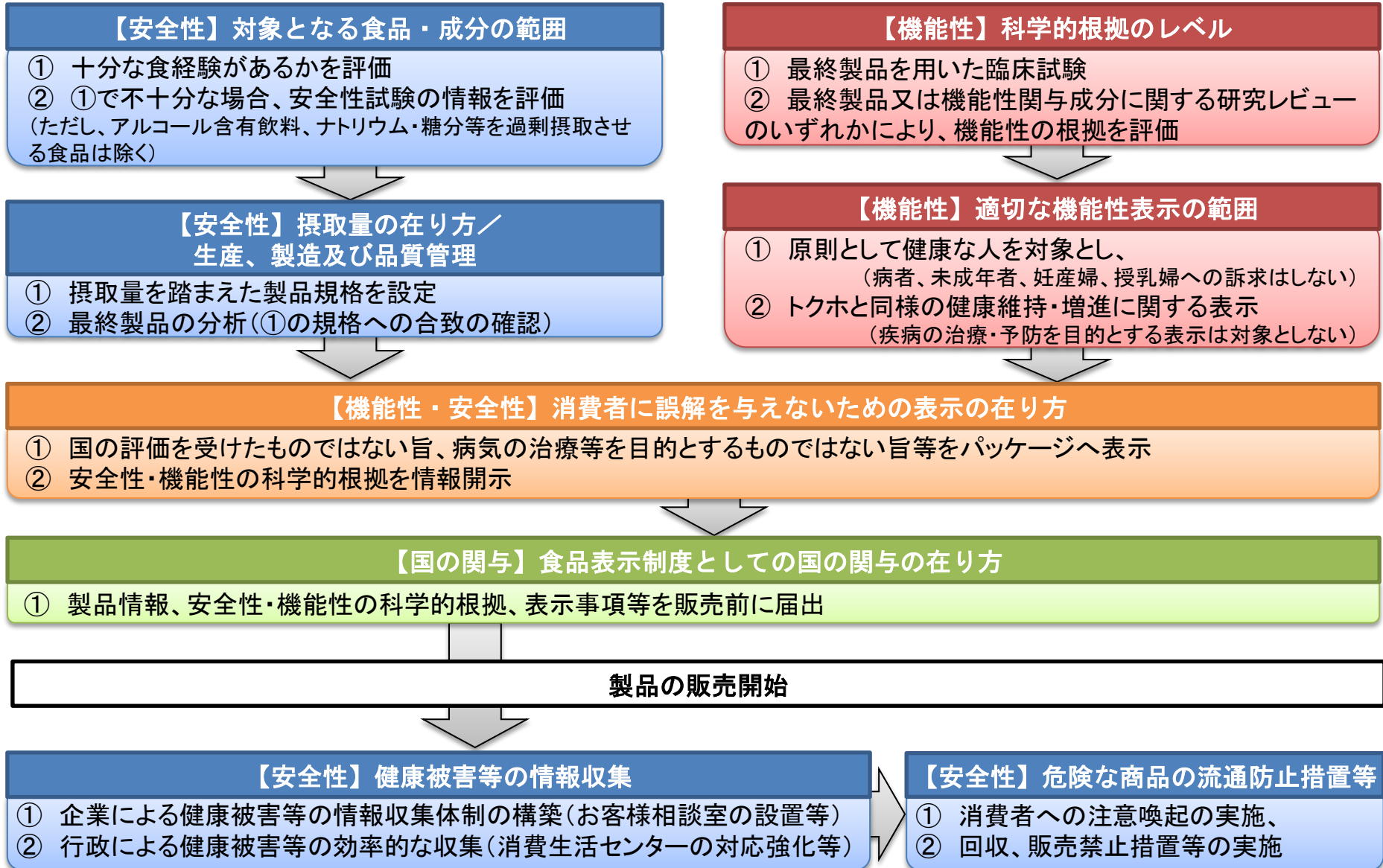
事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、 <u>機能性の表示を容認する新たな方策</u> をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる <u>米国のダイエタリーサプリメントの表示制度</u> を参考にし、 <u>企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし</u> 、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、 <u>安全性の確保</u> (生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置 (加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○食の有する健康増進機能の活用

- いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

2. (3) 新たな機能性表示制度のイメージ



2. (4) 新たな機能性表示の実施に向けたスケジュール

平成25年度

平成26年度

報告書公表
(7月30日)

「食品の新たな機能性表示制度
に関する検討会」での議論

前半: 安全性の確保に
関する検討

後半: 機能性の評価及び
表示のあり方に関する検討

消費者委員会への
意見聴取 等

説明会
の開催

周知

新たな機能性表示制度の実施

成長戦略閣議決定

11月 実施 取りまとめ

検討資料

消費者意向等調査
(グループヒアリング
及びインターネット調査)

・ 消費者の誤認を防ぐ新たな機能性表示制度
の在り方(表示方法等)に関する調査

【調査の概要】

- ① 機能性表示をするにはどの程度の科学的
根拠レベルが必要か
- ② 消費者に誤解を与えないためにはどのよ
うな情報が必要か

- ・ パブリックコメント
- ・ 厚生労働省、農林水産省等に
対する協議
- ・ 施行通知・Q&A等の作成

2. (5)機能性表示を含めた新たな食品表示制度の普及啓発

背景

- ・食品表示法に基づく新たな食品表示制度は平成27年6月末までに施行
- ・新たな機能性表示制度もその一部として同時に施行
⇒消費者、事業者の理解を深め、円滑に制度移行を進める必要。

施策の内容

- 各地での説明会開催等、消費者庁から直接説明を行う機会を設ける
- 効果的な普及啓発のため、食品、栄養関係の専門家の意見を取り入れた消費者、事業者向けの食品表示に関する普及啓発用資料を作成

期待される効果

- ・新制度への円滑な移行による食品表示の適正化
→消費者志向ブランドの育成に寄与
- ・消費者が食品表示を活用し自主的かつ合理的に選択できる力を育成



「地域の経済構造改革」

自治体を核としたローカル・アベノミクスの推進と
地域の経済構造改革への道筋

平成26年10月

総務省 地域力創造グループ

これからの地域政策の方向（自治体経営から地域経営へ）

○ 景気回復の実感を全国津々浦々に届けること

～地域経済の更なる好循環へ（地域経済イノベーションサイクルの強力な推進）～

- 自治体を核としたローカルアベノミクスの推進（ローカル10,000プロジェクト）
- 産・学・金・官地域ラウンドテーブルの機能強化（全国で創業支援事業計画を策定）

○ 若者にとって魅力ある元気で豊かな地方を創生すること

～東京への一極集中に歯止めをかけ、人の流れを変える～

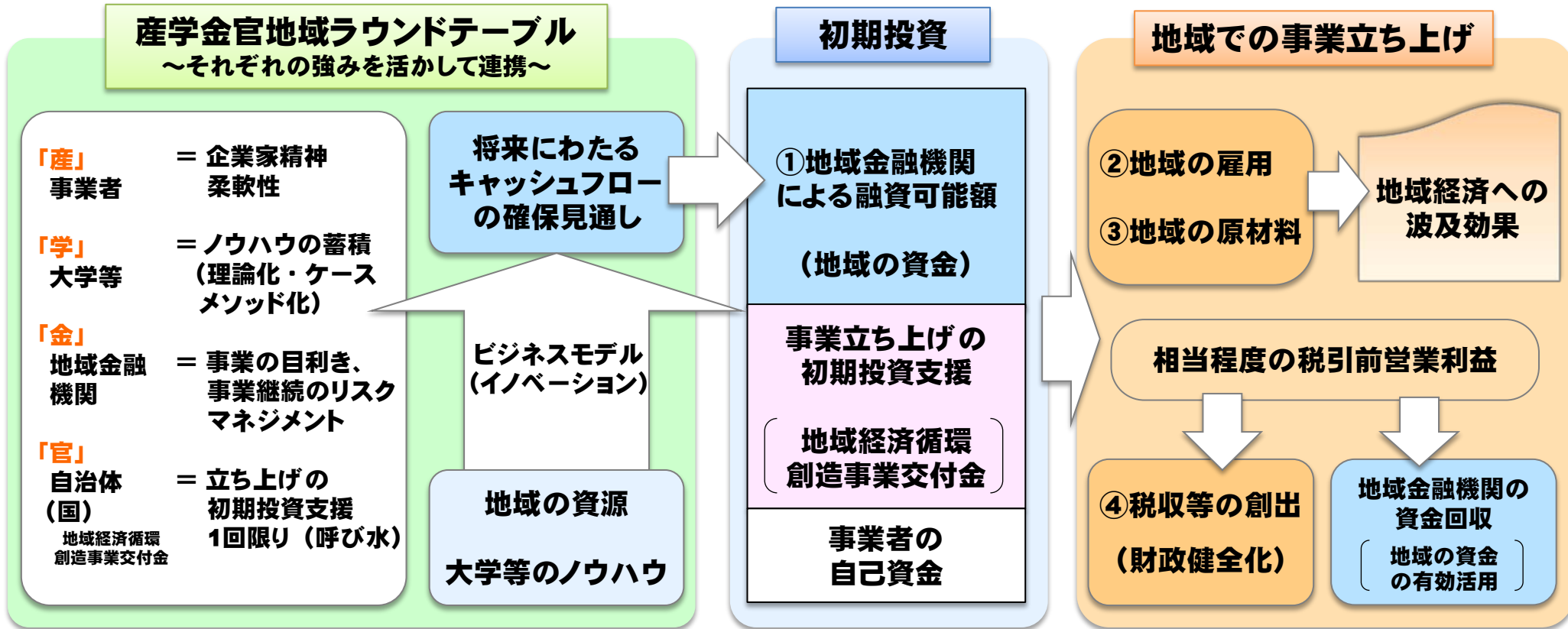
- 人手不足を背景に生産性の高い新規企業を次々と立ち上げ、所得（賃金）の向上を図る。
- 居住・就労・生活支援等のワンストップ窓口の構築等により、UIターン等を支援。
（働き方、生活の仕方のモデル例を具体的に示す）
- 恵まれた子育て環境や介護サービス供給能力を活かし、様々な年代層で移住を推進。

○ 税収増に直結する地域の経済構造改革に着手（持続可能な地方行財政システム）

～公的年金収入や公共事業による仕事への依存を減らし、地域での内発的な経済活動を拡大する～

- 地場産業の発展とまちづくりを併せて推進、地域全体の経済性（所得）の向上を図る。
- 公共施設のオープンリノベーション等を推進、官民連携して中小企業の生産性向上を支援。

地域経済イノベーションサイクルの仕組み（地域経済循環創造事業交付金）



地域への貢献

先行モデルにみる効果実証
(地域経済循環創造事業交付金)

ローカル10,000プロジェクトの推進
[交付予定額55.4億円 交付対象160事業]

- | | |
|---------------|--|
| ① 投資効果 | 2.1倍 (初期投資見込額 115.3億円) |
| ② 地元雇用創出効果 | 4.2倍 (地元人材雇用見込額 (想定7年) 230.7億円) |
| ③ 地元産業直接効果 | 9.1倍 (地元原材料費見込額 (想定7年) 504.1億円) |
| ④ 課税対象利益等創出効果 | 3.6倍 (課税対象利益等見込額 (税引前営業利益+減価償却費相当) (想定7年) 200.9億円) |
| ⑤ 地域課題解決効果 | 廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元 |

地域経済イノベーションサイクルの施策例

○徳島県 「阿波尾鶏」を活用した畜産と農業の地域資源循環の創造

- ・事業主体: オンダン農業協同組合(海陽町)
- ・交付予定額: 5,000万円
- ・金融機関: 阿波銀行
- ・融資喚起見込額: 6,500万円

(地域課題)

- ・輸入飼料(トウモロコシ)を使った養鶏
- ・鶏糞の未利用
- ・利益率圧迫

(事業化)

- ・鶏糞をブランド有機肥料化
- ・有機肥料を活用した高品質の野菜と米の商品化
- ・輸入飼料を地元高品質米に置換

(公益的効果)

- ・ブランド有機肥料と高品質野菜等で販売力増強
- ・輸入飼料の地場産化(飼料米等)
- ・雇用増(有機肥料、飼料の製造)



<事業計画>

売上高 7,810万円	原材料費 循環エサ代 4,380万円	= 地域資源
阿波尾鶏 成鳥販売・ 有機肥料販売	人件費 820万円	= 地元雇用創出
	その他(薬材料等) 1,350万円	= 域外からの購入
※有機肥料により栽培した野菜・米等への拡張も別途想定される		1,260万円 = 税負担+返済原資

○北海道芦別市 (チップ製造事業)

- ・事業主体: 芦別木質バイオマス開発協同組合
- ・交付予定額: 3,300万円
- ・金融機関: 北洋銀行
- ・融資喚起見込額: 3,000万円

(地域課題)

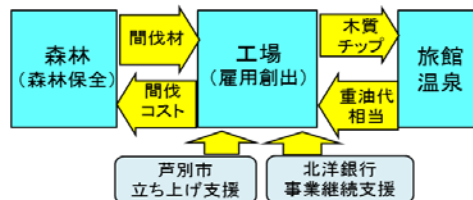
- ・温泉、温水プール等の燃料コストの増(重油)
- ・間伐コストの負担増

(事業化)

- ・間伐材のチップ化
- ・チップボイラーの導入(重油を木質チップに転換)

(公益的効果)

- ・間伐コストの確保(チップ代収入)
- ・燃料コストの抑制
- ・雇用増(チップ工場等)



<事業計画>

売上高 3,300万円	原材料費 間伐材等(運搬費) 1,080万円	= 地域資源
木質チップ販売	人件費 1,540万円	= 地元雇用創出
	680万円	= 税負担+返済原資

○青森県青森市 (ナマコ加工廃棄物を加工した地域経済活性化)

- ・事業主体: 株式会社大豊
- ・交付予定額: 5,000万円
- ・金融機関: 青森銀行
- ・融資喚起見込額: 2,500万円

(地域課題)

- ・中国輸出向け乾燥ナマコの加工工程で排出される廃棄物(内臓、煮汁)の処分

(事業化)

- ・ナマコ加工廃棄物から機能性成分を抽出し、高付加価値化(化粧品等に活用)

(公益的効果)

- ・ナマコ加工廃棄物の処分コストの減
- ・ナマコ成分商品の低コスト化による販売促進
- ・雇用増(加工場)



<事業計画>

売上高 5,000万円	原材料費 ナマコ成分抽出吸着剤 1,120万円	= 地域資源
ナマコ成分を利用した機能性靴下の販売	人件費 2,000万円	= 地元雇用創出
	その他(広告宣伝) 100万円	= 域外からの購入
※石鹸や化粧品への拡張も別途想定される		1,780万円 = 税負担+返済原資

地域経済循環創造事業交付金 地域金融機関数

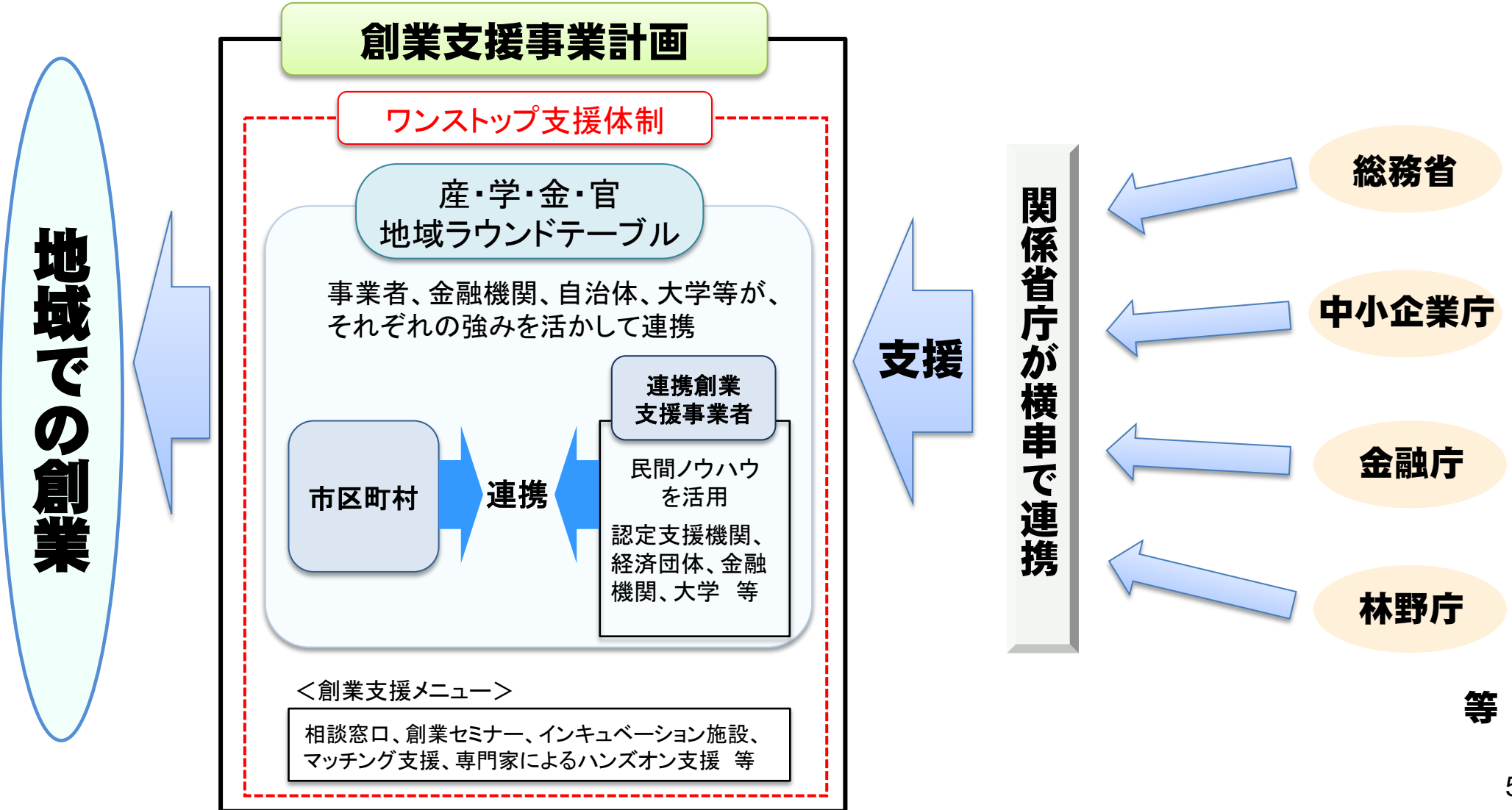
		事業数	交付決定額	融資予定額	金融機関数		地方銀行		信用金庫		その他(信組、JA等)	
					(うち新規)		(うち新規)		(うち新規)		(うち新規)	
⑳補正		67	21.8億円	23.0億円	53		32		12		9	
㉑補正 ㉒当初	1次	35	13.7億円	20.6億円	27	(16)	16	(7)	9	(7)	2	(2)
	2次	33	12.3億円	9.9億円	27	(15)	16	(7)	7	(4)	4	(4)
	3次	25	7.5億円	6.4億円	17	(6)	12	(3)	3	(1)	2	(2)
合計(延べ)		160	55.4億円	59.9億円	90		49		24		17	

・融資事業数

1	阿波銀行	10事業	7	愛媛銀行	4事業
2	但馬信用金庫	7事業	8	北洋銀行	3事業
2	南都銀行	7事業	8	足利銀行	3事業
2	肥後銀行	7事業	8	滋賀銀行	3事業
5	鹿児島銀行	6事業	8	みなと銀行	3事業
6	山陰合同銀行	5事業	8	琉球銀行	3事業

創業支援事業計画の策定について

○産業競争力強化法に基づき、関係省庁が横串で連携して、全国の市町村の創業支援事業計画の策定を支援し、地域での創業を促進



創業支援事業計画のイメージ

(2) 創業支援事業の実施方法

◆ 創業支援事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市商工労働部産業政策課 (必要に応じて関係機関や専門家を紹介) 〇〇銀行、〇〇信用金庫
創業セミナー、マッチング 交流会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇商工会議所 〇〇市企画部定住推進課 NPO法人〇〇 〇〇県産業技術センター 〇〇銀行、〇〇信用金庫 〇〇大学産学官連携機構
事業環境認識と 事業ミッションの構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市商工労働部産業政策課 〇〇大学経営学部 〇〇商工会議所
2 価値創造支援	
ビジネスモデル構築支援、 販売先・ターゲット確定支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇商工会議所 〇〇大学経営学部 〇〇銀行、〇〇信用金庫 〇〇不動産株式会社
商品開発支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市商工労働部地域ブランド推進室 〇〇大学理工学部、経営学部 〇〇市中小企業経営者協会
生産体制構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市農林水産部農業振興課 〇〇商工会議所 〇〇県産業技術センター
雇用計画支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇商工会議所 〇〇市健康福祉部社会福祉課 NPO法人〇〇 〇〇銀行、〇〇信用金庫
事業戦略（4P） ポジショニング・ブランディング企画 支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市企画部企画課 〇〇大学経営学部 〇〇商工会議所
3 営業力強化支援 (創業後のフォローも含む)	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇商工会議所 〇〇市総務部広報課 NPO法人〇〇 〇〇市中小企業経営者協会
4 経理・財務力強化支援	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇銀行、〇〇信用金庫 〇〇会計事務所 〇〇市総務部財政課、商工労働部産業政策課 〇〇商工会議所

計画期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇〇日

分散型エネルギーインフラプロジェクト

○防災的な観点や人口減少高齢社会対応からの要請

(→自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築)

●地域での自立型エネルギーシステムの構築

- ・公共施設等を中心に自家発電等の自立型のエネルギー設備を導入し、平常時での地域のエネルギーコストの減少、災害時での地域のエネルギー自立を図る。
- ・自立型のエネルギー設備例としては、太陽エネルギーやごみの排熱の利用、分散型電源の導入など、需要地に近い地域にあるエネルギーの活用を想定。
- ・地域の特性を活かした地域づくりを進めるためには、建築の設計者や都市計画者、自治体など、建築や地域づくりに関わる人たちが、エネルギー利用やそのためのインフラ計画に関わる必要がある。
- ・都市づくりの方向性も、人口減少高齢社会を迎えて、コンパクト化に向けた視点が強まっており、地域的なエネルギーシステムを構築する好機。

○電力改革を踏まえた地域経済の成長戦略

(→電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出、多様な新規企業の喚起)

- ・電力の小売り自由化を踏まえて、電力市場において、いかに新たな価値を生み出し成長戦略につなげるかが課題。
 - ～再生可能エネルギーや分散型エネルギーを活用した多様な需要地密接型の発電事業の創出
 - ～エネルギー分野に限らず、自動車、住宅、電機、ICTなどの企業を含むビジネスプラットフォームの創出

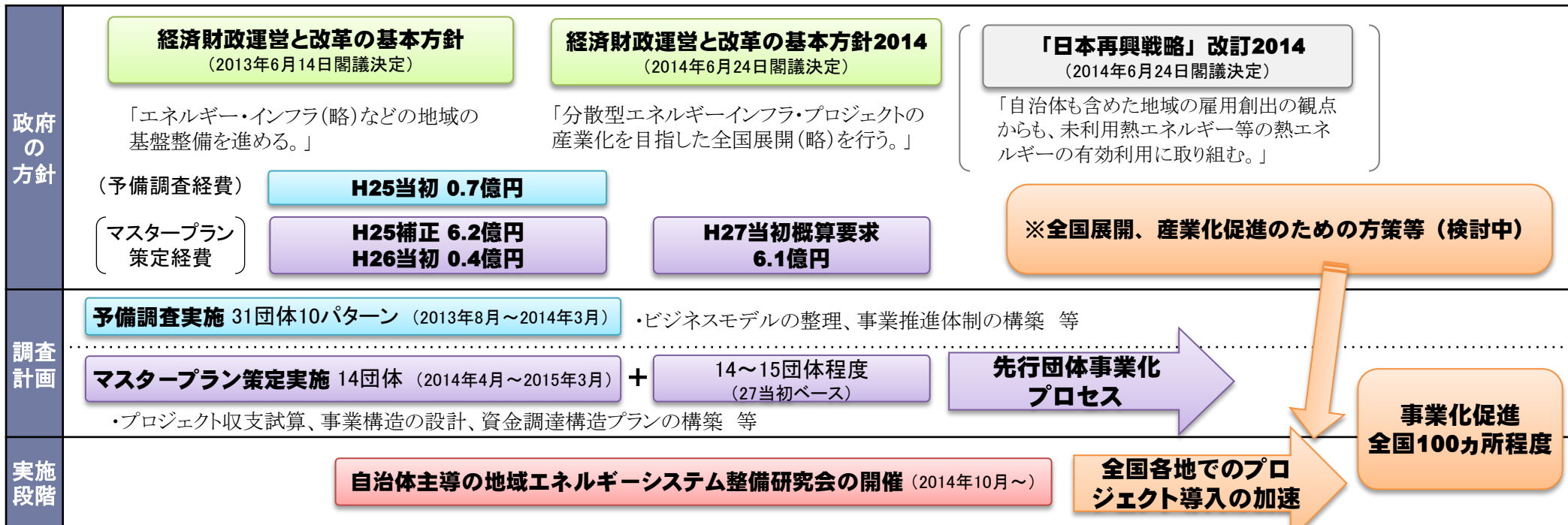
○長期の取り組みを担保する必要性

(→自治体の役割)

31自治体が予備調査実施中
→マスタープランづくりへ(26年度)

- ・熱供給管等は道路占用スペースも大きくなること等から、都市計画、まちづくりと一体となって進めていくことが必要。
- ・長期間にわたる建物や設備の新設・更新とともにエネルギーシステムとして最適化の方向に進めるため、自治体が主体的に取り組む必要があり、マスタープランの中にうまく組み込んでいくなどにより、長期の取り組みを担保する必要。
- ・施設等のハード面だけでなく、それを構築し活用していくためのソフトな仕組みづくりも重要。

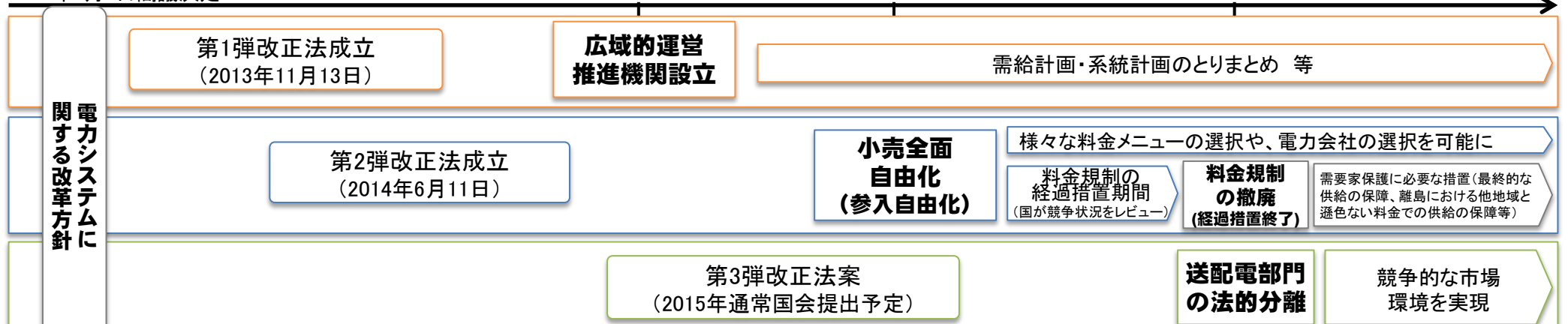
分散型エネルギーインフラの全国展開に向けたロードマップ



(参考) 電力システム改革

2013年4月2日閣議決定

【第1段階】 (広域的運営推進機関の設置) **2015年目途**
 【第2段階】 (小売参入の自由化) **2016年目途**
 【第3段階】 (送配電の中立化、料金規制の撤廃) **2018~2020年目途**



分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定団体の決定

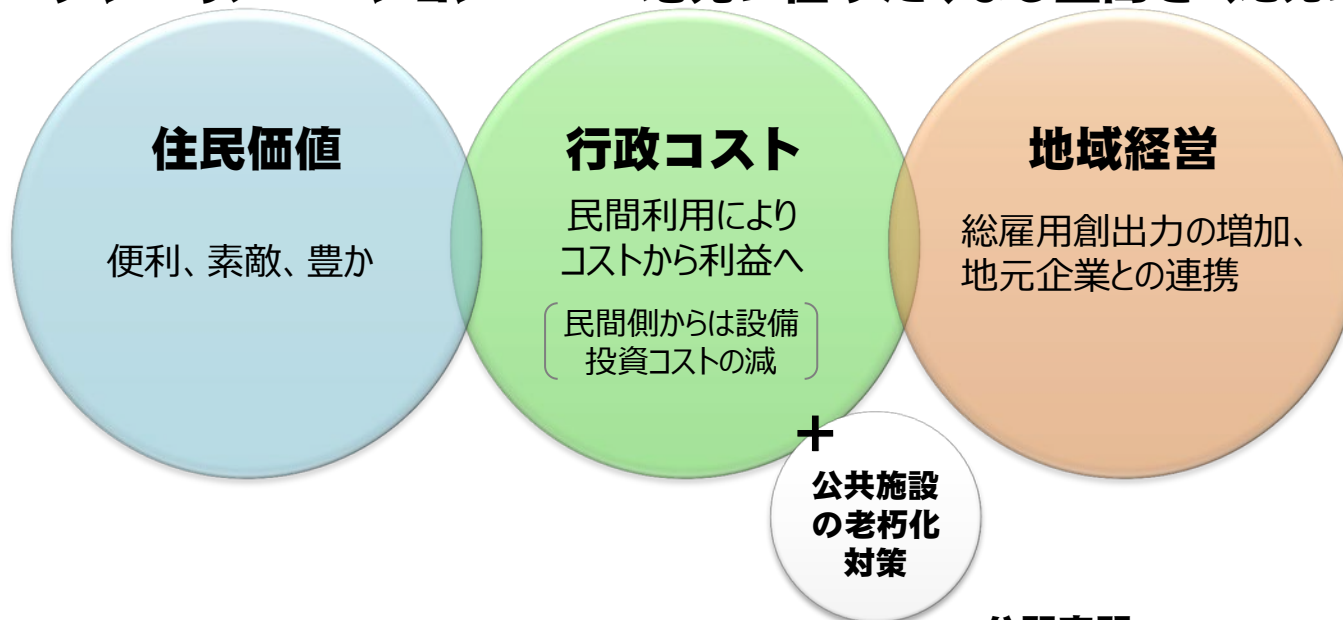
	H25予備調査実施団体 (31団体)		H26マスタープラン策定団体 (14団体)
離島でのエネルギー 自立体制モデル	兵庫県淡路市、長崎県対馬市、鹿児島県長島町		兵庫県淡路市、長崎県対馬市
中山間地モデル	北海道下川町、岩手県八幡平市、秋田県鹿角市、 山形県西川町、長野県飯田市、岐阜県、 静岡県小山町、岡山県津山市		北海道下川町、岩手県八幡平市、群馬県中之条町
地方中核都市モデル (コンパクトシティ)	青森県弘前市、富山県富山市、愛知県岡崎市、 鳥取県鳥取市、鳥取県米子市		青森県弘前市、鳥取県鳥取市(米子市との連携)
人口密集地モデル	千葉県浦安市、神奈川県横浜市、大阪府四條畷市		大阪府四條畷市
中心部、郊外連携モデル	山形県、鹿児島県薩摩川内市		山形県
庁舎等公共施設周辺モデル	北海道稚内市、 <u>弘前市</u> 、西川町、浦安市、 新潟県新潟市、 <u>富山市</u> 、岐阜県、 <u>四條畷市</u> 、 奈良県、 <u>鳥取市</u> 、米子市、津山市、長島町		<u>弘前市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>鳥取市</u>
工業団地中心モデル	北海道石狩市、栃木県、静岡県富士市、 <u>小山町</u>		北海道石狩市、栃木県、静岡県富士市、 鹿児島県いちき串木野市
再開発モデル	岩手県釜石市、宮城県東松島市		(提案なし)
風力活用モデル	青森県、淡路市、徳島県、 <u>薩摩川内市</u> 、 <u>長島町</u>		(現時点で風力活用を実装段階とする団体なし)
地熱活用モデル	<u>八幡平市</u> 、 <u>鹿角市</u>		<u>八幡平市</u>

※「地域分散型エネルギーインフラ整備研究会」の立ち上げ準備中

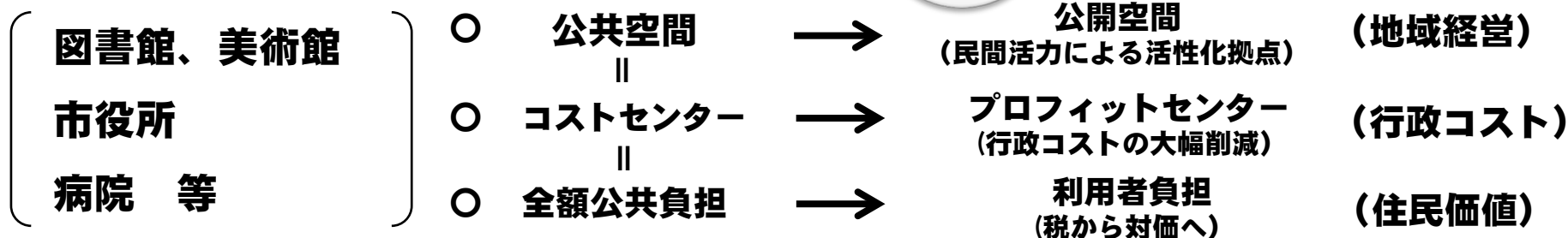
※下線団体:再掲、**赤字団体**:新規応募団体

公共施設のオープン・リノベーションを核とした地域再生事業

公共施設のオープン・リノベーション ⇒ 地元に住みたくなる空間を（地元で代官山の出現）



(例)

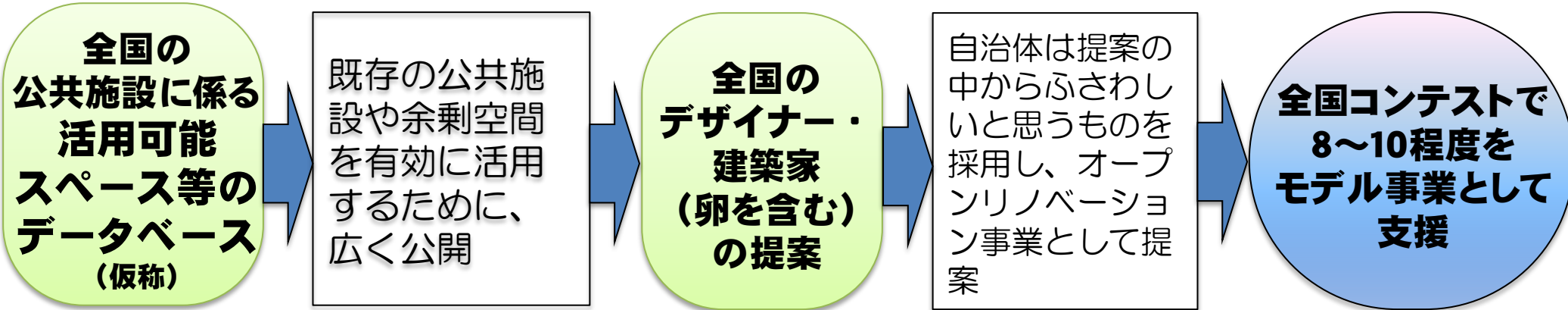


既存の公共施設(新設を含む)

- (1) 民間開放
 - ①新設等 新コンセプトに合わせたリフォーム
 - ②要補修 新コンセプトに合わせたリノベーション
 - ③指定管理等による民間活力導入
- (2) 除却等
 - 地方債の特例等

公共施設オープン・リノベーション推進事業

1 活用可能スペースへのリノベーションモデル提案実現事業



2 公共施設オープンサービスサイトの構築・運用

広く地域外の人々への周知を図り、交流人口の増と施設利用率の向上につながるよう、美術館やコンサートホール等のオープンサービスの内容をデータベース化し、公開APIで広く事業者等にデータ提供するとともにポータルサイトで広く国民にも情報提供

＜オープンサービスの例＞美術館の空間を活用するカフェ

美術館名	カフェ	ポイント	場所
十和田市現代美術館	アベロッサ	赤い床に描かれた花模様が美しく、作品に溶け込んだ気分で食事が楽しめる。	青森県十和田市
神奈川県立近代美術館葉山	レストラン オレンジブルー	一色海岸を望む葉山町にあり、地元産の野菜、魚介類を使ったシーフードカレーが人気。	神奈川県葉山町
金沢21世紀美術館	Fusion21	「美術館で第2の感動」をコンセプトに、加賀野菜をはじめ地元食材を取り入れたメニューを提供。	金沢県金沢市
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館	MIMOCA	イサムノグチなどゆかりのある芸術家の家具や調度品を揃えているだけでなく、書籍、雑貨を扱うセレクトショップも併設。	香川県丸亀市
長崎県美術館	カフェ	ギャラリー棟と美術館棟の2棟を結ぶ渡り廊下内にあり、床の一部がガラスで囲まれているため、足元を流れる運河の上に浮かんでいるような不思議な感覚で食事が楽しめる。	長崎県長崎市

RMO (Region Management Organization : 地域運営組織) の機能強化

○背景

高齢化による
生活機能の低下

人口減少による
集落の生活支援機能の低下

財政制約による
公的サービス供給能力の低下

○RMO (地域運営組織)

- 地域の生活・暮らしを守るために地域で暮らす人々が中心となって形成する組織
- コミュニティビジネスの手法を活用しながら地域の生活を支える事業（生活支援サービス）を展開

全国には **1,600** を超える組織があり、8割を超える市町村が必要性を認識。
主な活動内容は①高齢者交流、②声かけ・見守り、③外出支援、④配食支援、⑤買い物支援。
主な収入源は①市町村補助金、②会費、③利用料であり、財政基盤が脆弱。
約8割が法人格を持たない任意団体で、残り約2割の大半がNPO法人。

「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査(H25年度総務省・農林水産省共同調査)

○今後の機能強化に向けて

【RMO (地域運営組織) に関する調査研究】

- RMOが抱える様々な課題について検証するための研究会「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会（座長：小田切徳美 明治大学教授）」を設置。

- RMOの健全かつ持続的な活動を確保するための方策を検討。

- 自立的な財政運営に向けた資金確保のあり方
- 活動を広げていくために必要な法人格の取得など組織のあり方

参考資料

○地域に根差したイノベーション創出のための施策について

○文化芸術、スポーツビジネスの果実が地方に
落ちるための施策について

平成26年10月10日



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域に根差したイノベーション創出のための 施策について

地域に根差したイノベーション創出のための施策 (我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ)

地方創生における意義

地域発のイノベーションにより新産業の創出・既存産業の高付加価値化を実現する。これにより若者特に高学歴者の雇用の場が生み出され、人口維持、地域活性化に貢献する。

これまでの主な取組

○復興促進プログラム(復興事業)

被災地企業のニーズと全国の大学等のシーズをJSTのプランナーがマッチングさせ、産学共同研究を支援。被災前よりも付加価値の高い製品を生み出すことを可能にし、被災により取引先を失うなどの打撃を受けた企業の回復を支援、復興を後押し。

○知的クラスター創成事業

地域のクラスター構想に基づき、その構想を実現するために行う大学・公的研究機関等を核とした産学官共同研究を支援。

課題

(個別の企業にとっての課題)

地域の中小企業にとって大学は敷居が高い。自らのニーズに応じてくれる研究の所在を知らない。また、そもそも科学技術による高付加価値化の可能性に気付いていない。域外の研究開発とのマッチング可能性に気付いていない。

(地域としての課題)

研究から産業化までに必要なプレーヤー全員が一地域内で揃えることは困難。しかし、自治体が主体となる場合、利益を地域内のみに還元しようとしがちなため、域外のプレーヤーを呼び込んだ取組が生まれにくい。

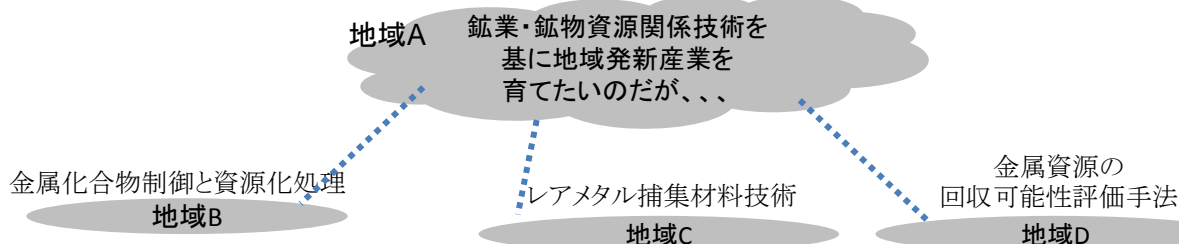
地域企業から全国の大学にアプローチするのは困難

地域企業



付加価値の高い事業を展開したいがどの先生に相談したらいいのか分からない。

ある地域に研究シーズが存在。しかし、その地域から世界で戦える産業を育てるのに必要な他の資源(他の要素技術等)は域外に存在



地域に根差したイノベーション創出のための施策 (我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ)

参考となる事例

事例① 企業のニーズと域外のシーズをマッチング(高知工科大学)



事例② 地域大学の研究が域外資源を導入しつつ地元企業により実用化され世界に展開(信州大学)



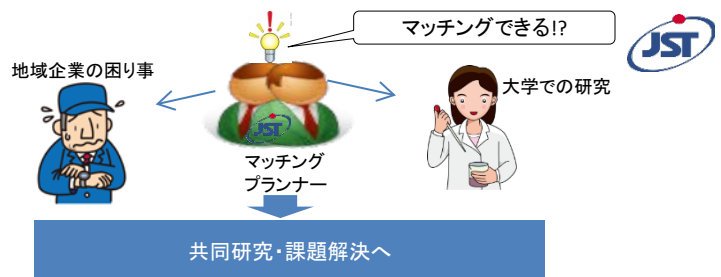
今後の方針

- ・JSTのネットワークを活用し、**地域企業の技術ニーズ**を全国の研究機関の研究成果・技術とマッチング。
- ・これまでの取組の経験も踏まえ、**一地域で不足する資源は域外からも導入し**、地域に未来を拓くビジョンに基づき大学・企業・共用実験機器が集積した研究開発・実証拠点を形成。
- ・科学技術の成果をベースにした持続的なイノベーション・エコシステムを実現し、**地域発新産業を創出**する。

地域に根差したイノベーション創出のための施策 (我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ)

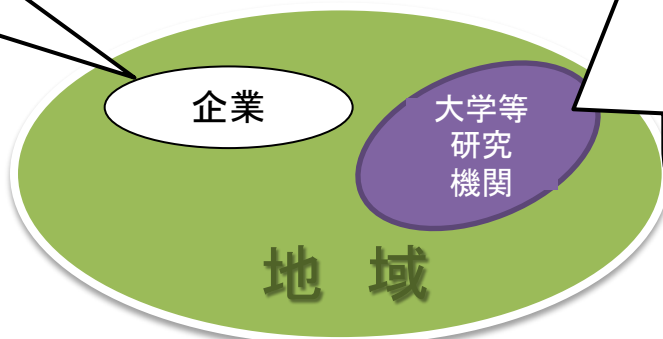
- 頑張る地域の活性化に科学技術イノベーションで貢献。
- 地方の創生と人口減少克服には、地域が現在抱える課題の解決・ビジョンの実現が必要。
- ビジョンの実現に向けた研究開発を行うとともに、マッチングプランナーなどを活用し、大学等の技術シーズを基に地域から世界で戦える技術・産業を創出する。

マッチングプランナープログラム



- 地域企業のニーズのくみ取り
- JSTのネットワークでニーズを解決し得るシーズを全国の大学等を探索
- これらのマッチング&研究支援
- 大学等の技術シーズや研究を活用した、商品開発等に係る共同研究から事業化のサポート

【地域の課題の解決】



個別から共創へ

個別に育成したシーズのうち他とのシナジーが見込めるものを取り込む。

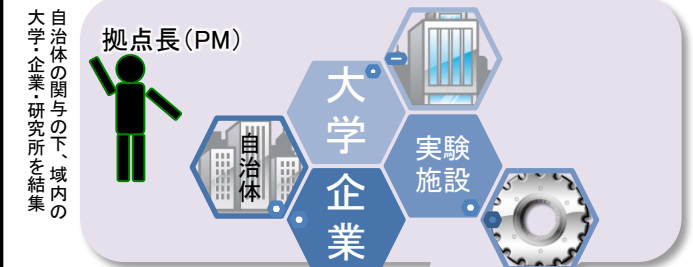
一体的に推進

スピノフ

副産物的成果のうち見込みのあるものを個別育成。

世界に誇る地域発研究開発・実証拠点プログラム

我が国の未来を切り拓くビジョンに基づき、大学、研究機関、企業が結集した拠点を形成する。



域外シーズ
拠点に不足する要素技術の開発

域外シーズ

- 我が国の未来を拓くビジョンを基に、バックキャストイング手法※により、必要な要素技術を特定。
- 地域内外の研究開発力を拠点に統合し、研究開発→実証→実用化へつなげる。

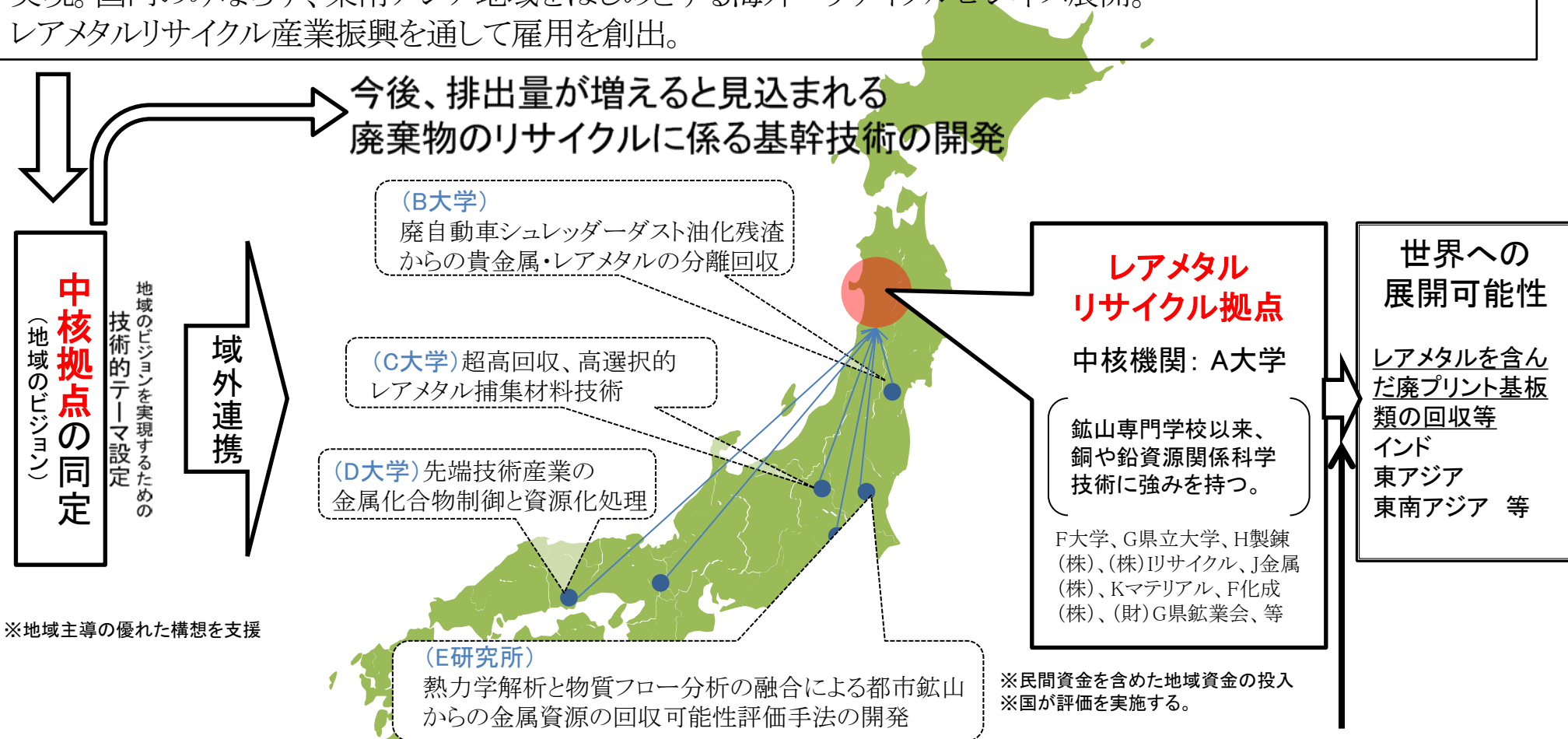
※バックキャストイング:あるべき将来の状態を設定し、そこから逆算して現時点で必要となる技術を特定する手法

【ビジョンの実現】

地域に根差したイノベーション創出のための施策 (我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ)

○世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(仮想例)

【地域のビジョン】鉱山関連技術、金属リサイクル産業を基盤として、今後全世界的にニーズが高まるレアメタル等の金属資源回収技術を集約・高度化し、レアメタル資源の供給基地を形成するとともに、新たな資源循環型社会を実現。国内のみならず、東南アジア地域をはじめとする海外へリサイクルビジネス展開。
レアメタルリサイクル産業振興を通して雇用を創出。



※地域主導の優れた構想を支援

域内の大学・企業では現在は金、銀、銅、鉛などのベースメタルを中心とした金属以外はリサイクル困難であるが
域外の大学や研究所の技術を取り入れることで、レアメタルを含む幅広い金属のリサイクルが可能になる。

関係府省による支援
・経済産業省 等

地方の研究開発力をベースにした持続的なイノベーション創出システムの構築

全国の技術を地方へ結集

地域の企業のニーズを、**全国の大学・研究機関等の技術とマッチング**させ、より付加価値の高い産業へと発展

域外連携による拠点形成

これまでの地域科学技術施策（知的クラスター等）の経験を踏まえ、一地域で不足する資源は域外からも導入し、**地域に研究成果・実証拠点を形成**。

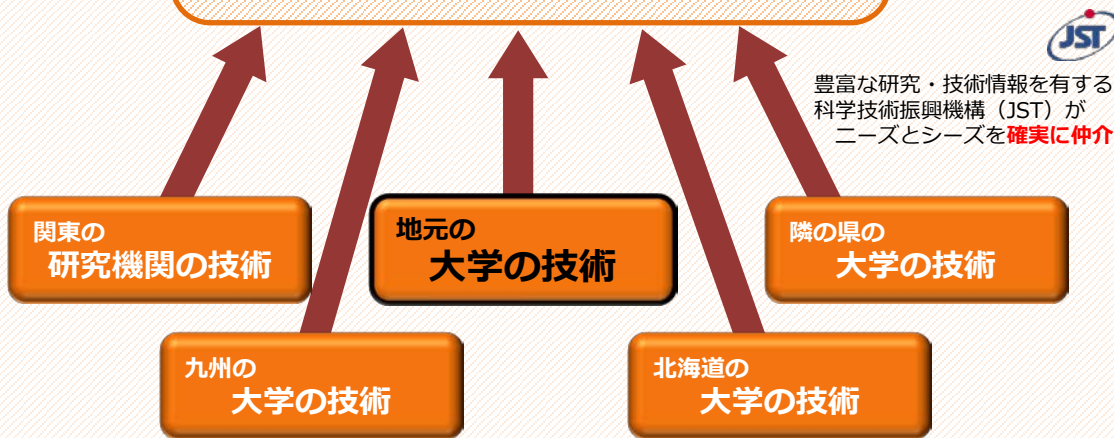
持続可能な新産業創出

一度限りの産業振興ではなく、地元企業の高付加価値化、大学における人材育成を持続的に好循環させるシステム（イノベーション・エコシステム）を実現し、**地域発新産業を創出する**。

○ 地方イノベーション拠点のイメージ

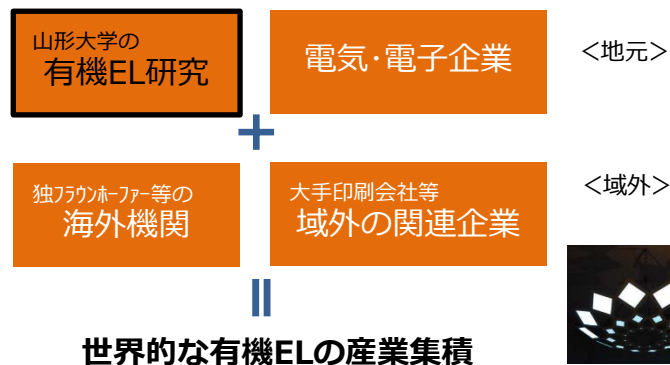
地方におけるイノベーション創出の課題

- 地域の**企業の技術ニーズ**
- 地域の**将来ビジョン**に向けた課題

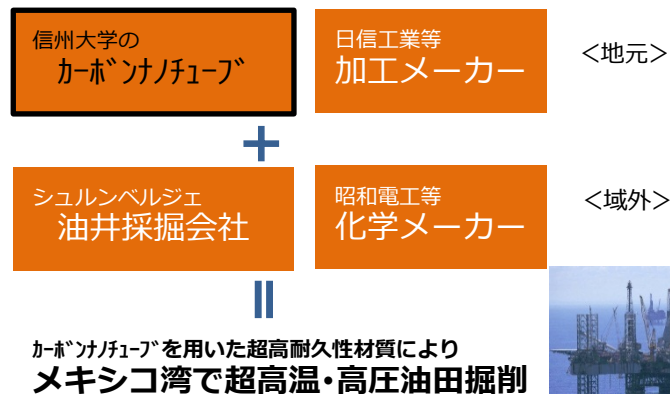


▶ 地域の企業をベースにしつつ、新技術の確立・産業集積・人材育成の拠点を形成し、**地方における持続的好循環システム**を構築

山形の事例



長野の事例



気候変動・自然災害から「まち・ひと・しごと」を守る研究開発と社会実装の推進①

～異常気象・気候変動リスク予測による地域産業構造基盤の強化～

地方創生における意義

- ・気候変動に伴い、ゲリラ豪雨や竜巻等の異常気象による損害が激化・多発、さらには近未来の平均気温の上昇や降水量化等の気候変動に伴う影響が懸念。
- ・そのため、異常気象・気候変動リスクの予測により、まちづくりと地域産業構造基盤の強化を早急に進めることが必要。

これまでの取組

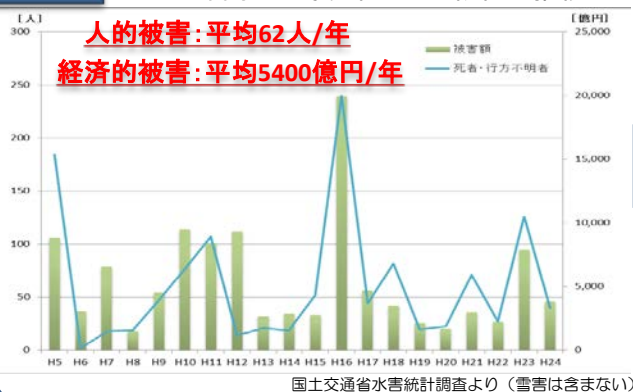
- ・高分解能気象レーダー(MPLレーダー)を用いた降雨観測手法を開発。(現在、国土交通省が「XRAIN」として全国に37台配備)
- ・中長期(数十年先)の集中豪雨の発生頻度や積雪等を5kmメッシュ(都道府県レベルの対策に使用可能)で予測する技術を開発。
- ・全国の大学等における防災研究の成果を一元的にまとめるデータベースを構築するとともに、大学等の防災研究の成果を地域の防災・減災対策に活用する取組を促進。(現在、全国10地域で展開)

課題

- ・短期的には、突発的・局地的に発生するゲリラ豪雨や竜巻、大雪、土砂崩れ等の異常気象のピンポイントかつ早期の予測が必要。
- ・中長期的には、全国の市町村でまちづくりや災害対策に活用可能な、1kmメッシュ程度の超高解像度の予測データが必要。
- ・これらの研究開発を進めるとともに、地方自治体の災害対応、まちづくり、地域産業構造の見直しなどへの活用(社会実装)。

過去

過去20年間の気象災害による被害の推移



近年

ゲリラ豪雨 土砂災害

2013/10/16: 伊豆大島
2014/07/09: 長野県
2014/08/20: 広島県



広島県における大規模土砂災害による被害(2014年8月)
死者74名

大雪

2011/09/04: 新潟県他
2013/03/04: 北海道他
2014/02/14: 山梨県他



駐車場の屋根が倒壊(甲府市内)

雪崩危険地帯を通過して孤立集落の住民救助を行う
市職員の安全確保のため集落まで同行(甲府市)

山梨県他関東甲信豪雪における防災科研の対応の様子(2014年2月)
死者26名、負傷者118名、交通網寸断のため山梨県一時孤立

将来

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)
第5次評価報告書(2013)

「中緯度の大陸のほとんどと湿潤な
熱帯域において、今世紀末までに
極端な降水がより強く、より頻繁
となる可能性が非常に高い」

ゲリラ豪雨や大雪の被害は近年多発しており、中長期的にも異常気象が頻繁に起こるとされている。

気候変動・自然災害から「まち・ひと・しごと」を守る研究開発と社会実装の推進②

今後の必要な取組

短期的な対策：異常気象による損害を回避・軽減

目標

ゲリラ豪雨の1時間前予測など、異常気象による突発的・局地的激甚災害の早期予測技術を開発

今後の取組

MPLレーダーに加え、様々な気象観測レーダーを用いたマルチセンシングとシミュレーションにより、ゲリラ豪雨等の原因となる積乱雲の発生・発達を把握し、気象災害の早期予測システムを確立。(500mメッシュ)

【早期予測技術開発の達成目標】

- 雨が降り始める前に1時間先のゲリラ豪雨を予測
- 竜巻を現在の県単位から市町村単位で予測
- 現在は行われていない降雷を予測
- 落雷の危険度を雷鳴に気付く前に予測
- 非雪国にも対応した豪雪・雪崩・吹雪等を予測
- 斜面崩壊の危険度をリアルタイムで予測



交通網のダイヤ最適化



社会実装現場との連携・協力

地方自治体、内閣府(防災)、国交省、気象庁、産業界等



降雷による農作物被害を防ぐ

運用の具体例

早期予測技術によりとらえた各種災害情報を地域的・局地的現状にも対応したきめ細かい情報を提供

- レベル1 ● 走行注意
- レベル2 ● 走行規制(スピード、タイヤ等)
- レベル3 ● 徐行運転
- レベル4 ● 通行止

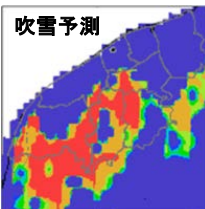


気象災害軽減イノベーションハブ 平成27年度概算要求額：6億円(新規)

地域の特性に応じた社会実装

【これまでの取組例】

2013年3月に吹雪により5名の死者が発生した北海道中標津町を対象として、吹雪発生予測システムを開発し、同年12月より運用を開始。自治体の効果的な雪氷防災対策(除雪・交通規制の効率化・最適化等)に貢献。



吹雪発生予測システムを活用した雪氷防災対策(北海道中標津町)



中長期的な対策：気候変動に伴う影響の軽減

目標

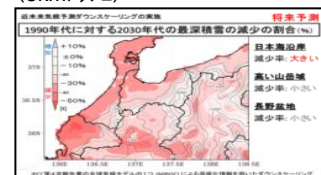
数年～数十年先の気候変動に伴う気温・日射量・積雪量・降雨量などの変化を市区町村レベル(1kmメッシュ)で予測・数値化

今後の取組

市区町村レベル(1kmメッシュ)のきめ細やかな対策導入を自治体と連携して推進。気候変動に適した農作物の選定や作付け時期などの決定や、水害や水不足を軽減するための貯水管理、地域に適した観光業などを可能に。適応策の導入を担当する環境省と連携し、社会実装を加速。

【これまでの成果】

2030年代の最深積雪の減少割合(5kmメッシュ)



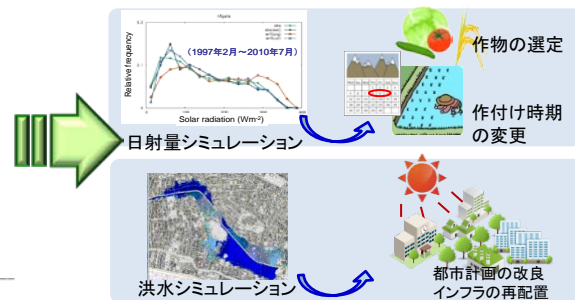
(出典：文部科学省「気候変動適応研究推進プログラム」)

予測情報の精緻化スケール(イメージ)

<従来 5km> <細分化 1km>



霧が関周辺 5kmメッシュ (出典：Googleマップ) 霧が関周辺 1kmメッシュ (出典：Googleマップ)



気候変動適応技術社会実装プログラム 平成27年度概算要求額：14億円(新規)

目標・今後の取組

全国の大学等における防災研究の成果を一元的にまとめたデータベースを構築・運用するとともに、自治体等の防災対策を支援し、地域の防災力を向上。



地域防災対策支援研究プロジェクト 平成27年度概算要求額：5億円(拡充)

文化芸術、スポーツビジネスの果実が地方に 落ちるための施策について

文化芸術、スポーツビジネスの果実を地方が享受するためには・・・

➡ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域が有している文化資源及びスポーツ資源を積極的かつ創造的に活用し、地域に人を呼び込むことなどを通じて、観光客等の交流人口の増加を図ることが重要。

2020年オリンピック・パラリンピックに向けて・・・

文化資源の活用・発信



スポーツビジネスの活用・発信



観光客等の交流人口の増加による地域経済の活性化

文化芸術の果実が地方に落ちるための施策

地方創生へのメリット

【地域経済への貢献及び地域への関心と誇りを持つ国民の増加】

地域の優れた文化芸術活動等が中核となり、地場産業や観光と連携した取組は、観光客等の交流人口の増加を含め、大きな経済的効果を地域にもたらしている。具体的には、文化資源の発信・活用を通じた①観光・地場産業等との連携促進、②過疎化・雇用・経済等の地域の社会課題への対応を促進するとともに、③2020年文化プログラムに向けた着実な準備を実施。

(基本的な方針)

①地域に根ざした文化芸術活動の持つ創造性を活かした取組の実施

→ 各地域に根差した文化芸術活動のもつ創造性を活かした産業振興や地域活性化の促進。

②文化財を中核とした観光振興・地域振興

→ 地域の「アイデンティティー」を形成する祭りをはじめとする伝統文化や文化財の価値や魅力を掘り起こし、住民だけでなく観光客をも意識した発信・活用を促すことは、観光振興・地域振興等の「地方創生」につながる。

今後の課題

- 文化芸術は産業振興や地域振興等に対して、著しい貢献が可能だが、こうした力を地域の規模・個性に応じた形で発揮させるためのノウハウの提供・共有が十分とは言えない。また、小規模な自治体においては、文化芸術の振興を促進するための財源の確保が難しい場合が多い。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には、日本中で魅力的な文化プログラムが実施されるよう、東京都や組織委員会と連携して、計画的な基盤形成を促進していくことが必要。
- 今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックも見据え、従来の文化財の保存を優先とする支援から、観光資源としての魅力を高め、国内外への発信の強化するなど、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に重点化する必要がある。

文化芸術の果実が地方に落ちるための施策

先進的な取組事例

事例①: 現代アートによる地方創生 (瀬戸内国際芸術祭2013)

- ・ 美しい瀬戸内海を船で巡りながら、島の自然や文化に溶け込んだアートを体感する**現代アートの祭典**。
- ・ 平成25年開催の第2回となる芸術祭には、26の国と地域から200組のアーティストが参加。

➡ **経済波及効果: 約132億円、来場者数: 約107万人** (開催期間: 108日間)



瀬戸内国際芸術祭公式ショップ

事例②: 文化施設を中核とした地方創生 (兵庫県立芸術文化センター)

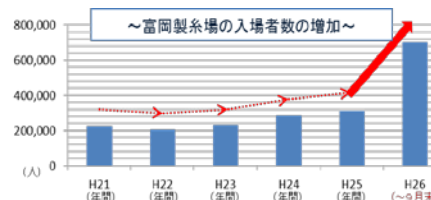
- ・ **阪神淡路大震災からの復興のシンボル**であり、西宮北口駅再開発の中核施設として開館。
- ・ 世界的な指揮者である**佐渡裕芸術監督**のもと、多彩な公演を実施。
- ・ 開館以降、西宮北口駅の乗降客数の増加や駅周辺人口の震災前水準への回復など、周辺の商業施設と一体となって地域に賑わいをもたらしており、**関西の「住みたい街ランキング」で1位を獲得**。

➡ **経済波及効果: 約145億円、来場者数: 約50万人** (年間)、**県内雇用効果: 507人** (平成21年度)

事例③: 文化財による地方創生 (群馬県富岡市)

- ・ 本年6月、世界文化遺産に登録された富岡製糸場においては、入場者数が平成26年9月時点で**約70万人超と、昨年(約31万人)の倍以上を達成**。

➡ **来場者数: 約70万人以上**



富岡製糸場 (提供: 群馬県)

今後の方針

【基本的な方向性】

各地域が2020年に向け、自らの地域が誇る「文化資源」をブラッシュアップし、魅力的なものに形作って
いくことで、日本全国津々浦々の多彩な「文化資源」の魅力が、力強く各地域から発信され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も引き続き、国内外の人々を魅了する。

【具体的な取組】

①地域の文化資源を活用した計画的な文化芸術活動に係る取組への支援

- ・地方公共団体による計画的な文化事業への支援
- ・訪日外国人が鑑賞・体験可能な文化事業への支援

②地域の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う取組への支援等

- ・実演芸術の創造発信、専門人材の育成及びネットワークの構築への支援
- ・訪日外国人受け入れに係るモデル事業の実施

③日本遺産 (Japan Heritage)を認定する仕組みの創設等、文化財を活用した地域の取組への支援

- ・地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定・発信する仕組みの創設
- ・世界遺産登録地域における情報発信・環境整備等の取組に対する支援等を通じた観光振興を含む総合的な地域活性化の促進



【想定されるアウトプット】

2020年までに特定された地域のみではなく、全国で地域の文化芸術を活かした取組が実施され、こうした取組が国内外へ積極的に発信されることにより、観光客等の交流人口の増加等の大きな経済効果を地方にもたらす。

スポーツビジネスの果実が地方に落ちるための施策

地方創生におけるメリット

クラブチーム等のスポーツ団体の活性化により、イベントや試合が行われる地域において、観光客の増加や、クラブチーム等のスポーツ団体の収入増加による税収増加、新たな雇用の創出等、様々な地域経済波及効果（※）のほか、地域への新たなアイデンティティの付与、コミュニティ活動の活発化などが期待される。また官民協働による「地域スポーツコミッション」での地域のスポーツ資源の有効活用やスポーツキャンプ等の誘致等による新たな資源の創出活動を促進し、地域におけるスポーツの活性化や、スポーツを観光資源とした地域の活性化を推進する。

※ゲーム開催による観客の入場料や交通費、飲食費、グッズ購入等の消費に伴う産業の生産誘発効果や、これにより生み出された雇用者所得が消費に回ることによるさらなる生産誘発効果を推計した合計。例えば、宮城県では、プロ野球の東北楽天ゴールデンイーグルスの地域経済波及効果は1シーズンで約187億円（2013年）、ベガルタ仙台の地域経済波及効果は1シーズンで23億円（2013シーズン）とされている。このように、地方におけるクラブチームの存在が、地元に大きな経済効果をもたらしている。

今後の課題

- 我が国では、地方に大きな経済効果を生んでいるプロ野球、Jリーグに次ぐトップリーグ産業の成長に伸び悩みがみられている（観客数や収入規模について、プロ野球、Jリーグとの大きな開き）。その背景には、リーグ・クラブ収入の低さに起因するマネジメント人材の不足やノウハウ不足のほか、競技自体の魅力に直結する競技力の向上に投資ができない等があるものと考えられる。（日本の主なリーグの収入：プロ野球約1200億円、Jリーグ約740億円、Vリーグ約5億円 / アメリカの主なリーグの収入NFL：約5850億円、MLB約5500億円、NBA約3000億円（07年度））
- 現在、「地域スポーツコミッション」は、その体制や組織基盤が脆弱なため、十分な取組に至っていない状況であり、国として、活動を積極的に支援し、スポーツによる地域活性化を促進するとともに、その先進事例を全国に広めていくことが必要。

スポーツビジネスの果実が地方に落ちるための施策

先進的な取組事例

事例①: **スポーツコミッション**による地方創生（新潟県十日町市）

- 2002年FIFAワールドカップ日韓大会のクロアチア代表チームのキャンプ地誘致を契機に、スポーツによる地域活性化を推進。（2006年に「スポーツ健康都市」を宣言）
- 2008年に総合型地域スポーツクラブ「ネージュスポーツクラブ」を設立し、**地域の子育て支援や健康増進の場としても活用**。総合型クラブを中心に関係者が連携してシャッター通りとなったメインストリートでウォーキングを実施することにより、**地域に賑わいを取り戻し、新たなコミュニティを創出**。



事例②: **スポーツコミッション**による地方創生（埼玉県さいたま市）

- （公社）さいたま観光国際協会を中心にさいたま市と連携体制を構築。**市体協、大学、商工会議所、プロスポーツチーム、メディア等と連携・協力**。
- 都心に近いアクセスの良さを生かし、埼玉スタジアムやスーパーアリーナ等、豊富な大型競技施設での国際大会の開催実績。
- サッカー等を活用したスポーツ振興やJリーグ2チームのフランチャイズによる集客力の高さなど、比較的順調に運営。さいたまクリテリウムby ツール・ド・フランスの誘致成功などの実績。
- 他方、課題として、大規模国際大会や全国大会、プロスポーツチームのキャンプ誘致による観光客の獲得が中心であり、継続的な地域活性化や地域住民に根付いたスポーツ振興が脆弱であることが挙げられる。

事例③: **トップリーグ**による地方創生（Jリーグ）

- 1980年代まで、日本におけるサッカー競技には、アマチュア主体の全国リーグである日本サッカーリーグ（JSL）が存在していたが、当時はサッカー専用競技場がなく、観客動員数も年間で30万人ほどであり、競技自体の人気はまだ低かった。そこで、1993年、Jリーグを発足、**リーグをプロ化することで競技力を向上させる**とともに、**スポーツクラブを地域に根ざしたものとすることで**、観客者数は年間約800万人を超え、各クラブにおいては、年間3700回人以上の地域に根ざした取組を実施しており、地域の活性化に大きく貢献している。
- Jリーグに加盟している多くのクラブチームでは、教育委員会と共同して学校訪問を実施している。体育の授業に加え、子供と一緒に給食を食べ、食と栄養の大切さを伝える食育活動や、道徳の授業など、活動の幅が広がっている（614件実施（2012年）。7年間で約3倍）。
- また、積極的に地域イベント等に参加。いじめ防止や、投票・納税の呼びかけ、交通安全キャンペーン協力など行政が行う社会啓発活動への協力やお祭りへの参加、幅広い活動を実施（256件（2012年）。7年間で約80回増加）。
- 日本経済研究所による調査（2009年）では、Jクラブチームが地域に与える地域経済効果は数十億円、また税收効果は数千万円にもなると推計している。

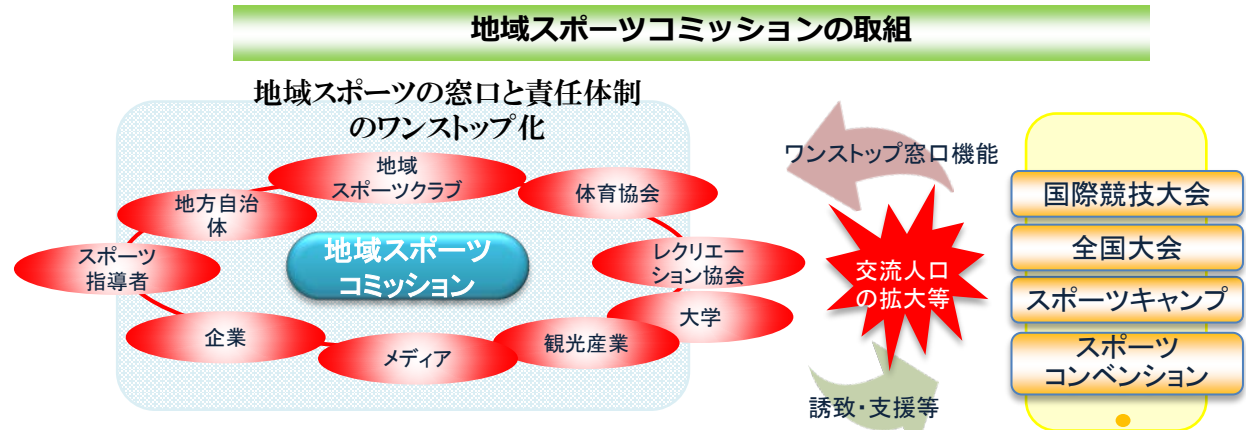


今後の方針

【地域スポーツコミッション】

- 地域のスポーツ関係団体や企業等が一体となり、地域のスポーツ資源（プロチーム、施設、大会等）の活用や国際競技大会等の誘致によるスポーツツーリズムの創出、スポーツ産業関連イベント創出のためのセミナー等を開催する「地域スポーツコミッション」の活動を支援し、地域におけるスポーツを活性化するとともに、スポーツを観光資源とした地域の活性化を推進。

全国の地域スポーツコミッション等連携組織数 平成26年7月現在	
スポーツコミッション等推進組織	8団体
スポーツコミッション等設立準備会	2団体
スポーツコミッション等類似組織、準備会、勉強会	13団体



【トップリーグ活性化】

- 各クラブやリーグにおいて課題である人員不足やノウハウ不足等に対応するため、トップリーグ活性化のための**支援チームによる総合的なリーグマネジメント支援やリーグ間連携の促進**等に取り組むことで、競技力の向上及び地域に根ざしたチーム展開の促進など、スポーツとしての総合的な魅力向上を可能にすることを通じて、各地域における**スポーツ産業・レジャー産業の拡大やインバウンドの獲得、スポーツツーリズムの推進、コミュニティの活性化**を促す。

各リーグにおける入場者数

リーグ	年間入場者数(昨シーズン)
プロ野球	約2204万人
Jリーグ	約835万人
ラグビートップリーグ	約36万人

文化芸術グローバル化推進事業

(新規)
27年度要望額 3,752百万円

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を、スポーツのみならず文化の祭典として、世界中の注目を集め、日本全国で特色ある文化活動が行われる大会にするるとともに、同大会終了後も文化芸術による地域の活性化や訪日外国人の増加など、その成果が継承されるよう、地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動を支援

補助率: 1/2を上限に支援

支援対象の文化芸術活動

文化芸術創造都市としての取組

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組

(取組例)

- ・国際的な芸術祭、音楽祭、写真展



文化芸術により地域を活性化する取組

地域の様々な魅力ある文化芸術を再生又は創出し発展させる取組や、大学との連携による文化芸術の創造発展につながる取組をはじめ、地域の文化芸術の担い手の育成につながる取組

(取組例)

- ・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
- ・メディア芸術の展示、地域の文化資源を活用した現代アート展
- ・地域の大学教員、学生、卒業生等によるオペラ、オーケストラ公演、美術展

訪日外国人が鑑賞・体験できる取組

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業や、多言語対応等により日本人に限らず訪日外国人でも鑑賞・体験できる文化事業

(取組例)

- ・能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、日本で創造された音楽、美術、演劇、舞踊等の公演、ワークショップ
- ・多言語に対応した演劇、ミュージカル等の公演、ワークショップ

新国立劇場との連携公演

新国立劇場が制作する世界水準の公演の鑑賞事業や、新国立劇場において地域のプロの芸術団体が行う公演



1. 文化芸術による地域活性化
2. 地域文化の国際発信
3. 文化芸術によるインバウンドの増加

文化の力による心の復興の取組

東日本大震災の被災地における実演芸術の鑑賞等を通じた心の安らぎと活力の向上を図る取組



劇場・音楽堂等活性化事業

(26年度予算額 3,003百万円)
27年度要求額 3,003百万円
27年度要望額 400百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのかが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。



- 平成24年6月、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援。

1 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- 支援施設数: 15施設
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出等)を支援。

- 支援件数: 3公演
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり行う公演事業や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数:
 - 公演事業 70件
 - 人材養成事業 40件
 - 普及啓発事業 40件
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

4 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- 支援件数:
 - 大型公演 2件
 - 通常公演 60件
- 支援内容: 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援

5 劇場・音楽等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、調査研究及び研修(アートマネジメント研修、技術職員研修)を文化庁が実施。

6 訪日外国人受入先導的モデル事業

新規・要望

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、外国人向けプログラムの開発やウェブサイトの多言語化をはじめとする外国人受入体制整備など、訪日外国人受入の先導的モデルとなる事業を実施。

- 採択件数: 20件



我が国の実演芸術の水準向上

全国的な劇場・音楽堂の活性化

地域コミュニティの創造と再生

- 全国各地において長く守り伝えられてきた有形・無形の文化遺産は、**地域住民の心の「核」を形成するものであり、地方創生に欠かせない貴重な資源。**
- 少子・高齢化や過疎化、社会のグローバル化が急速に進展する局面で、過小評価されている**文化の力を顕在化し、まちづくり、観光振興への「パラダイムシフト」**を通じ、新たな社会活動を創出。地方経済に刺激を与え、若者がチャレンジしやすい環境を整える。



日本文化の顕在化で、若者が将来に夢や希望を持てる地方の創生を！



地域に応じた「文化財総合活用戦略プラン」

従来の保存を優先とする支援から、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に転換。

- ◎**観光客の増加**や**地域の活性化**につながる、文化財群を一体的に活用した次の取組に対する「優先支援枠」を新たに設定。
- ◎文化財を活用した**地域の創意工夫溢れる取組**を評価した上で支援。

①世界遺産を核としたまちづくり

外国人来訪者の獲得に向けたHP・案内表示の多言語化等、情報発信機能の強化を支援。既登録地に再度観光客を呼び込むため、魅力再発信に資するシンポジウム等を支援。

②「日本遺産」の創設（文化財版クールジャパン）

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定、活用の取組支援。

③被災地域における復興のシンボル

被災地で中断された祭礼行事を、用具・衣装の修理・新調等により再開させることで、地域コミュニティの再生の拠点として機能。

④観光客増加に向けた情報発信の強化

観光客の増加、滞在期間の延長を狙った、わかりやすい文化財案内表示や解説の設置を促進。

効果①

地域における「活用」を促進することで、文化財を核としたまちづくりによる**地域経済の活性化**に加え、更なる文化財の保存・活用につながる**サイクルの構築**が可能。

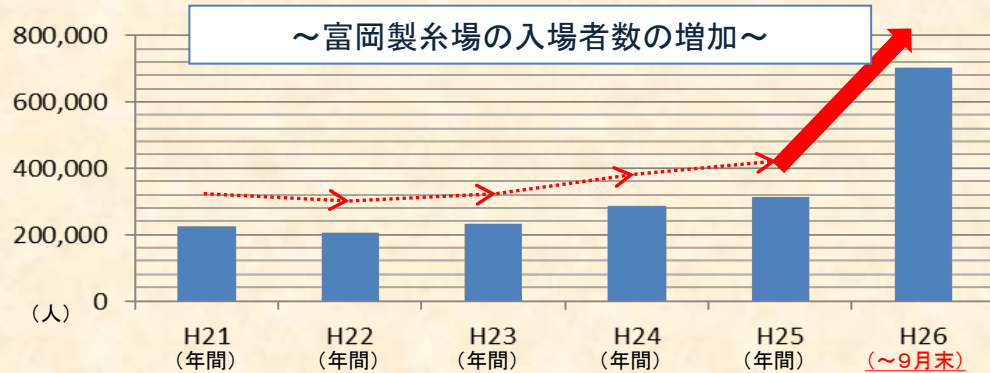


効果②

「活用」を前面に置くことで、**地域の観光振興**に繋がるとともに、国交省、農水省、経産省など他省庁事業との連携強化により、**「縦割り」を廃し、一体的に地方創生を支援。**

戦略プラン① ～富岡製糸場を核としたまちづくり～

- 富岡製糸場は、本年6月、世界文化遺産に登録され、入場者数が平成26年9月末時点で約70万人超と、既に昨年(約31万人)の倍以上を達成。今後は、この成果を一過性のものとしないう、世界文化遺産を核に、民間の力も活用しつつ、産業・観光振興や人材育成などとも一体化させた取組を進め、まちが持続的に活性化する好循環を創出。

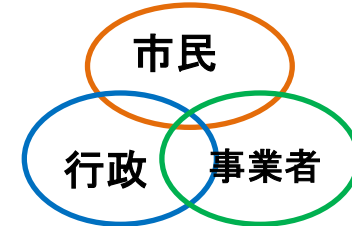


富岡製糸場(提供:群馬県)

富岡製糸場の整備・活用 (付加価値付与を通じた魅力向上)

- 1 富岡製糸場の整備活用 (西置繭所の活用公開 等)
- 2 富岡製糸場周辺の整備 (道路整備・サイン計画、街並み景観の保全創出 等)
- 3 産業・観光振興 (蚕糸・絹業の維持存続と技術の継承、潜在型観光地づくり 等)
- 4 地域活性化と人材育成 (観光ガイド、製糸場解説員の育成 等)

富岡世界遺産活用推進協議会(仮称)
～市民・事業者・行政の協働による推進体制の構築～



魅力発信

【地方創生へ】

民間の力
を活用

- 富岡製糸場の潜在的魅力の向上
- 観光客の満足度を高める受入体制の確立
- 養蚕・蚕糸・絹業の産業としての復興や国産シルクの富岡ブランド化
- 中心商店街が活気に溢れ、地域住民の生活の質の向上
- 地域将来を担う人材育成、Uターン・Iターンの定着

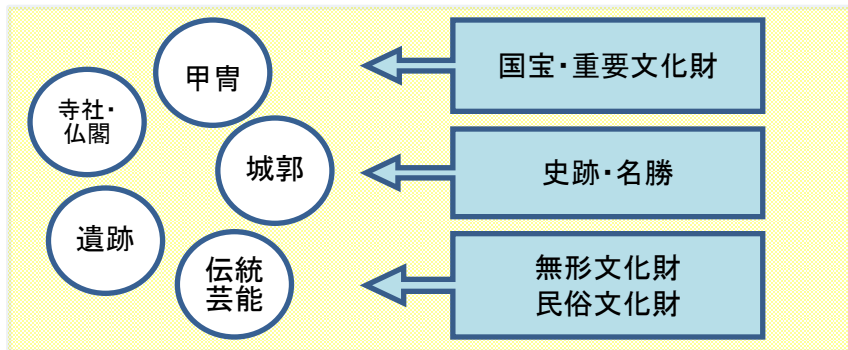
文化財と街の
更なる付加価値の
向上

概要

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定する仕組みを新たに創設。歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信することにより、**地域の活性化**を図る。

従来型の文化財行政

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



⇒地域の魅力が十分に伝わらない

日本遺産(Japan Heritage)

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



ポイント

○文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク(シリアル)型」の2タイプを想定

(例)地域型：屋台祭礼の場として守られてきた数百年前の町並み／過酷な自然環境と共存するための建築物等の生活環境と祭礼等の文化環境 等

ネットワーク型：防御拠点・統治の象徴としての機能を果たした天守を有する近世日本の城郭建築／日本各地に同時期に作られた大規模な大名庭園 等

○自治体に対し、日本遺産に関する**情報発信**等に係る支援策を用意するほか、**ハード面に関する事業をメニュー化**

○国交省、観光庁をはじめ関係省庁と**連携・協力**し、省庁横断的に支援。

事業内容

①情報発信、人材育成

- ・日本遺産コーディネーターの配置
- ・多言語HP、パンフレットの作成
- ・ボランティア解説員の育成等

②普及啓発

- ・発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント(国内外)の開催
- ・ご当地検定の実施等

③公開活用のための整備

- ・ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- ・周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)

戦略プラン③ ～祭りの再開による被災地の「絆」の復興～

- 文化遺産は、地域の「アイデンティティー」を形成しており、震災によって中断された祭礼行事などの再開を通じて、被災地域における「絆」の復興のシンボル（中核）としての役割を果たしている。

福島県飯館村、浪江町

いいたてむら なみえまち
飯館村及び浪江町は原発被害の影響により村内全域が居住制限区域となり、地域住民の方が県内外の仮設住宅等へ居住するに至っている。



このような状況の中で震災により破損した用具の修理・新調を実施し、保存会が各地の仮設住宅・避難所で披露するとともに、消滅の危機にある福島の民俗芸能を盛り上げる「ふくのさと祭り」の屋外イベント会場で披露。



おおくら たうえおどり
(仮設住宅で披露される「大倉の田植踊」)



うけど たうえおどり
(「ふくのさと祭り」で披露される「請戸の田植踊」)



- ◎ 民俗芸能や被災後の現状を知らない一般市民の社会的関心の高まりによる復興支援の広がり
- ◎ 地域の「アイデンティティー」である祭りの再開を通じ、若者の帰還を含めた地域のコミュニティの再生
- ◎ 他の伝統文化や地場産業との連携により、相乗効果の中で民俗芸能を地域として支えられる好事例

戦略プラン④ ～「まちなみ」の活用による観光客の増加～

しもごうまち

- 福島県下郷町は、大内宿の重要伝統的建造物群保存地区への選定（昭和56年）も契機として、昔からのまちなみの再生や展示施設の整備、駐車場の整備などを進め、従来の農業中心の産業から、観光産業への転換を実現。その結果、平成21年には観光客数が116万人と、昭和63年（11万人）の約10倍に。

建物の修理再生により、昔ながらの町並みの魅力向上



保存修理事業

総額368,644千円
(国庫:215,609千円)



防災施設等事業

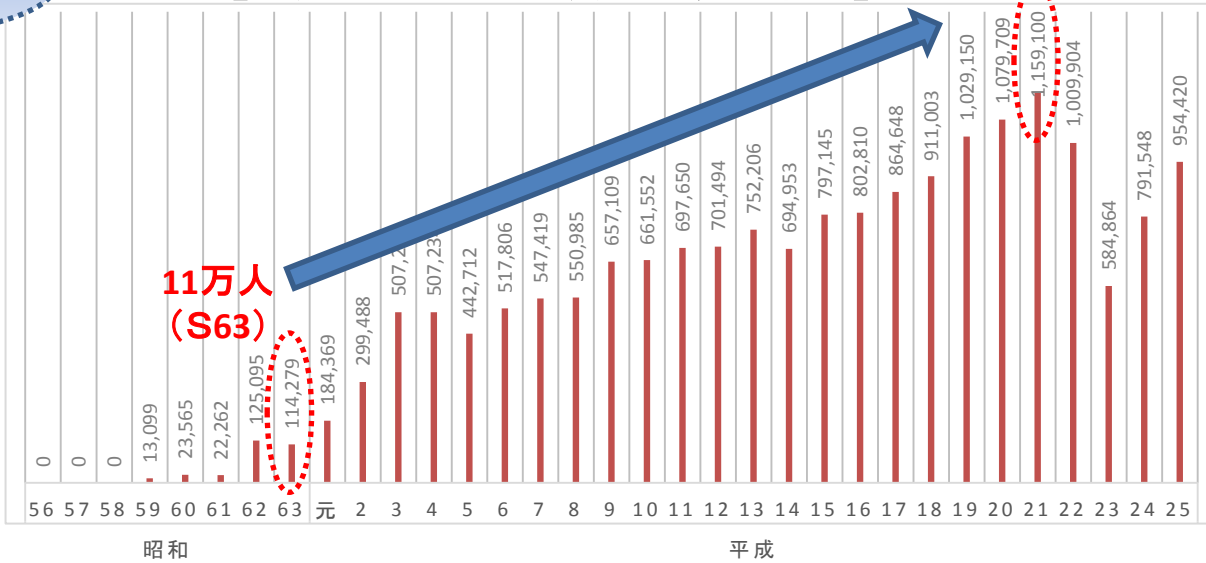
総額374,458千円
(国庫:242,161千円)

貯水槽や放水銃・ポンプの設置により、木造建築の多い宿場町を安心して観光

しもごうまちおおうちじゅく

【下郷町大内宿の観光客数の推移】

116万人(H21)



観光拠点の設置、案内による理解促進



展示施設整備(本陣復原)

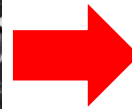


無電柱化(電柱移設)

景観に配慮したまちづくり



選定前の大内宿



現在の大内宿



駐車場整備

アクセスの改善による観光促進、歩行者の安全確保

スポーツによる地域活性化推進事業

(新 規)
27年度概算要求額: 548,410千円

目的・要旨

「日本再興戦略」において「**スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進する。**」こととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」では2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組として「**東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこし**」を推進することとされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組とともに、さらにはスポーツツーリズムを活用した地域の活性化など、以下の事業を実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

補助

国

補助

地方公共団体



(1) スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

スポーツを通じた健康な都市づくりを推進するとともに、中高齢者になり自身の健康づくりの必要性を感じているものの、行動に移せない者など、ライフステージに応じた運動・スポーツへのきっかけづくりや場の提供を通してスポーツ実施者を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少の進展にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指す。

- ① スポーツを通じた予防型スポーツ健康都市の推進
- ② スポーツに興味を持たない層に対する体験活動の開催
- ③ 健康運動・スポーツプログラムの実施
- ④ 運動・スポーツに苦手意識を持っている高齢者への参加促進



(2) 地域スポーツコミッションへの活動支援

地域のスポーツ資源を活用し、スポーツを主体とした協力体制を構築することにより、地域のスポーツ関係団体・企業等が一体となり、「観る」「する」「支える」スポーツや、スポーツを観光資源としたツーリズムによる地域活性化を行う組織（地域スポーツコミッション）の活動に対して支援を行うことにより、スポーツの活性化や地域の活性化の促進を図る。

- ① スポーツによる地域活性化連携推進会議の開催
- ② 地域が一体となった新たなスポーツイベントの創出及び誘致

スポーツによる健康づくり・スポーツを通じた街おこし

ス ポ ー ツ 立 国 の 実 現



目的: 2020年東京オリンピックの開催決定を契機に、トップリーグ※の活性化を通じて、競技力の向上及びスポーツの振興を図る。

※競技の最上位に位置するリーグ。Vリーグ(バレーボール)、なでしこリーグ(女子サッカー)、NBL(男子バスケット) など。

背景: 2020年東京オリンピック決定!

日本人選手の活躍が不可欠。更なる国際競技力の向上が喫緊の課題!

国民のスポーツへの関心を一層高めることが必要!



2020年大会に出場できない可能性も...

トップリーグ資源の活用

スポーツ産業の活性化にも貢献!



課題: トップリーグの現状

○トップレベル競技者の実戦の場であるトップリーグは、**2020年に向けた選手強化の重要な活動基盤**であり、**国内最高レベルのスポーツ観戦機会を提供**している。しかし、我が国においては、プロ野球、Jリーグに次ぐ**トップリーグ産業の成長に伸び悩み**がみられている。

(例) 昨シーズン年間総入場者数: プロ野球: 約2204万人、Jリーグ: 約835万人、ラグビートップリーグ: 約36万人

○トップリーグ運営上の課題として、リーグマネジメントを行うための人員・ノウハウ不足やガバナンス体制の未整備等がある。

施策: トップリーグの活性化

専門家等からなる「**トップリーグ活性化チーム**」により、総合的なリーグマネジメント支援やリーグ間連携の促進、リーグ共有システムの構築等を実施。

【支援例】マーケティング/ファンドレイジング/チケットティング・集客/スポーツツーリズム/放映権・肖像権などの法的整備/地域連携/ガバナンス体制の構築/各リーグや競技団体との連携支援など

トップリーグの活性化

○スポーツ産業、レジャー産業の拡大
○スポーツツーリズムの推進・地域活性化

→選手の競技力向上→リーグの魅力の増大→

トップリーグにおける選手強化機能の向上

好循環の形成

トップリーグを通じたスポーツ振興

←競技力向上のインセンティブ増大/クラブチームにおける強化費増大←観客数の増大←

↓
トップリーグの試合を「**観る**」ことがスポーツを「**する**」ことや地元チーム等を「**支える**」動機付け



農林水産業の成長産業化施策について

平成 26 年 10 月 10 日

農林水産省

I 現状

農業総産出額の推移	1ページ
担い手の高齢化	2ページ
耕地面積と耕作放棄地の推移	3ページ
農林水産業就業者数・平均経営面積規模等の推移	4ページ

II 農林水産業の成長産業化

農林水産業・地域の活力創造プランの概要	5ページ
「農業・農村の所得倍増」の考え方	7ページ
我が国の農業従事者の状況	10ページ
青年新規就農者の動向と課題	11ページ
新規就農対策の全体像	12ページ

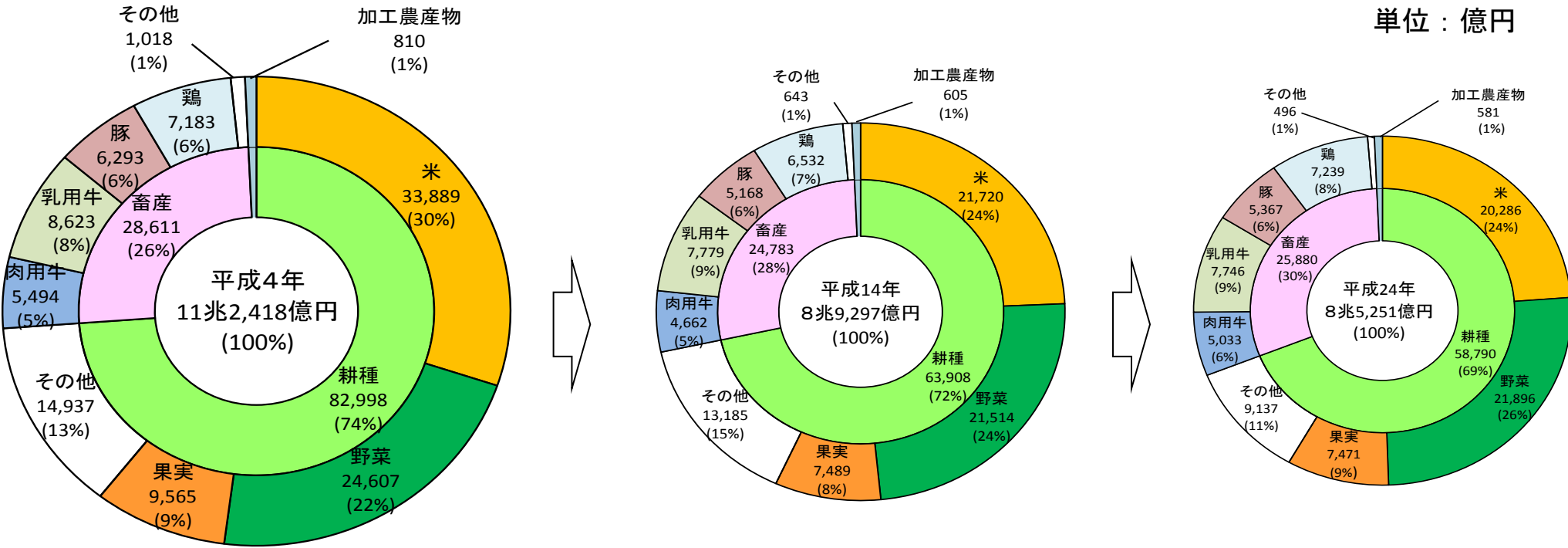
III 参考資料

需要フロンティアの拡大	14ページ
バリューチェーンの構築	16ページ
生産現場の強化	18ページ
農協改革について	21ページ
多面的機能の維持・発揮	22ページ
林業の成長産業化	24ページ
水産日本の復活	27ページ

農業総産出額の推移

○ 農業総産出額は近年減少傾向にあり、平成24年の総産出額は8.5兆円で、20年前に比べると2.7兆円(24%)減少。米の割合が低下する一方で、野菜及び畜産の割合が相対的に増加。

単位：億円



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：耕種のその他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物及びその他作物の合計である。

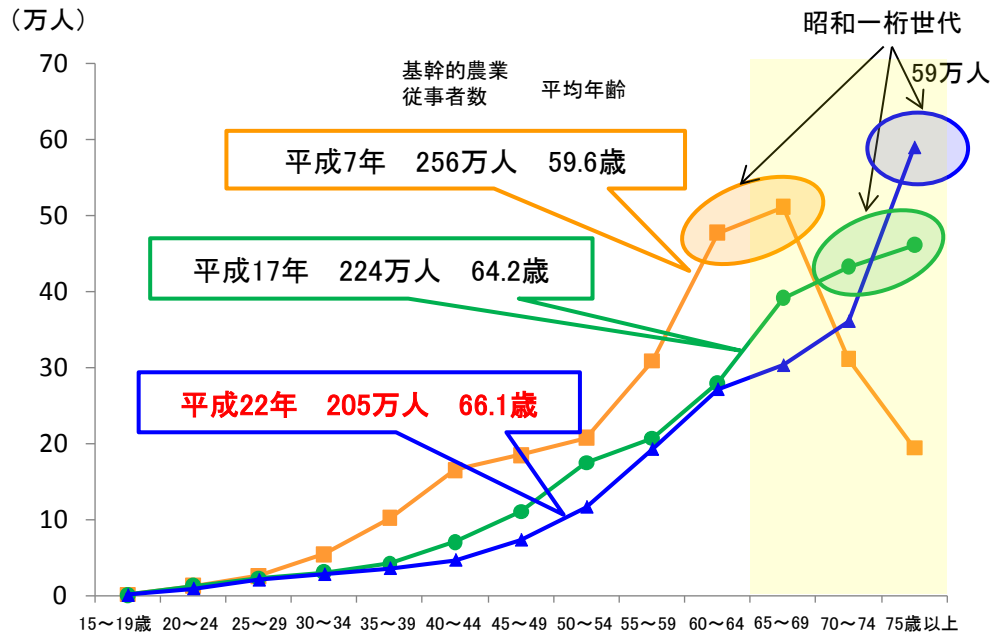
注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

担い手の高齢化

○ 平成22年における基幹的農業従事者数は205万人、平均年齢は66.1歳。

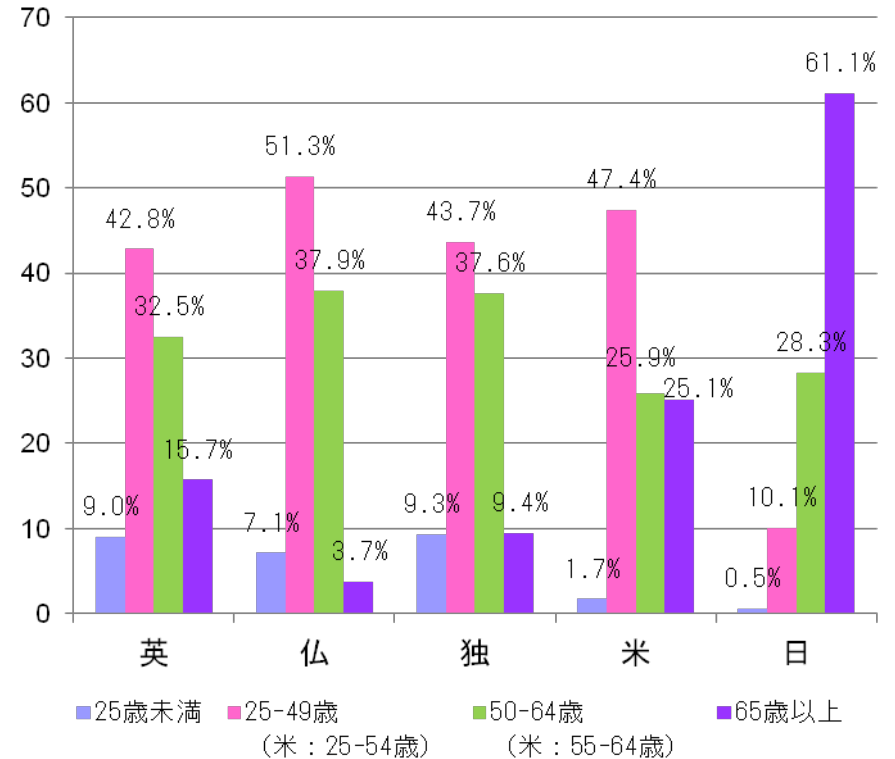
【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：※基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

【各国の農業従事者の年齢構成】

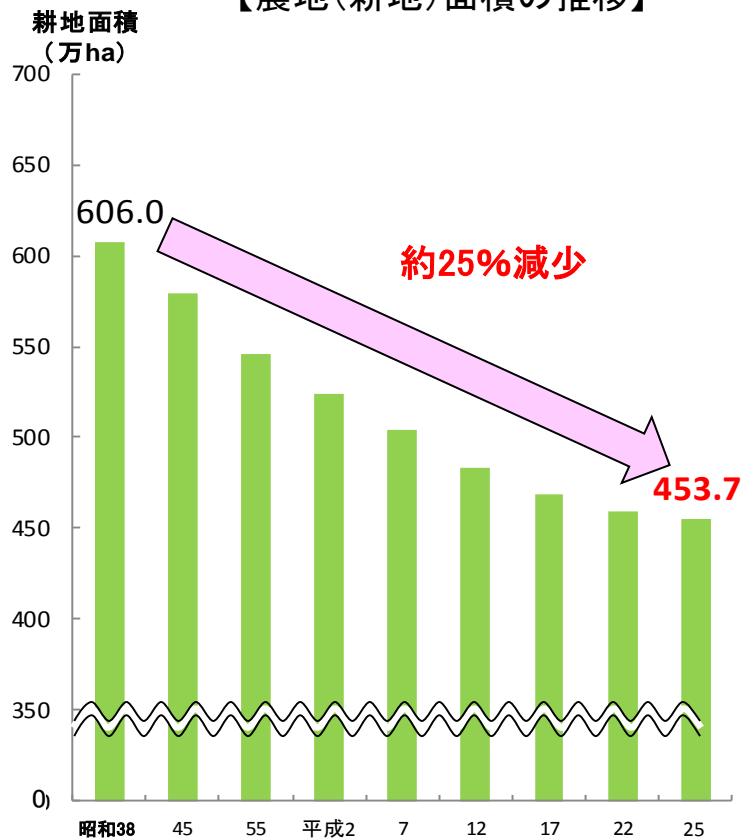


出典：英仏独は、EUROSTAT (2012)：農業に従事した世帯員
米は、米国農務省「センサス (2007)」：農業に従事した世帯員
日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」：基幹的農業従事者

耕地面積と耕作放棄地の推移

- 農地面積は、この50年間で153万ha(約25%)減少(うち拡張101万ha、かい廃254万ha)。
- 一方、耕作放棄地の面積はこの30年間で3.2倍に増加し、平成22年時点で39.6万ha。特に、土地持ち非農家によるものの増加が著しい。

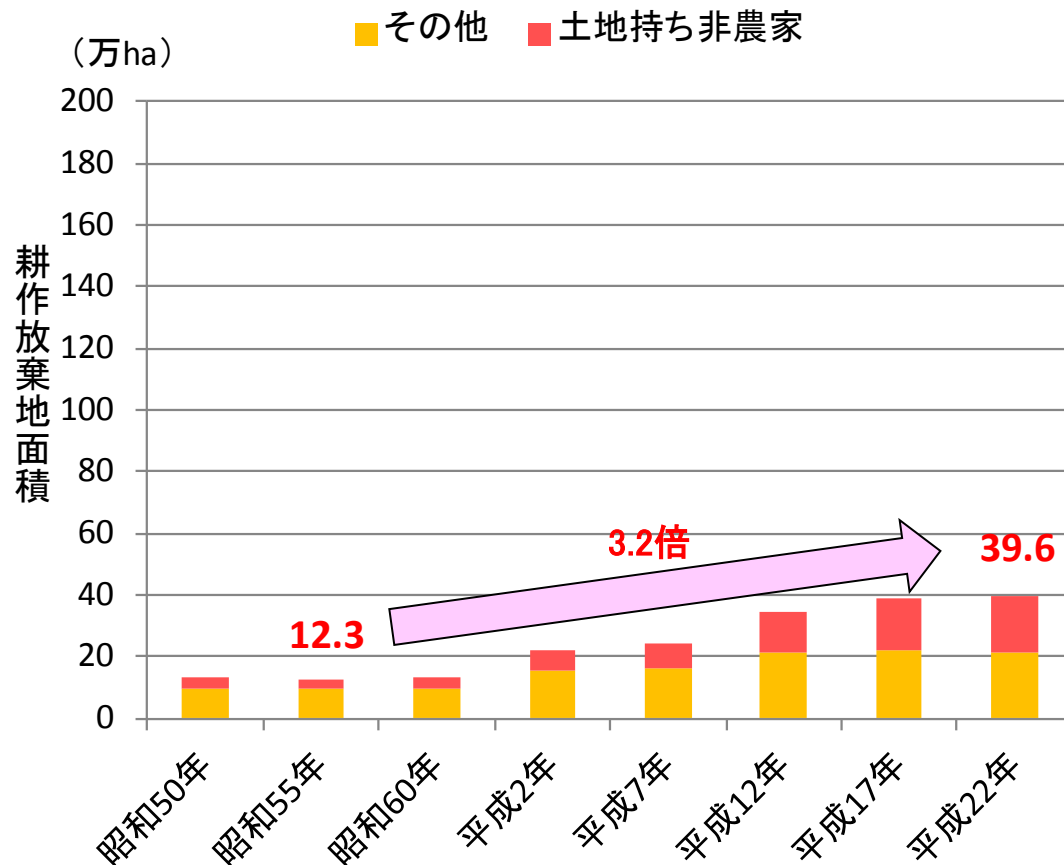
【農地(耕地)面積の推移】



50年間で 拡張 約101万ha
 かい廃 約254万ha
 合計 約153万ha減少 (約25%減)

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

【耕作放棄地の推移】



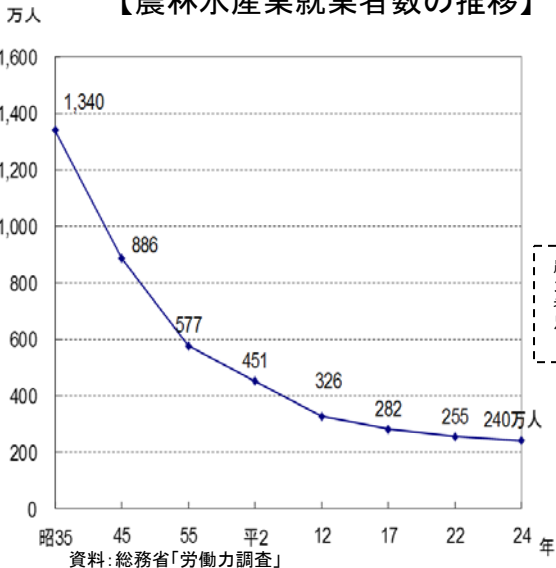
資料: 農林水産省「農林業センサス」

土地持ち非農家: 農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

農林水産業就業者数・平均経営面積規模等の推移

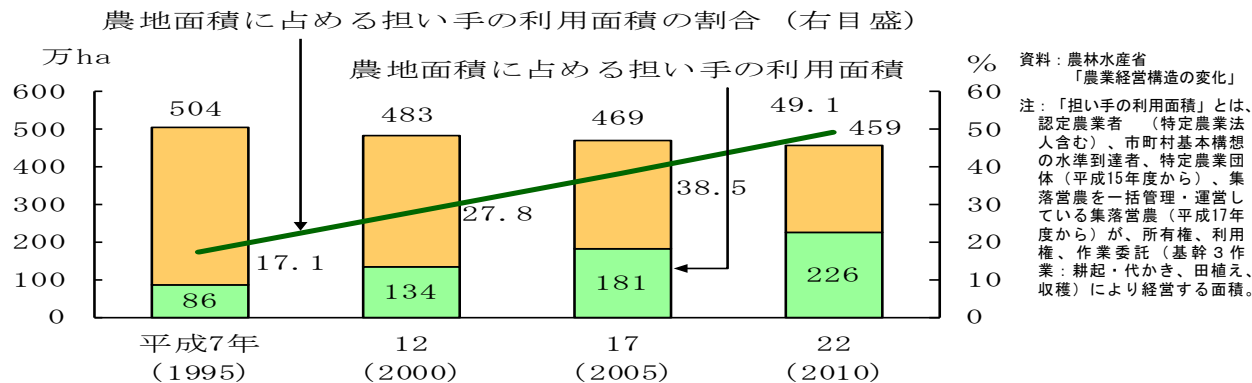
- 農林水産業就業者数と農家戸数は年々減少。
- 一方、農地流動化の結果、担い手の利用面積は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に占める割合は49.1%。大規模な経営耕地を有する農家も増加。

【農林水産業就業者数の推移】



農林水産業就業者数：「労働力調査」における産業別就業者数のうち、農林業と漁業を足したもの

【農地面積に占める担い手の利用面積の推移】

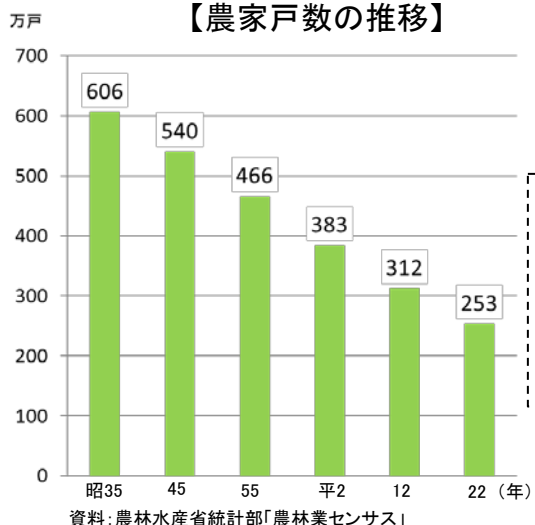


(参考) 平均経営規模の推移

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	25	平成25年／昭35年対比(倍率)
農家数(千戸)	全国	6,056.6	5,664.8	4,953.1	4,376.0	3,443.6	3,120.2	2,848.2	2,527.9	...	0.4(22/35) (0.4)(25/60)
	北海道(20ha以上)	0.3	0.7	10.1	14.8	(17.0)	(17.0)	(17.0)	(16.9)	(16.7)	55.7
	都府県(5ha以上)	1.5	2.4	8.7	19.1	(35.7)	(43.4)	(50.4)	(57.7)	(66.5)	44.3
経営平均部門別(全国)	水稲(a)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)	...	1.9 (22/35)
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	73.4	36.7
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	43.1	35.9
	養豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,738.8	724.5
	採卵鶏(羽)	-	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	50,221	1,860.0 (H25/S40)
	ブロイラー(羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	54,400	61.0 (H25/S40)

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」
注1：水稲の平成7年以前は水稲を収穫した農家または販売農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稲を作付けた販売農家の数値。
注2：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。
注3：農家数、水稲について、()内の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値、それ以外は農家（経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯。なお、昭和35年～60年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上（昭和35年は2万円以上、昭和45年は5万円以上、昭和55年は10万円以上）の世帯）の数値である。
注4：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。
注5：ブロイラーの平成22年は21年の数値である。
注6：ブロイラーの平成25年の数値は年間出荷羽数「3000羽未満」の飼養者を除く。

【農家戸数の推移】



「農家」：経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
なお、昭和35年～昭和55年の農家数については、東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上（昭和35年は2万円以上、昭和45年は5万円以上、昭和55年は10万円以上）の世帯である。

農林水産業・地域の活力創造プランの概要

○ 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるために、急ぎ着手すべき農政改革のグランドデザインを「農林水産業・地域の活力創造プラン」としてとりまとめ。

農林水産業・地域の活力創造本部においてプラン決定

(平成25年12月10日)

【農林水産省・関係府省】

- ・現場の実態を踏まえた着実な改革の推進
(攻めの農林水産業実行元年)

【産業競争力会議】

- ・経営力ある担い手の育成
- ・A-FIVEの活用
- ・畜産・酪農の成長産業化
- ・輸出環境整備、ジャパン・ブランド推進等 など

【規制改革会議】

- ・農業委員会等の見直し
- ・農業生産法人の見直し
- ・農業協同組合の見直し

農林水産業・地域の活力創造本部においてプラン改訂

(平成26年6月24日)

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

①需要フロンティアの拡大

→参考資料1-1,1-2

- ・食文化・食産業のグローバル展開による輸出促進(オールジャパンの輸出体制整備等)
- ・国内需要の拡大、新たな国内需要への対応(国産農産物のシェア獲得、地産地消、食育等)
- ・食の安全と消費者の信頼の確保

②バリューチェーンの構築

→参考資料2-1,2-2

- ・6次産業化の推進(農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的活用、医福食農連携等)
- ・次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化
- ・新品種・新技術の開発・普及等
- ・畜産・酪農分野の更なる強化等

③生産現場の強化

- ・農地中間管理機構の活用による農業生産コスト削減等 →参考資料3-1
- ・経営所得安定対策・米の生産調整の見直し →参考資料3-2.3-3
- ・農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進 →参考資料3-4

④多面的機能の維持・発揮

- ・日本型直接支払制度の創設 →参考資料4-1,4-2
- ・人口減少社会における農山漁村の活性化(地域コミュニティ活性化、都市と農山漁村の交流等)

東日本大震災からの復旧・復興

林業の成長産業化

- ・新たな木材需要の拡大(CLT、木質バイオマス等)
- ・国産材の安定供給体制の構築

→参考資料5

水産日本の復活

- ・浜の活力再生プランによる構造改革の推進
- ・水産物の消費・輸出の拡大(対EU・HACCP施設の認定の加速化等) →参考資料6

プランの方向性を踏まえた食料・農業・農村基本計画の見直し等

農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官 農林水産大臣
本部員	財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 復興大臣 内閣府特命大臣 (沖縄及び北方対策) 内閣府特命大臣 (消費者及び食品安全) 経済再生担当大臣 兼内閣府特命大臣 (経済財政政策) 内閣府特命大臣 (規制改革)

【農林水産業・地域の活力創造本部の開催状況】

1. 第1回(平成25年5月21日)
「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ
2. 第2回(平成25年6月18日)
これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明 等
3. 第3回(平成25年6月25日)
農業者等からヒアリング
4. 第4回(平成25年8月8日)
①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示
②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理 等
5. 第5回(平成25年9月12日)
林業・漁業者等からヒアリング
6. 第6回(平成25年10月4日)
農地中間管理機構(仮称)の制度の骨格について決定
7. 第7回(平成25年10月29日)
①国内外の需要拡大等について林大臣から説明
②医福食農連携等の各省連携事項について関係省庁から説明
8. 第8回(平成25年11月21日)
①連携を通じた農山漁村の活性化、林野・水産関係について林大臣から説明
②教育との連携等の各省連携事項について関係省庁から説明
9. 第9回(平成25年11月26日)
経営所得安定対策及び生産調整の見直し等について林大臣から説明 等
10. 第10回(平成25年12月3日)
農林水産業・地域の活力創造プラン(案)について議論
11. 第11回(平成25年12月10日)
農林水産業・地域の活力創造プランの決定
12. 第12回(平成26年6月20日)
農林水産業・地域の活力創造プランの改訂案について議論
13. 第13回(平成26年6月24日)
農林水産業・地域の活力創造プランの改訂決定

「農業・農村の所得倍増」の考え方

- 農業・農村の所得倍増については、経済全体の健全な成長を取り込みつつ、
 - ① 需要の拡大や輸出の促進等による生産額の増大や、農地集積の加速化等による生産コストの縮減を通じた農業所得の増大と
 - ② 加工・直売の取組の推進や食品企業等の誘致等による6次産業化等の推進を通じた農村地域の関連所得の増大により、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指すもの。

「農業・農村の所得倍増」に向けた対応方向

農業所得の増大

$$\text{生産額(価格(P) \times 生産量(Q))} - \text{生産コスト(C)}$$



生産額の増大

- 需要拡大の推進
- 米国・EUなど大きな市場も重視した輸出拡大
- 需要を踏まえた耕作放棄地や水田の一層の活用 等

生産コストの縮減

- 農地集積の加速化
- 資材費等の縮減
- 技術開発
- 基盤整備 等

農村地域の関連所得の増大



6次産業化等の推進による雇用・所得の増大

- 農業者主体の加工・直売の取組の推進
- 食品企業等の誘致・起業による就業機会の確保
- 介護食品や機能性食品の開発等新たな市場の開拓
- 太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの導入やバイオマスの利活用
- 農家民宿の開業などによる都市と農村交流の促進 等

「農業・農村の所得倍増」に向けた検討方向

- 来年3月頃の新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた議論において、農業・農村の所得倍増に向けた対応方向を検討しているところ。
- 具体的には、農業・農村の所得倍増に向け、マクロでの道筋を検討するとともに、現場の農業関係者などが地域や作物に応じて、どのような取組を進めていけばいいか、より具体的なイメージを描くことができるよう、ミクロでの道筋を併せて検討する。

「農業・農村の所得倍増」の具体的検討方向

マクロでの道筋

＜農業所得＞

米、野菜、畜産など各品目別に、生産額の増大、生産コストの縮減に向けた対応方向等を検討。

＜農村地域の関連所得＞

加工・直売、都市と農村の交流などの施策分野毎に、雇用・所得の増大に向けた対応方向等を検討。

⇒ 農業所得、農村地域の関連所得の合計を10年後に倍増。

ミクロでの道筋(経営展望)

＜農業経営モデルの例示＞

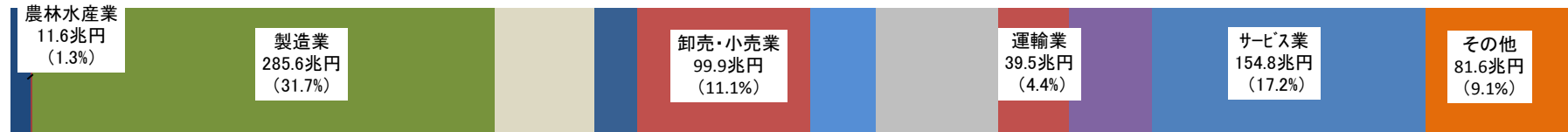
主な営農類型・地域について、所得増大に向けた経営発展の姿を例示。

＜地域戦略の例示＞

地域農業の発展に加え、関連産業との連携等による6次産業化等の事業展開により、雇用・所得が創出され、地域として農業所得と関連所得の合計が倍増する姿をイメージできるよう、地域戦略を例示。

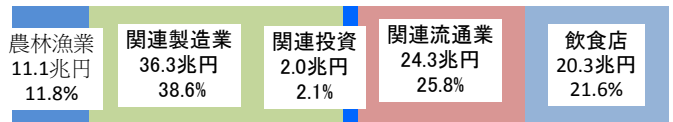
「農業・農村の所得倍増」のイメージ

○ 我が国の国内生産額 901.0兆円

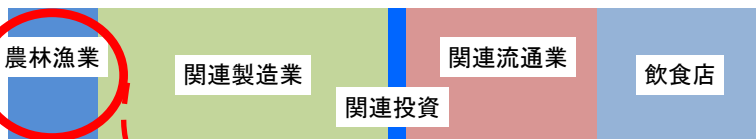


資料:平成23年 内閣府「国民経済計算」

○ 農業・食料関連産業の国内生産額 94.1兆円(全産業の10.4%)



資料:平成23年度 農林水産省大臣官房統計部「農業・食料関連産業の経済計算」



94.1兆円

約120兆円

+20兆円強

[年率2%の経済成長]
 ・デフレ経済からの脱却
 ・農林水産物・食品の輸出拡大等

バリューチェーンの連結を通じて
 ウィンウィンの関係に

10兆円強

農山漁村に

20兆円以上

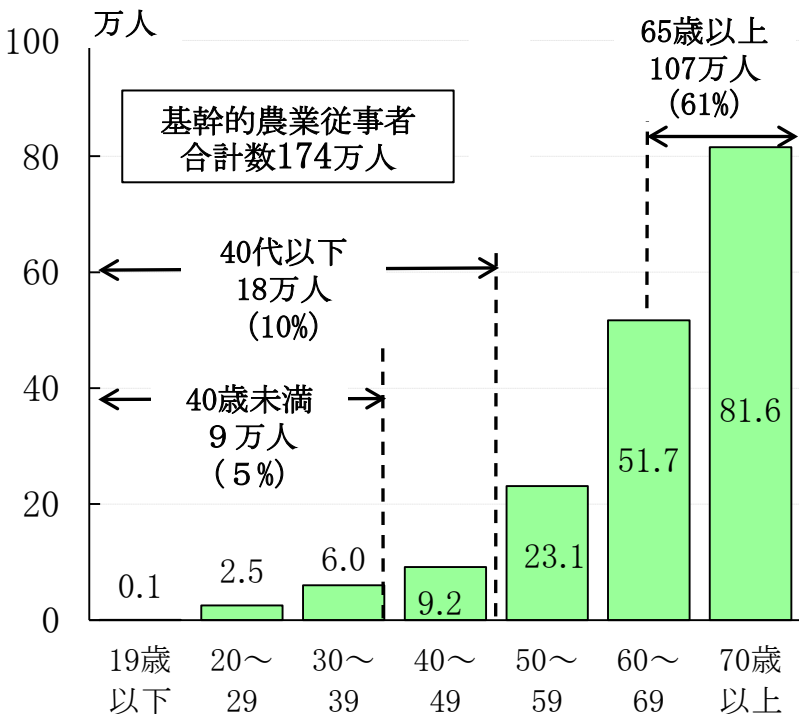
10兆円強

農山漁村以外に

我が国の農業従事者の状況

- 現在、我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割(40歳未満は5%)と著しくアンバランスな状況。
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要。
- 青年新規就農者(定着ベース)を現在の年間1万人から2万人に倍増することにより、40代以下の農業従事者を、現在の20万人から10年後には40万人に拡大していくこととしている。

年齢階層別基幹的農業従事者数(平成25年)



基幹的農業従事者の必要数

農業を維持するには、現在の半分程度(90万人前後)の基幹的農業従事者を確保することが必要

- 土地利用型作物 現在の1/4程度(30万人前後)
- 野菜・果樹等 現在と同程度(60万人前後)



20歳~65歳の年齢層で安定的に担うためには、毎年平均して2万人の青年新規就農者が必要。

青年新規就農者の確保目標

【目標】

年間2万人確保

【現状】

年間1万人

基幹的農業従事者として定着するのは約1万人程度

近年の40歳未満の新規就農者は約1万5千人程度であるが、3割程度は就農後離農

倍増

資料:農林水産省「農業構造動態調査」(組替集計)

※基幹的農業従事者:農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

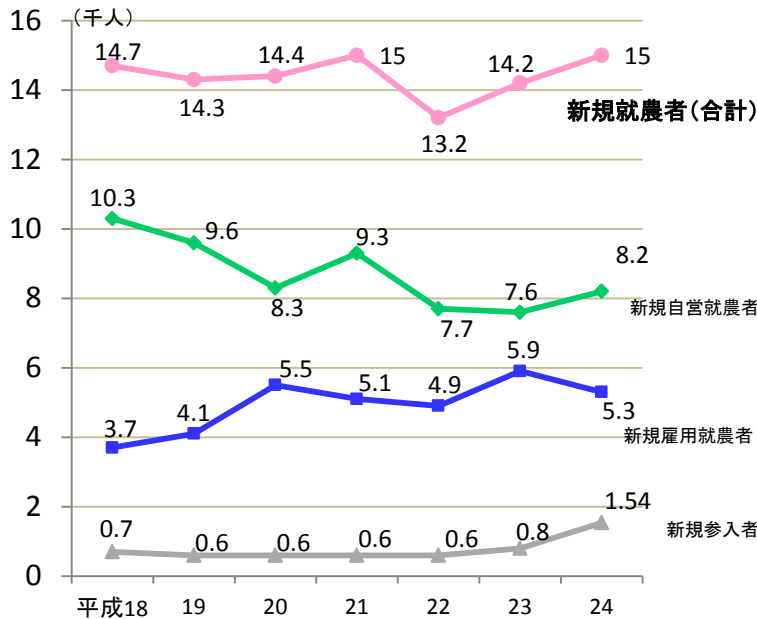
農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂)抜粋

<目標>新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

青年新規就農者の動向と課題

- 40歳未満の新規就農者は、近年1万3千人～1万5千人で推移。このうち定着するのは1万人程度。
- 40歳未満の新規就農者のうち新規雇用就農者のシェアが増加しており、近年では約3～4割。
- 新規自営就農者、新規参入者ともに、「技術の習得」、「資金の確保」が大きな課題となっているほか、新規参入者にとっては、「農地の確保」も大きな課題。

就農形態別の新規就農者の動向
(40歳未満)



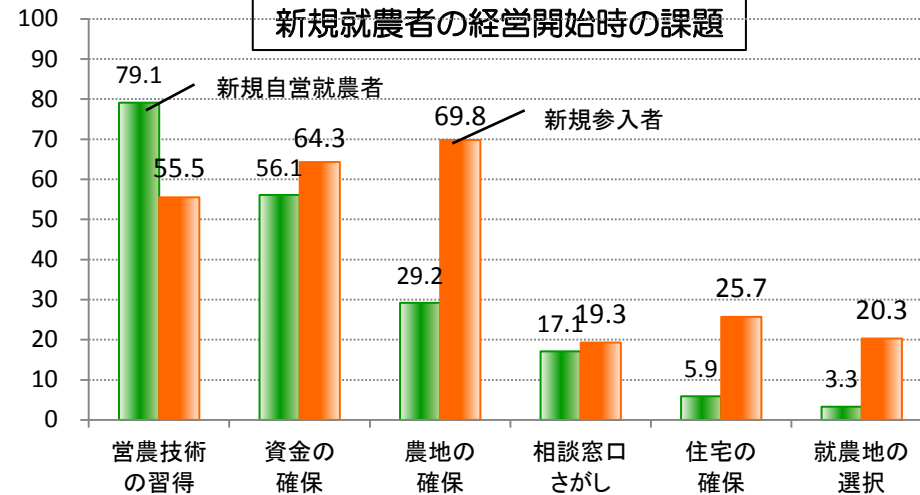
就農形態別の就業形態別シェア
(40歳未満) (H24)



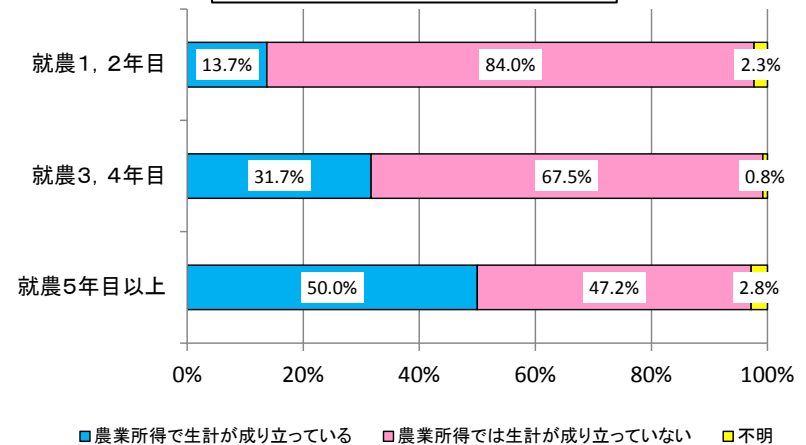
※自営就農者：農家世帯員で、自家農業に就農した者
 ※雇用就農者：農業法人等に雇われる形で就農した者
 ※新規参入者：農家世帯員以外で就農した者

資料：農林水産省「新規就農者調査」

新規就農者の経営開始時の課題



新規就農者の生計の状況



資料：新規就農者の就業実態に関する調査結果
(平成26年3月全国新規就農相談センター)

課題	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始	
		法人正職員としての就農	独立・自営就農
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保	青年就農給付金(準備型) ① (H24年度開始) ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、年間150万円を最長2年間給付 新規採択分：2,200人 / 年	法人側に対して農の雇用事業 ③ (H24年度拡充) ・法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 新規採択分：4,500人 / 年	青年就農給付金(経営開始型) ② (H24年度開始) ・人・農地プランに位置付けられている原則45歳未満の認定新規就農者について、年間150万円を最長5年間給付 新規採択分：5,000人 / 年
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成 (H24年度開始)		トッププロを目指す経営者育成のための助成 (H26年度開始)
機械・施設の導入 経営の複合化、多角化等に 必要な物を含む			青年等就農資金(無利子)【公庫】 経営体育成支援事業(融資残補助:補助率 3/10)
農地の確保 就農相談等	農地中間管理機構、就農しようとする市町村等とよく相談し、 ・農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地中間管理機構からの農地貸付

※これらの事業は、認定新規就農者(青年等就農計画の認定を受けた者)の認定を行う市町村、経営・技術指導を行う普及組織を有する都道府県と連携を図りながら、一体的に推進

參考資料

◆目標：農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大

1 新たな国内ニーズへの対応

● 医療・福祉分野と食品・農業分野の「医福食農連携」を推進

◆ 関係省庁と連携し、科学的根拠を元に機能性を表示できる新たな方策を検討

◆ 日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備

◆ 介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「これからの介護食品をめぐる論点」(25年7月公表)を踏まえ、「新しい介護食品」の考え方を公表(26年4月)。さらに、認知度向上に向けた取組、利用者のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討などを実施

◆ 産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、漢方の原料となる薬用作物の安定供給を実現

● 学校給食等における地場産農林水産物の利用拡大・定着に向けた安定供給体制の構築等

● 需要が拡大している加工・業務用野菜の増産に向け、安定生産等に必要な作柄安定技術や、新技術・機械化の導入支援 **【今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量5割増】**

2 食文化・食産業のグローバル展開

● 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進

● 「国別・品目別輸出戦略」(25年8月公表)に基づき、国別・品目別の輸出環境整備優先事項を選定し、着実に実施

● 卸売市場や産地等で輸出検疫を行うことにより、商品の補充をその場で可能とするなど、輸出検疫の利便性を向上

β-クリプトキサンチンを多く含むみかんジュース



産学官が連携して、β-クリプトキサンチンの機能性研究を行い、その研究成果を活かして食品企業が商品化(25年3月販売開始)



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺



地場産農林水産物を利用した学校給食

ポイント

- 1 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- 2 このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。

◆目指す姿: 拡大するグローバルな食市場の獲得

○ 農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
(例) 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化 中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

- 国別・品目別輸出戦略の実行
→ 国別・品目別の輸出環境整備について、優先取組事項を選定し、着実に実施

約4,500億円		中間目標 7,000億円		1兆円	
水産物 1,700億円	水産物 2,600億円	加工食品 1,300億円	加工食品 2,300億円	水産物 3,500億円	水産物 3,500億円
加工食品 1,300億円	加工食品 2,300億円	コメ・コメ加工品 130億円	加工食品 2,300億円	加工食品 5,000億円	加工食品 5,000億円
コメ・コメ加工品 130億円	加工食品 2,300億円	林産物 120億円	加工食品 2,300億円	コメ・コメ加工品 600億円	コメ・コメ加工品 600億円
林産物 120億円	加工食品 2,300億円	花き 80億円	加工食品 2,300億円	林産物 250億円	林産物 250億円
花き 80億円	加工食品 2,300億円	青果物 80億円	加工食品 2,300億円	花き 150億円	花き 150億円
青果物 80億円	加工食品 2,300億円	牛肉 50億円	加工食品 2,300億円	青果物 250億円	青果物 250億円
牛肉 50億円	加工食品 2,300億円	茶 50億円	加工食品 2,300億円	牛肉 250億円	牛肉 250億円
茶 50億円	加工食品 2,300億円		加工食品 2,300億円	茶 150億円	茶 150億円

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 日本食文化の普及
→ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムを創設
→ 日本食の普及を行う人材育成、メディアの効果的活用による日本食のブランド化等を各省連携して実施
- A-FIVE × クール・ジャパンファンドの連携支援
→ 海外で展開するMade By Japan企業と国内のMade In Japan企業を連携して支援
- ジャパンブランド防衛のための共同監視体制の創設
→ 海外における知的財産権侵害の監視システムの構築
- グローバル人材の育成・確保
→ 海外展開に携わった経験のあるOB人材の再活用



◆目標： 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大

1 多様な事業者と連携した6次産業化の取組支援

- 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的な活用などにより、6次産業化を推進 ※9月現在で49のサブファンドを決定
- 機能性食品やIT・ロボット技術による高労働効率システムの開発など、重要研究分野の選択と研究開発資金の集中
- 6次産業化等のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

2 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

- 農林漁業と調和を図りながら、地域の資源を再エネ発電に活用し、地域の発展につなげるための「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が昨年11月に成立。5月1日に施行【再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区以上、取組の検討を行う地区を全国200地区以上実現】
- 7府省が共同で選定し連携支援するバイオマス産業都市の構築や、新たな食品リサイクルシステムの構築、小水力発電等の導入促進のための技術支援や規制緩和など、関係府省とも連携

3 生産・流通システムの高度化

- 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を全国9か所で開始。
- ICT・ロボット技術の導入により、超省力・高品質生産等を達成する新たな農業(スマート農業)の実現等に向けた検討

施設園芸団地
(オランダ)

4 新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 品質やブランド力などの「強み」のある農畜産物を日本各地に生み出すため、品目別に推進の基本方向等を方針を平成25年12月に策定【今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出】
- 品質等の特性と産地の結びつきが特定できる名称が付されている農林水産物・食品について、知的財産として保護するための「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が6月18日に成立。

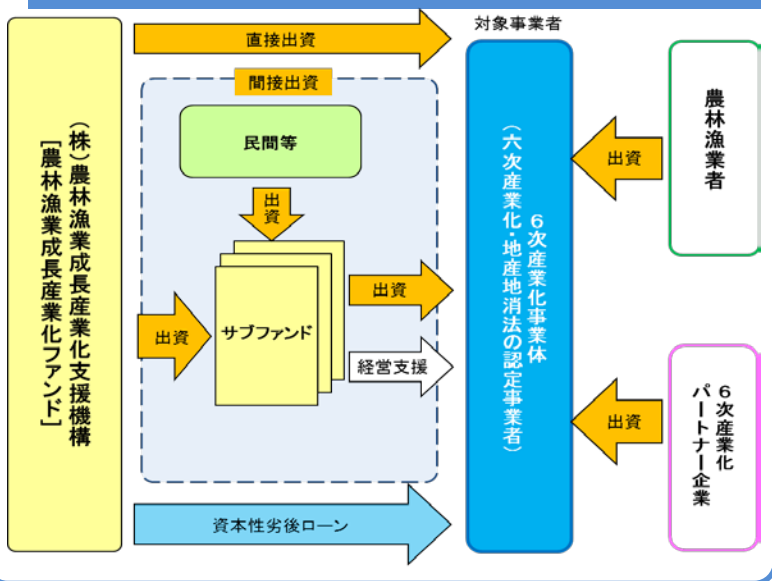
産官学が一体で開発した
「ゆめちから」パン

これまでにない製パン適性を持つ小麦「ゆめちから」を開発し、食品企業と連携したマーケティングで普及

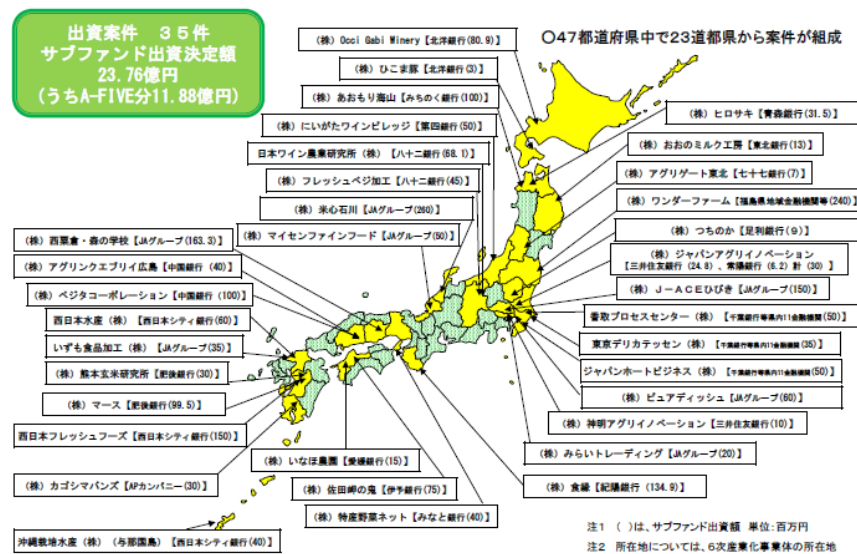


- 2014年9月29日までに49のサブファンドへの出資を決定 (総額733.02億円) しており、累計出資案件は、35件(サブファンド出資23.76億円、うちA-FIVE出資分11.88億円)
- 植物工場への支援や、出資割合の引き上げ、資本性劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資等による多様な資金調達を行い、ファンドの活用を推進。

農林漁業成長産業化ファンドの仕組み



出資案件の状況 (26年9月11日現在)



出資案件(例)

(株) OcciGabi Winery 【北海道余市町】

北海道余市町のワイン用ぶどうを使ったワイン製造と地場産食材を使ったレストラン運営、自家製ワインや地場産野菜、果物及び水産加工品などを販売する売店等の複合事業。

(株) 熊本玄米研究所 【熊本県大津町】

農研機構が開発した新品種の新規需要米(玄米)から新しい技術(玄米ペースト)による製パン加工を行い、販売及び卸売(学校給食・病院向け)を行う事業。

【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

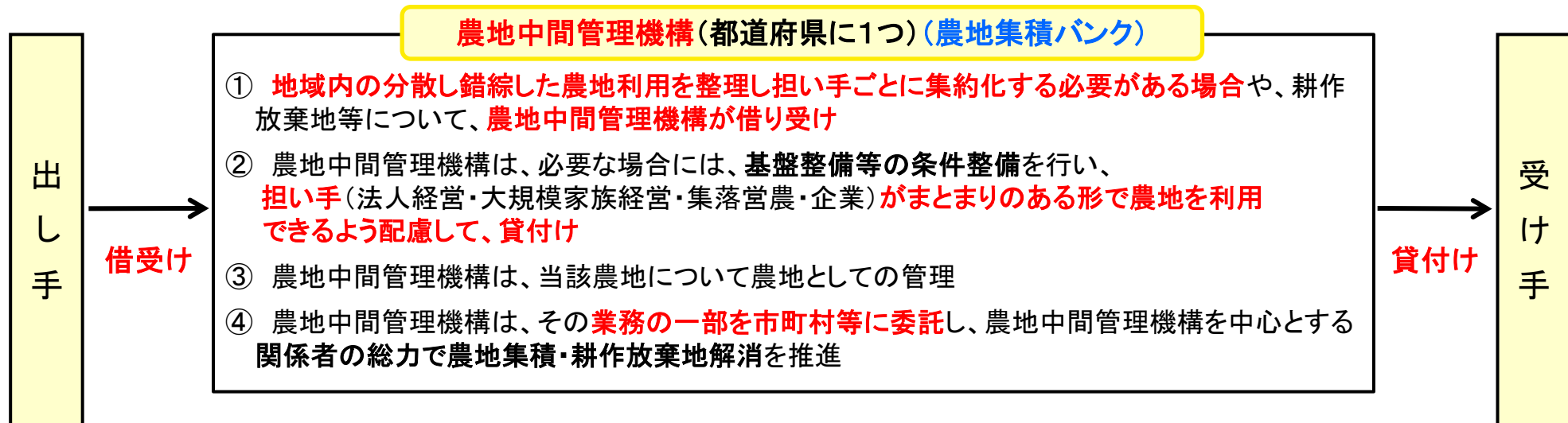


目 標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

経営所得安定対策については、産業政策的な観点から見直しを行い、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、全ての販売農家を対象にした米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金は廃止し、ゲタ対策やナラシ対策については、一律の規模要件を外し、意欲と能力のある農業者が幅広く参加できることとした。

＜平成25年度の制度内容＞

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。
(10a当たり1.5万円)

◆米価変動補填交付金

- 全ての販売農家を対象に、米価が標準的販売価格より低下した場合、生産者の拠出なく補填。
(標準的販売価格からの低下分を10割補填)

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補填。
(麦、大豆等の畑作物が対象)

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

- 生産者の拠出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の影響を緩和(基準収入から下がった分の9割を補填)。

＜改革の内容＞

● 平成30年産米から廃止する。

〔 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を削減した上で、29年産までの時限措置とする。 〕

● 平成26年産米から廃止する。

〔 激変緩和のため、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策を実施する。 〕

産業政策として、担い手の経営安定を確保

- 担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に限定して実施する(ただし、規模要件は課さない。)

- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

＜平成25年度の制度内容＞

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成24年 56kg)



○ 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- ・米の直接支払交付金(1.5万円/10a)
- ・米の変動補填交付金(生産者拠出なし、10割補填)を交付。

生産調整については、強制感を伴うペナルティを廃止し、実質的には選択制となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存。



＜今後の方向＞

○ 行政による生産数量目標の配分を見直し

定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む

➡ **生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進**



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



今回の農協改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農協制度を60年ぶりに抜本改革
- 単位農協が自立し、創意工夫を発揮して農業者の所得向上・農業の成長産業化に全力を挙げることを基本
- 単位農協を的確にサポートできるよう、連合会・中央会のあり方も見直す

中央会(全国中央会・県中央会)はどうするのか

- 中央会制度は、昭和29年に、経営危機に陥った農協組織を再建するために導入された特別な制度(中央会が農協を強力に指導)
- 農協数が当時の1万超から約700に減少するなど状況が大きく変化する中で、中央会については抜本的に見直し
- 単位農協の自立を前提に、中央会の今後のあり方を検討し、次期通常国会に法案を提出

全農はどうするのか

- 農業者の所得向上を図っていくには、農産物販売等で単位農協をサポートする全農の役割は極めて重要
- 全農が農業の発展に向けて国の内外で企業とも連携して積極的に活動できるようにするために、株式会社に転換できるよう法整備

単位農協はどうするのか

- 役員の過半を担い手や販売のプロとし、単位農協が自立して、創意工夫で経営
- 農業の成長産業化に重点を置くため、金融事業の負担を軽減できるよう農林中金等がサポート
- 地域のインフラとしてのサービスについては、より円滑に提供できる組織形態を選択できるよう法整備

- 農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす「地域政策」として、農業の多面的機能の発揮のための地域活動(活動組織を作り、市町村と協定を締結)に対して支援する多面的機能支払を創設。
- 共同活動を通じて地域の農地を農地として維持するとともに、担い手への農地集積という構造政策を後押し。

背景・必要性

- 農業・農村は、国民全体が利益を受ける「公共財」として、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を発揮。
- 他方で、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要。
- EUにおいても、環境や農村振興を重視した直接支払へのシフトが進行。

多面的機能支払の概要

- 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織をつくり市町村と協定を締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施し、27年度から法律に基づく措置として実施。

資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり 等

現行の農地・水保全管理支払を組替え

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援

- ※ 担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にして、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

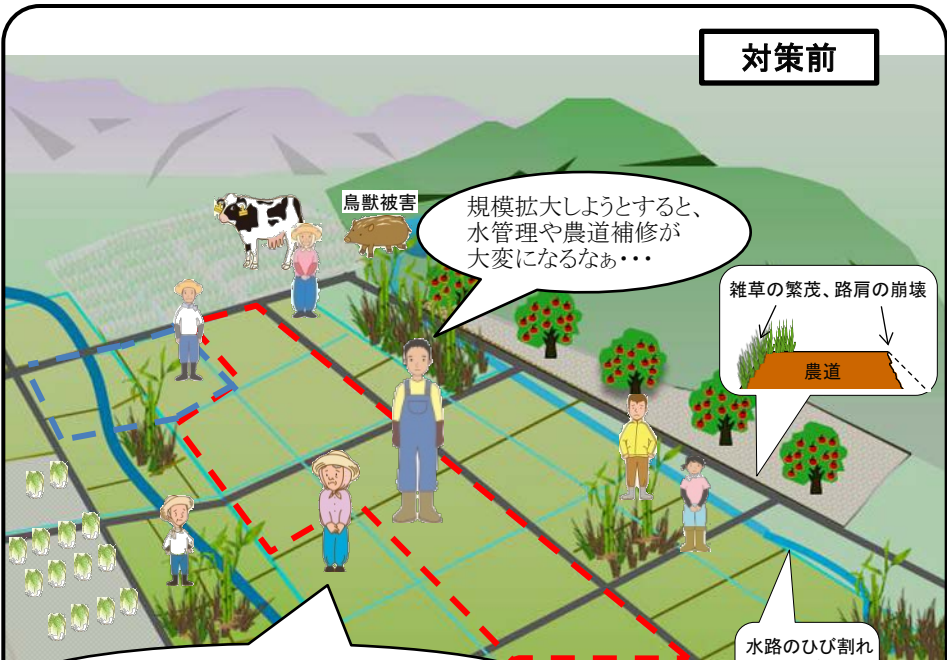
支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

※5年後を目途に施策の実施状況の点検、効果の評価を行い、施策の見直しに反映させていく。

※中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持しつつ継続。

対策前



規模拡大しようとする、水管理や農道補修が大変になるなあ...

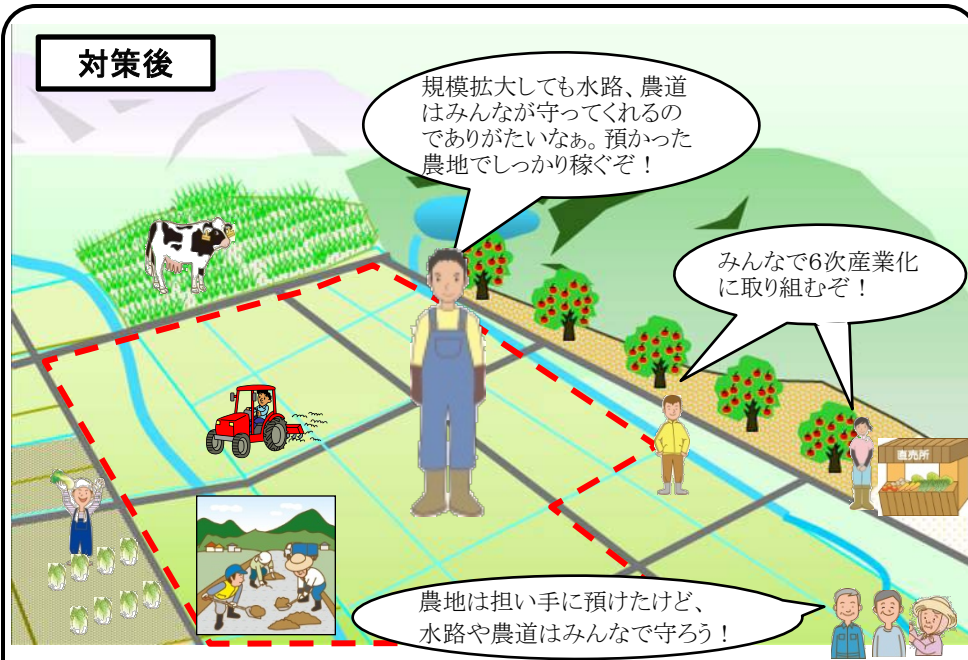
雑草の繁茂、路肩の崩壊
農道

水路のひび割れ

農地は担い手に預けて、隠居するか、息子の元へ引っ越そうか...

- このまま高齢化等が進めば...
- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
 - ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

対策後



規模拡大しても水路、農道はみんなが守ってくれるのでありがたいなあ。預かった農地でしっかり稼ごぞ！

みんなで6次産業化に取り組むぞ！

農地は担い手に預けたけど、水路や農道はみんなですらう！

- 水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援
- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
 - ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカップリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を広げる

多面的機能支払の導入

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることにより維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷



水路の共同管理



道普請

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

農林水産業・地域の活力創造プランの実行

- 人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用することが重要。
- 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、**林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。**
- 森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進。多面的機能の維持・向上により美しく伝統ある山村を次世代に継承。

目標

- 2020年までに国産材自給率50%を達成
- 2013年度から2020年度までの間、毎年52万haの間伐を実施

展開する施策

新たな木材需要の創出

- H28年度早期を目途に、CLT建築物の一般的な設計法を確立。国産材CLTの生産体制構築の取組を総合的に推進。

JAS規格
の制定強度データ等の収集
設計法の検討建築関係基
準の整備

建築事例の積み重ね



CLT建築の本格普及

- 耐火部材の開発・普及、公共建築物の木造化支援、地域材等を活用した木造住宅の整備推進。
- 木造3階建て学校等の建築基準について、改正基準法の施行に向けて必要な政令等を整備。
- 地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス関連施設の整備、木材製品等の輸出を促進。



国産材の安定供給体制の構築

- 原木供給サイドと製材業者等との協定締結等により、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築。
- 施業集約化の加速、地域に応じた路網整備、高性能林業機械の導入やストックヤード整備等を推進。
- 林業や山村を支えるフォレスター、プランナーなどの人材確保・育成等を推進（女性の雇用機会の確保）。



多面的機能の維持・向上

- 適切な森林の整備・保全、成長に優れた苗木等の開発。
- 鳥獣害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じた「緑の国土強靱化」を推進。
- 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進。



CLTの特徴

- ① 大きな面として利用できる強い構造材
- ② シンプルな施工、移設も容易
- ③ コンクリート製品等と比べて軽く、環境に優しい



CLTにより、これまで木が使われなかった建築物への木材利用が可能に

ターゲット

- 中層建築物等を**CLT工法**(※)により木造化
 (※)壁、床等の構造の全てをCLTとする建築物
 共同住宅、事務所、庁舎、商業施設 等
- 鉄骨造等の建築物の**一部にCLTを利用**
 床や壁への利用、耐震補強への利用 等

CLT生産体制整備・低価格化

国内の豊富な森林資源を活用し、効率的・安定的なCLT生産体制を構築し、低価格化を実現

↓
他の建築資材と価格面で対抗可能に

CLTはコンクリートと比較して軽いため、基礎等の簡素化、施工性向上、重機の簡素化も可能に。



シンプルな施工（海外での事例）

注釈 ◎ ○ △
 高 ← → 低

※平成25年度新築工事床面積割合（国交省統計より農水省作成）

	低層	中層	高層
RC造	△	◎	◎
鉄骨造	○	◎	○
木造	◎	△	—

型枠工・鉄筋工不足が深刻

資材高騰



おおとよ製材社員寮（高知県）



共同住宅（米国）



都内に建てられたCLT仮設建築物（現在は福島県に移設）

CLTにより活用促進

将来的に目指す

目標		現状	26年度	27年度	28年度	目指す成果	
CLT工法での建築を可能に (※)壁、床等の構造の全てをCLTとする建築物		個別に国土交通大臣の認定を受けなければならない。 (精緻な構造計算が必要で時間・コストがかかる。)	強度データ収集		基準強度告示	追加データ収集	個別に国土交通大臣認定を受けることが不要に。(比較的容易な計算により建設可) ※構造的には地震力を考慮し5~7階、防火的には4階程度。これ以上の階数については、技術開発等の状況を踏まえ国土交通大臣認定等に対応
			一般的な設計法を確立するための検討・実大実験		一般的な設計法告示(注1)		
			「燃えしろ」に係る検討・実験等	燃えしろ設計(注2)告示			
CLTの部分的利用を推進	床	鉄骨造建築物等の床にCLTを使用できるかどうか不明	接合方法等の開発		技術開発ができ次第活用	鉄骨造建築物等の床へCLTの利用可能化	
	壁	鉄骨造建築物等の壁にCLTを使用できるかどうか不明		接合方法等の開発	技術開発ができ次第活用	鉄骨造建築物等の壁へCLTの利用可能化	
	耐震補強	建築物の耐震補強においてCLTを使用できるかどうか不明	・接合方法の検討 ・耐震性向上効果の確認		技術開発ができ次第活用	既存建築物の耐震補強にCLTを利用可能化	
実証的建築の積み重ね ↓ 施工ノウハウの確立		CLT建築物が1棟のみであり、施工ノウハウが不十分	<ul style="list-style-type: none"> CLTを活用した実証的建築への支援 (H26年度8棟建設予定 (林野庁支援)) ※北海道北見市1棟、福島県湯川村2棟、岡山県真庭市3棟、群馬県館林市1棟、神奈川県藤沢市1棟 新たなアイデアを喚起 (共同住宅以外の用途や部分的利用の発想を創出) 			<ul style="list-style-type: none"> 施工ノウハウを蓄積し、広く周知 住宅メーカー等がCLTに取り組みやすい環境に 	
生産体制の構築 ↓ CLT製品価格7~8万円/㎡となりRC造等と価格面で対抗可能		<ul style="list-style-type: none"> 3工場で年間1万㎡程度の生産能力 製品価格が高い(15万円/㎡程度) 	概ね、毎年5万㎡程度の生産体制を順次整備し、CLTの生産能力向上と低価格化を実現 ※5万㎡：おおよそ製材社員寮約420棟分のCLT			<ul style="list-style-type: none"> 28年度期首に5万㎡程度の生産能力を実現 H36年度までに年間50万㎡程度の生産体制を構築 ※50万㎡：中層建築物(3~4階建て)の約6%がCLT工法に置き換わった場合の量に相当 	
木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成		建築物の木造化・木質化に取り組む者(建築士等)が少ない	建築物の木造化・木質化に取り組む建築士等の育成			建築物への木材利用に積極的に取り組むリーダーを各都道府県に育成	

(注1) 許容応力度計算等一般的に使われる比較的簡易な構造計算による設計手法。
 (注2) 想定される火災で消失する木材の部分を「燃えしろ」といい、燃えしろを想定して部材の断面寸法を考えて設計する手法。
 (注3) 木材を耐火被覆することなく露出した状態でそのまま使うこと。
 ※階段、間仕切り壁等については、現時点において使用可能。屋根等については、基準強度が明らかになれば使用可能。

Before

<資源状況>

水産資源の4割が低位水準

<生産額>

1兆4,000億円/年
(輸出2,200億円)

<漁船数・船齢>

15.3万隻(H25)
うち10トン未満14.4万隻
平均船齢 22年

<海面漁業経営体数>

9.5万経営体(H25)
うち、沿岸8.6万経営体
沖合・遠洋0.9万経営体

<担い手>

平均年齢 56歳

漁業所得

・燃油高騰等のコストアップの中で伸び悩み
(H24 沿岸漁船漁家 204万円)

・6次産業化の進展が期待

「浜の活力再生プラン」による構造改革

漁業者主導の計画(H26~)

- ①5年後に10%以上の所得向上を目指す
- ②収入向上策(生産性向上, 6次化)とコスト削減策
- ③地域の担い手の育成や浜の機能再編、協業化にも取り組む

前向きな取組を行う地域を重点的に支援

浜の応援団との連携

内容

<第1の柱:資源管理の推進>

- ・IQの導入等資源管理制度の強化
- ・資源管理・漁業収入安定対策
- ・漁場環境の整備、種苗放流対策

<第2の柱:担い手及び漁船漁業の体質強化>

- ・「もうかる漁業」事業の拡充(漁業の効率化・合理化)
- ・担い手対策 等

<第3の柱:省コスト型の生産体系への移行>

- ・燃油対策
- ・省エネ機器導入への支援
- ・養殖コスト削減(人工種苗・飼料)への取組強化

<第4の柱:6次産業化・輸出等の出口戦略>

- ・HACCP対応・高度衛生管理型施設整備の促進
- ・6次産業化の推進
- ・国産加工原材料の利用促進
- ・消費拡大(ファストフィッシュ、プライドフィッシュ)

After

<資源状況>

水産資源が回復
海の恵みの持続的利用

<生産額>

1兆7,000億円/年
うち輸出3,500億円以上

<漁船数・船齢>

協業化・大規模化による
平均トン数の上昇
船齢の若返り

<担い手>

船齢・年齢構成の若返り
による活力ある生産体制の構築

漁業所得

・6次産業化による付加価値向上、コスト削減により相当程度向上

・6次産業化市場も大幅に拡大

(漁業・漁村の現状)

水産資源の減少、燃油・資材の高騰

- 漁業収入の減少
- 漁業コストの増大

漁労所得の低迷
(年収200万円強!!)

- 代船建造が難しい
⇒コスト高・安全性の低下
- 後継者不足
⇒漁業者の著しい高齢化
- 漁村の荒廃
⇒漁業の衰退・漁村の消滅

漁業・漁村再生のためには、漁業者の所得の大幅な向上を実現させる総合的な戦略が必要！

STEP1:浜の活力再生プラン

各浜の実態に即した具体的な解決策を策定・実施

- 収入向上の取組(高鮮度出荷・冷凍加工・直販・輸出・増養殖等)
- コスト削減の取組(省エネ機器導入・省燃油活動・漁獲情報把握による操業の効率化等)

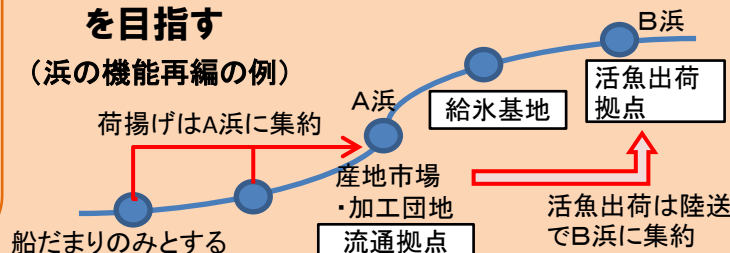
- ▶ 漁業者の所得の大幅な増加
(5年間で10%以上増)
- ▶ 他産業(加工業や観光業など)との連携

STEP2:浜の機能再編広域プラン(H27年度要求中)

複数の浜のネットワーク化を図り、地域全体の活性化を目指す

- 産地市場、加工、冷凍施設等の機能再編に向けた取組
- 地域の共同ブランドの開発や高付加価値化の取組
- 漁港機能の再編に伴う港内泊地の有効利用(増養殖機能の付加、蓄養水面への転換)等

- ▶ 高齢化や人口減少が進んだ複数の漁村集落で、浜の機能再編や協業化などに取り組むことにより、地域全体の活性化を目指す



漁村地域全体の活性化

島根県海士地区の事例



■再生委員会

海士町漁業協同組合、海士町

■対象漁業

一本釣り、刺網、介藻類養殖 等

■主な取組内容

【収入向上の取組】

- ・イワガキ養殖
 - ①筏整備による増産
 - ②通常の複数個の塊で養殖する方式から、個体ずつの養殖方式への転換による品質向上
- ・国内では養殖技術が確立されていない「ウップルイノリ（十六島海苔）※」「ミル（海松）※」の養殖実証試験を実施
 - ※ 海藻の一種
- ・高性能の冷凍システム(CAS)を利用し、イワガキ、ケンサキイカ等の冷凍加工品の製造・販売

【コスト削減の取組】

- ・イワガキ養殖、ワカメ養殖について、出荷工程における手作業部分の機械化による省力化
- ・海域に適合した効率的な速度の航行等による省燃油

■5年後の所得向上 11%以上

北海道斜里地区の事例



■再生委員会

ウトロ漁業協同組合、斜里第一協同組合、斜里町

■対象漁業

サケ・マス定置網、刺網、ウニ漁業 等

■主な取組内容

【収入向上の取組】

- ・高度衛生管理に対応した荷さばき施設の新設
- ・サケ・マスの漁獲後の出荷過程を通じて、魚体の低温管理(10℃以下)の徹底
- ・サケ・マスの産卵河川の堆積砂除去や河畔の植樹活動の実施により自然産卵を増加
- ・ウニの漁場間の移送放流や密度管理による成長促進

【コスト削減の取組】

- ・海域に適合した効率的な速度の航行等による省燃油
- ・省エネ型エンジンや船型の転換による省燃油
- ・定置網の損傷防止のための流木等の除去や漁網の洗浄の徹底による漁具の長寿命化対策の推進

■5年後の所得向上 10%以上

基本政策検討チームヒアリング

地域産業基盤強化

(経済産業省参考資料)

地域産業活性化のための施策の概念図

Local to Global

優れた技術で世界の市場を取り込む

産業集積

中核企業(中堅・中小)
(取引・雇用・収益面で地域に
大きな貢献ができる企業)

中小企業

中小企業

中小企業

中堅企業

○優れた技術を持つ「ものづくり企業」の産業集積に対し、人材、資金、技術面でパッケージで支援する。

○特に、将来的に中核企業、地域発GNT企業へと成長していく企業を軸としたプロジェクトについては、プロジェクトマネージャの活用等を通じ、一貫・集中的に支援する。

中小企業

中小企業

○優れたものづくり技術・サービスを持つ企業に対し、販路開拓や海外展開、技術開発を支援する。

大企業

外国企業

○対日投資も含め企業の地方拠点機能を強化する。

Local to/from Global・National

地域資源の魅力を活かし、「ふるさと名物」を全国・海外に広げ、観光客を惹きつける

農林水産品

鉱工業品

観光

○地域資源を活かし、「地域ブランド化」、クールジャパン等による海外販路拡大や国内外の観光客の拡大を図る。

Local to Local

サービス産業の生産性の向上と新たな市場創出を図る

卸・小売

飲食・宿泊

医療・介護

○地域の雇用の6~7割を占めるサービス産業の生産性・効率性を向上させる。

○「人口減による商圏内の需要の減少」と「生産年齢人口の減少による人手不足」の二重苦をIT・ロボット、女性・高齢者活用、制度・運用の見直し等により解消する。

○観光、医療・介護分野などで新たな市場創出を図る。

ベンチャー・第二創業

○経済成長のエンジンと地域の課題解決の担い手となるベンチャーや第二創業を強力に支援する。

「まち」の機能維持・活性化

中心市街地

道路・鉄道

学校

病院・診療所

その他公共施設

○女性・高齢者・若者が住みやすく、働きやすい環境整備

○地域間連携、コンパクトシティ化による公共サービスの効率化

○自治体がビッグデータなどを元に地域の特性を踏まえて策定した産業振興策を、国、経済界が支援。
○その際、各地に支援拠点を設置して、ワンストップの支援体制を構築。

サービス産業の生産性の向上と新たな市場創出を図る

現状と課題

1. 現状

- 地域経済の約7割がサービス産業。特に卸・小売、飲食・宿泊、医療・福祉の割合が高い。
- サービス産業は業種が多岐に亘り、事業内容、形態、規模、特性(公共性、地域性等)等が異なる。
- 各省に担当が分散。各省において所管業種の生産性向上を目的とした政策を行う必要がある。
例. 飲食(農,厚)、宿泊(国,厚)、物流(国,経)、卸・小売(経)、医療(厚,経)

2. 課題

供給サイド

IT活用の遅れ、人材不足、新陳代謝が不活発

生産性の停滞

米国と比較し、卸小売で約6割、飲食・宿泊で約5割の生産性

需要サイド

人口減に伴う需要密度の低下、求めるサービスの変化

新たな需要への対応

3. 目標

生産性の向上

- ・IT活用、経営人材育成、女性の活躍推進等を進め、サービス産業の労働生産性(0.8%)の伸びを、中長期的に米国並みの年率2%まで向上。
- ・イノベーションを目指す先進的な取組を行う企業を1000社程度支援

新たな市場の創出

- ・ヘルスケア：4兆円から10兆円(2020)
- ・観光：2030年には訪日外国人旅行者数3,000万人以上
- ・サービス分野も含めたロボット市場：2.4兆円(2020)

主な政策的対応

1. サービス産業の生産性向上

(1) 個別業種施策 厚生労働省、農林水産省、観光庁、国土交通省等と連携

- 集中的に取り組むべき業種毎(卸、小売、飲食、宿泊等)に、産業競争力会議の下、所管省庁が活性化・生産性向上策を検討
例. 新需要創出、人手不足対策、業務フロー改善、機能分化と連携等

(2) 業種横断施策 文部科学省、総務省、厚生労働省等と連携

- 投資促進、IT化：中小企業が導入しやすいガイドラインを作成し、革新的なサービス開発やIT投資を支援
- 人材育成：サービス産業と連携した実践的教育カリキュラムの開発を支援し、大学院・大学におけるサービス経営人材の育成と、サービス産業への就業・起業を促進【5年50校支援】
- 人材確保：地域中小企業に対し、UIJターン人材を含め、多様な人材の確保から定着までを一環して支援
- 新陳代謝：創業・新分野への支援、併せて行う撤退の支援
- コンパクトシティ化：中心市街地活性化に資する中核的な商業施設等への支援
- ベストプラクティスの抽出と普及：サービス産業生産性協議会(SPRING)による「日本サービス大賞(仮称)」の創設と成功事例の横展開支援。ダイバーシティ経営推進
- ロボット化：サービス分野等の未活用分野でのロボット導入促進(技術開発・普及支援)

2. 新たな市場の創出 文科省、厚労省、国交省と連携

- ヘルスケア・・・「医・農商工連携」等による、公的保険外の健康サービスを創出するための実証事業を支援
- 観光、オリンピック・・・クールジャパンの推進、2020オリンピックパラリンピックに向けた制度整備(グレーゾーン解消制度の活用等)

Local to/from Global・National

地域資源の魅力を活かし、「ふるさと名物」を全国・海外に広げ、観光客を惹きつける

現状と課題

- 地域産品・伝統工芸品や観光資源などの地域資源の活用は、個社の事業に留まっており、市場への訴求力は弱く、売上規模も小さく、地域経済への波及が限定的。
- 販路開拓が大きな課題であり、マーケット側からの発想による商品開発や地域全体でのブランディングの強化が不可欠。



- 全国津々浦々、地域の強みとなる**地域資源は豊富に存在するが、いまだ多くは「眠れる宝」**。
- 地域資源を活用した中小企業・小規模事業者の事業活動を一層強力に促進し、地域を挙げての地域活性化を図るため、中小企業地域資源活用促進法を改正し、「**ふるさと名物応援制度**」を創設。
- 地域ぐるみの取組の旗振り役として、**5年間で1,000市町村による「ふるさと名物応援宣言」**を目指す。

主な政策的対応

総務・厚労・農水・
外務・観光庁と連携

1. 「ふるさと名物」による地域ぐるみの取組の促進

- 地域資源を活かした「ふるさと名物」をテコに地域活性化を図るため、以下の内容の地域資源活用促進法改正を行う。
 - ①地域を挙げての応援のための市町村の積極的関与を法定。
 - ②小売・ネット事業者等を協力者と位置付ける。それらとネットワークを持つNPO法人等による支援事業計画の認定制度を創設。
 - ③農業体験や産業観光を新たに支援対象に追加。
- 地域資源を活用した総合的な取組に向けた体制構築の検討
- 地域ブランド力向上や新商品・新サービスの開発等の支援や、小売・ネット事業者等との連携などによる国内外の販路開拓の支援を実施。また「ふるさとプロデューサー」の人材育成を実施。
- 地域資源活用の担い手である小規模事業者についても販路開拓等の支援を行う。
- 加えて、放送コンテンツなどの海外展開プロジェクトの支援を実施。地域資源の海外展開(地方発クールジャパン)の推進。
- 伝統的工芸品産業の産地間連携、製作体験等を活かした観光客誘致等の支援を行う。

2. 関係省庁との連携

総務省・厚労省・農水省・
国交省・観光庁と連携

- 他省庁の関連施策とも連携し、政府一体となって「ふるさと名物」を総合的かつ効率的に支援。

現状と課題

- 大企業の生産拠点の海外展開が進む中、地域の産業集積は地盤沈下。一方、部素材など国際競争力を有するグローバルニッチトップ企業や、域外との取引を支えるコネクターループ企業が全国各地に所在。
- 地域を支える中核企業／候補を企業取引データの活用や現場踏査により抽出し、それらの企業に対し、海外も含めた市場動向に軸足を置いた需要開拓と技術革新を同時に進めていくことで、取引先企業への波及を通じた産業集積を再生・形成。
- 同時に優れたものづくり技術やサービスを持つ中堅・中小企業について、公的研究機関、大学との共同研究開発を行うなどのオープンイノベーションを拡大。



- 製造業の中堅・中小企業のうち、将来的に地域中核企業、地域発GNT企業へと成長していく企業を主な対象として想定。
- 成功事例が産み出すため、まずは全国で5年間で100社以上の地域経済を牽引する地域中核企業、地域発GNT企業を創出、成長させることを目標。

主な政策的対応

総務省、厚労省、文科省と連携

1. 中堅・中小企業の引き上げ、産業の裾野拡大

- 地域経済を支える中堅・中小企業を中心とした地域の取引構造についての分析システムを開発し、自治体等の政策立案に貢献。
- 中堅・中小企業に対して、ニーズ・シーズのマッチング支援をするとともに、JETRO、中小機構が海外販路開拓を支援。
- 地域の中堅・中小企業の生産性向上のための設備投資や人材育成を支援する。

文科省と連携

2. 地域の中堅・中小企業と研究機関等との連携

- 地域の中堅・中小企業が研究機関等と共同研究を行う「オープンイノベーション」の取組に対して、NEDOを通じて支援する。
- 地域の産学官金ネットワーク(知的インフラ)の構築により企業のイノベーションを支援する。

総務省、農水省と連携

3. 地域の中堅・中小企業の海外展開支援

- 地域の中堅・中小企業等の販路開拓支援及び支援人材の育成・活用。
- 農商工連携を通じ、農業生産、加工、流通、販売システムの構築等を支援する。

総務省と連携

4. 外国企業による地方への投資促進

- 外国企業による地方への投資促進のため、投資支援拠点の強化や外国企業の取組に対する支援を検討する。4

<参考> 地方発GNT企業の創出に向けた目標

- ドイツにおいては、世界シェア3位以内で売上高40億ドル以下のHidden Championと呼ばれる企業がドイツ経済の復活を牽引している（輸出を行う中小企業の割合が日本の2.8%に対して、ドイツは19.2%）。※日本の中小企業は従業員300人以下、ドイツの中小企業は従業員250人未満
- 日本にも、世界シェア上位で売上高4,000億円以下のGNT企業が多く存在し、地域経済を支えている。地域経済の復活の核として、①NT企業をGNT企業に発展させていくこと、②NT企業を生み出していくことによって、地域発GNT企業の創出を加速する。
- 過去の産業クラスター政策の教訓を踏まえ、参加企業数の増加や研究開発プロジェクトの組成等を自己目的化するのではなく、個社レベルでの事業化・付加価値の増加を特に念頭に置く。

一般製造・サービス企業



汎用品製造企業



大学発ベンチャー
等



KPI①
NT企業の創出を
5年間で200社
以上

(主な支援策)
研究開発

ニッチトップ企業 (製造・サービス)



製造： 2,000社～3,000社



KPI②
GNT企業の創出
を5年間で100社
以上

(主な支援策)
海外展開

グローバルニッチトップ企業 (製造・サービス)



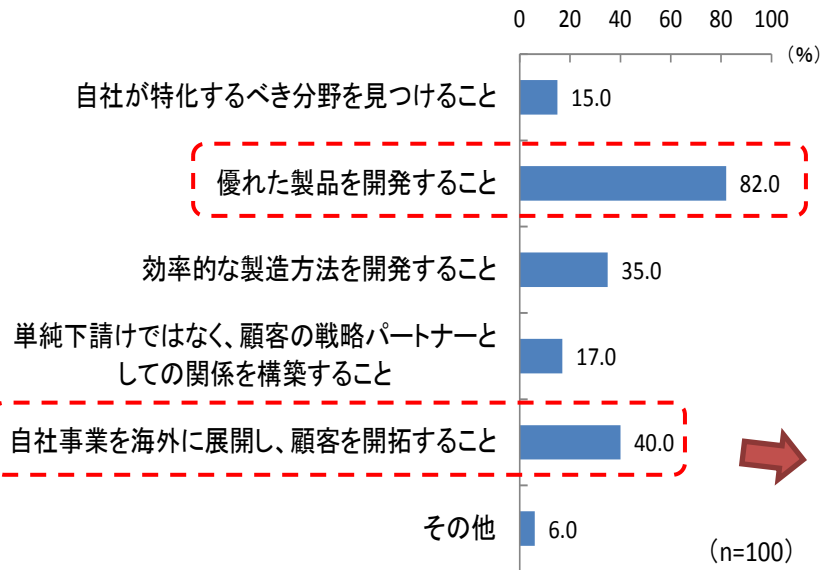
製造： 400社～500社

GNT企業となる重要な要素。技術力と海外販路

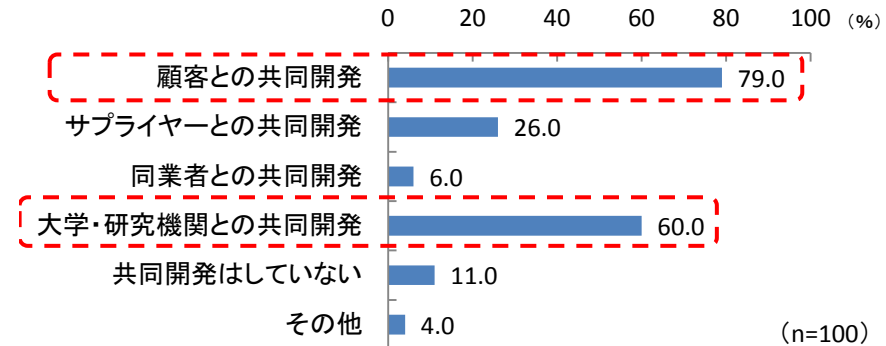
- GNTとなる過程で苦労した点は、「優れた製品を開発すること」が最も多く、「自社事業を海外に展開し、顧客を開拓すること」が次に多くなっている。
- GNT企業となった今は、約8割が「顧客との共同開発」、6割が「大学・研究機関との共同開発」を行っている。海外展開した主なきっかけは「海外潜在需要の発見」であるほか、GNT企業の優れた製品・技術を背景に海外ユーザーからアプローチが来た割合も多い。

【GNTとなる過程で苦労したこと(複数選択※注)】

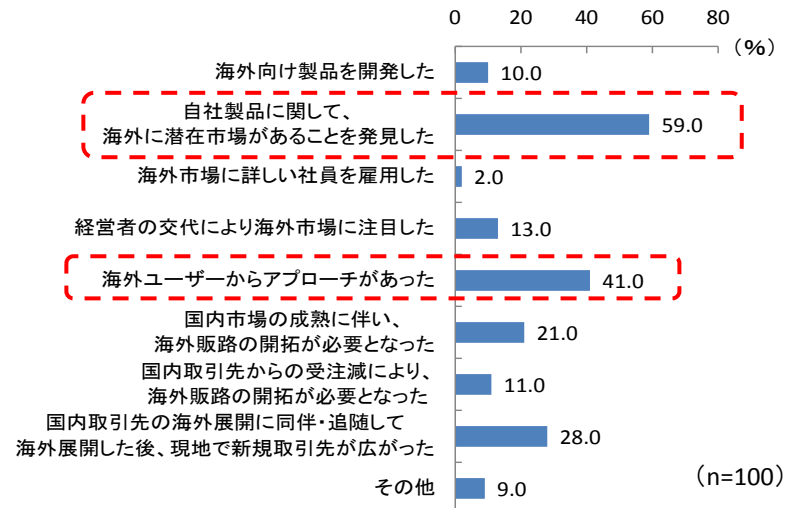
※注:重要と思われるものを2つまで選択。



【外部との共同開発実施状況(複数選択)】



【海外市場に展開したきっかけ(複数選択)】



出典: GNT100選企業へのアンケート

ベンチャー・第二創業の推進

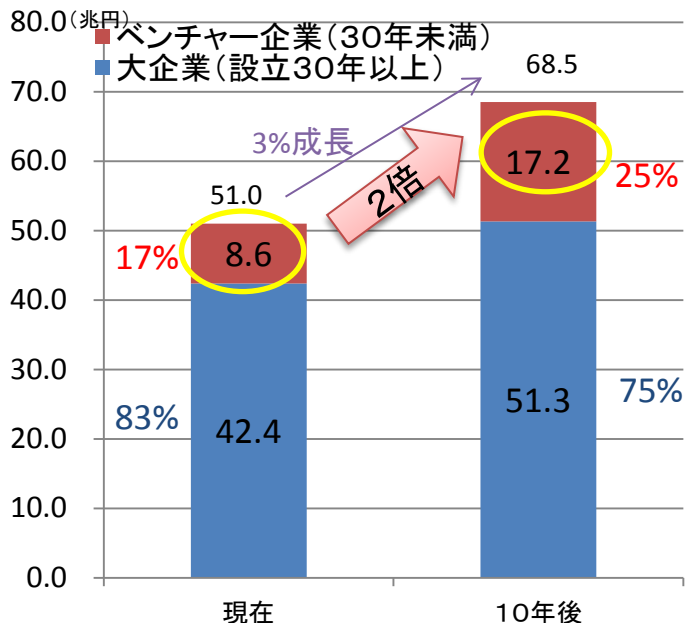
経済成長のエンジンと地域の課題解決の担い手

現状と課題

- 多くの雇用を生み出し、経済のエンジンとなるのはベンチャー。(米国では、世界トップ2000社にランクインする466社のうち約1/3がベンチャー企業。)
- 新陳代謝が少ない地方においては、自主廃業だけでなく、第二創業・ベンチャーの発掘・育成が重要。

○ベンチャー企業が稼ぐ付加価値を10年間で2倍に
(8.6兆円(2011年)を17.2兆円(2021年))

○開廃業率(4.5%)を欧米並み(10%)に



主な政策的対応

1. 官公需法の改正

関係省庁と連携

- 官公需において、実績の無い企業は国等に知られる機会が少なく、信用も十分ではないため、受注機会が限られている。そのため、創業10年未満の新規中小企業者への配慮を規定し、創業間もない中小企業の官公需への参入を促進する。

2. ベンチャー企業創出、第二創業支援等

- シリコンバレー等に起業家候補を派遣するなど、優れたIT人材等への育成・経営指導を行う。
- 大企業などを含む「ベンチャー創業協議会」を創設し、ネットワークを形成する。
- ①新たに起業したい女性・若者等、②財務上の問題を抱え新事業展開に困難を来している中小・小規模事業者、③新分野に挑戦する第二創業者などが行う取組を金融面も含め支援する。
- 中小企業と同様に地域の事業・雇用を担うNPO法人に対して、政府系金融機関による資金繰り支援を実施するとともに信用保証制度を拡大する。
- 市区町村による創業支援事業計画の策定を進めるとともに、全国200ヶ所以上で「創業スクール」を開催し、地域の創業支援体制整備を進める。

3. ヘルスケア産業の創出支援

厚労、文科、内閣府等
関係省庁と連携

- 自治体・医療機関・民間事業者・金融機関等の連携を促進する協議会の場を活用し、公的保険外の健康サービスを創出するための実証を支援。加えて「地域ヘルスケア産業支援ファンド」による資金及び人材の供給を行う。
- 医療機器開発促進のため「医療機器開発支援ネットワーク」を構築し、開発初期から事業化まで切れ目ない支援を行う。

参考資料

平成26年10月10日
国土交通省

まち・ひと・しごとの創生に当たっての基本的な考え方

まち・ひと・しごとの創生に当たっては、本年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」において示したコンパクト＋ネットワークの考え方を具体化するなどの構造的アプローチが重要

コンパクト＋ネットワークの意義・必要性

人口減少下において、各種サービスが効率的に提供できる圏域人口の確保や利便性の向上を図るため、既存ストックを最大限に活用しつつ、**コンパクト化(コンパクトシティ・小さな拠点)**を行うとともに、**交通・情報ネットワークの活用**を図る。

多様性と連携による国土・地域づくり

- ①各地域が「**多様性**」を再構築し、自らの資源に磨きをかける
- ②地域の「**個性**」に磨きをかけ、地域間の「**対流**」を生み出す(対流促進型国土)
- ③複数の地域間の「**連携**」により、人・モノ・情報の交流を促進

地域づくりのあり方<地域の構造>

- (1) 中山間地における「**小さな拠点**」の活用
- (2) コンパクトシティや高次地方都市連合
- (3) 大都市郊外のオールドニュータウンの再生
- (4) 大都市の競争力強化

+

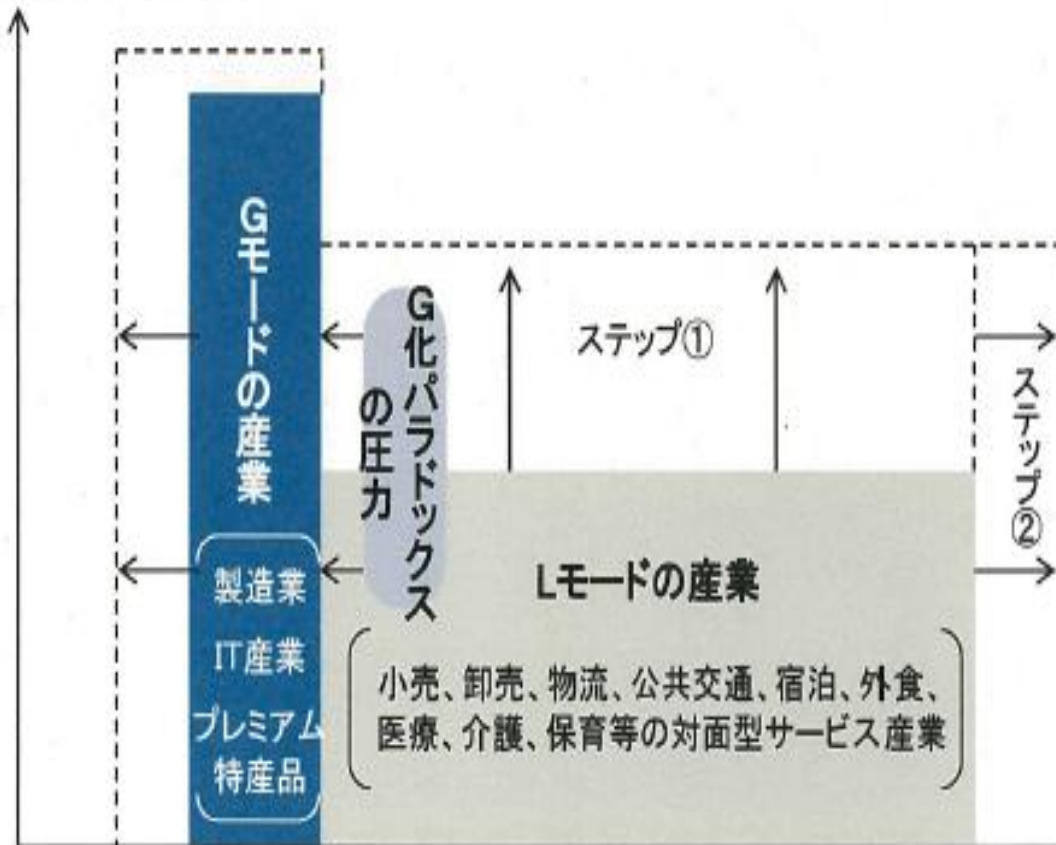
既存インフラを効果的に活用した
交通ネットワーク

① 地方への新しいひとの流れをつくる	② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る	⑤ 地域と地域を連携する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み替えの円滑化 ・ 公共交通の利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光の振興による雇用の創出 ・ 建設業・運輸業等の地域の担い手確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに適した居住環境の確保 ・ 安全に安心して暮らせる空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティ ・ 小さな拠点の活用 ・ 公共交通の再生・活性化 ・ 既存ストックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次地方都市連合の形成

建設業・運輸業等の人材の確保・育成に 関する取組等

○ 地域の担い手としての建設業、運輸業、造船業等について、生産性の向上や事業見通しの安定化等を通じ、地方における人材の中長期的な確保・育成を図る。

労働生産性(≒賃金)



◆地方に「しごと」が無いわけではない(Lの経済圏は生産労働人口の先行減少で恒常的な人手不足時代へ)

◆無いのは「相応の賃金」「安定した雇用形態」と「やりがいやプライド」をもって働ける「しごと」(だから若者の流出が続く)

◆需要(量的な意味での「しごと」)を作っても、労働生産性(= $\frac{\text{付加価値生産額}}{\text{投入労働時間}} \div \text{賃金}$)が持続投入労働時間的に上昇しなければ問題は解決しない。

就労人口数

各業界における就業人数

業界	就業人数(全国)	
建設業	338万人(2013年)※1	
運輸業	トラック	84万人(2013年)
	バス	13万人(2011年)
	タクシー	34万人(2011年)
	自動車整備	40万人(2012年)
物流	169万人(2012年度)※2	
造船業	6.5万人(2013年)	
船員(外航及び内航)	2.9万人(2013年)	
航空(操縦士及び整備士)	1.1万人(2013年)	

約75%が東京都・愛知県・大阪府以外で就業している

※1 技能労働者のみの人数

※2 事業者からの報告に基づく推計値。なお、ドライバー等については、運輸業においても計上されている。

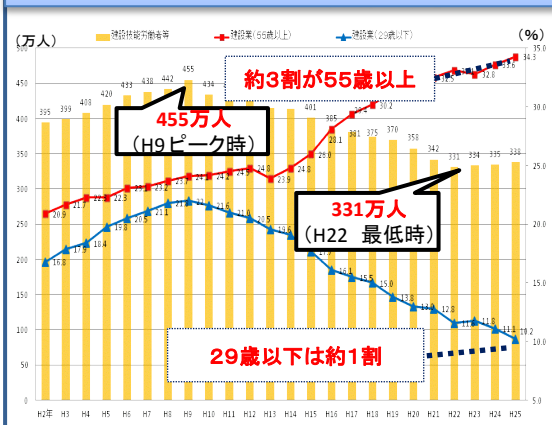
(出典) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、日本バス協会「日本のバス事業」、全国ハイヤー・タクシー連合会「ハイヤー・タクシー年鑑」、日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」

○地域に根付く産業の活性化を通し地域の活力の向上を図る以下の取り組みを推進する。

- ・建設業が「地域の守り手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成、女性の更なる活躍を推進するとともに、改正品確法等に基づき、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を図る。
- ・地域経済を支える造船業における人材不足解消に資する事業の推進及び外国人材の適切な活用

【建設業における中長期的な人材の確保・育成対策】

高齢化が進み次世代への技術継承が課題
建設技能労働者は、ピーク時の455万人から
平成22年には331万人まで減少



技能労働者の処遇改善

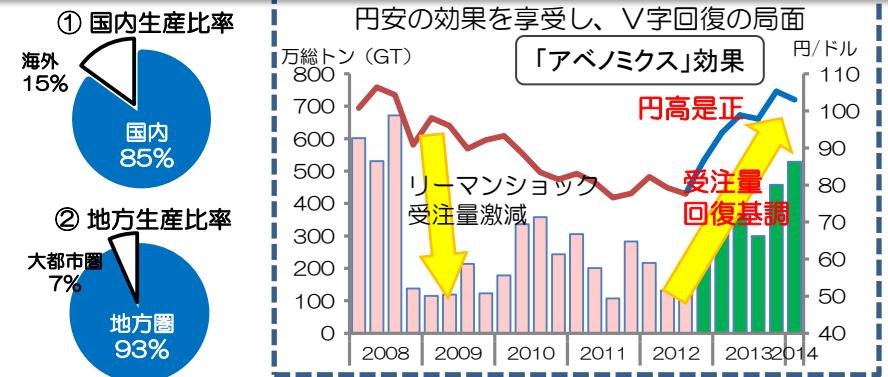
- 賃金動向の機動的把握や標準見積書の活用状況、社会保険等の加入状況の調査。社会保険等未加入対策の徹底。
- 計画的な休暇取得に向けた適正工期の設定、工程表等の共有化

将来を見通すことのできる環境整備、教育訓練の充実強化

- 公共事業予算の安定的・持続的な確保
- 適正利潤を確保するための積算基準の見直し
- 地域社会資本の維持管理に資する方式など多様な入札契約方式の導入・活用
- 官民一体で、人材確保・育成に取り組む地域ネットワーク構築を支援

【造船業における人材の確保、育成】

国内・地方立地型の輸出産業：地域経済を支える我が国造船業



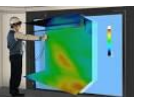
- 課題
- ①増産・成長の機会を逃さぬよう、生産現場の技能者の確保
 - ②国際競争を勝ち抜いていくための技術者の確保・育成
 - ③生産の省力化・効率化

平成27年度重点施策

- ◆地域に根差す造船技術・技能者の確保
 - ・産学官協力の下、地域の造船関連産業等が連携したオンジョブ・トレーニング、共同研修等を実施
 - ・教育機関への協力(特別カリキュラム開設、講師派遣等)
- ◆女性等の活躍推進のための就労環境改善・効率化
 - ・作業支援装備の開発、安全作業・職場環境指針の策定
- ◆人材育成の高度化・効率化
 - ・3Dバーチャルリアリティ技術を活用した作業シミュレータの開発
- ◆即戦力として外国人材を受入
 - ・現行の技能実習制度を上回る監理体制の構築



作業支援装備



3D技術活用による塗装訓練

造船業の成長を後押しし、地域経済・雇用の発展を図る

女性や若手等、多様な人材の活躍

- トイレや更衣室等、女性が働きやすい現場環境整備、女性の登用を促すモデル工事の実施
- 地域のネットワークが共働で行う、女性の活躍を支える活動を支援
- 若手技術者の確保・育成に向けた技術者制度の検討

建設生産システムの省力化・効率化・高度化

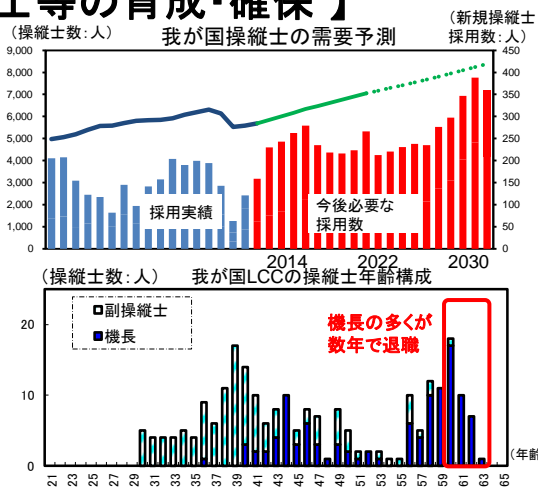
- 適正価格・工期による契約(歩切り根絶、ダンピング排除、適切な契約変更等)
- 多様な入札契約方式の導入・活用(再掲)
- 施工時期の準標準化(債務負担行為の活用、クリティカルパスの共有等)
- 新技術・新工法の開発、現場での活用促進(BIM・CIM、プレキャスト製品等)
- 重層下請構造の改善(工種別等の下請次数の実態調査等)
- 改正品確法等の浸透(年内に策定する運用指針の周知徹底等)
- 建設工事の繁閑に応じた技能人材の調整手法の検討
- 建設企業による担い手確保・育成、生産性向上に向けた取組に対する支援

運輸業等における担い手確保・育成等、女性活躍促進

地域を支える運輸業等における担い手確保・育成等、女性の活躍促進を通し、事業の推進が中長期的に見通せる環境整備を図る。

【航空機の操縦士、整備士等の育成・確保】

LCCや地域航空会社等で顕在化しつつある短期的な操縦士不足や航空需要の増大等による中長期的な操縦士、整備士・製造技術者不足を乗り越え、航空ネットワークの充実や航空機関連産業の発展等を通じた地域活性化に資するため、民間養成機関の供給能力拡充や航空大学校のさらなる活用、操縦士の健康管理向上等を推進する。



【自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進】

地域住民の生活を支える人流・物流ネットワークを担うとともに、地域の雇用の担い手となっている自動車運送事業等※は、中高年層の男性労働力に依存した就業構造となっており、人口が減少していく中、将来的に深刻な労働力不足に陥る懸念がある。 ※バス、トラック、自動車整備等

このため、女性や若年層等の新規就労・定着を促進し、自動車運送事業等における人材の確保・育成に向け、以下の3本柱の取組を実施する。

女性、若年層等の新規就労・定着を促進するための3本柱

採用から定着まで一貫した取組

女性・若年者雇用の先駆的モデル事業等

「働き方」を変える抜本的な取組

ITを活用した中継輸送実証実験

自動車整備業における外国人材活用の取組

外国人技能実習制度に係るマニュアル作成等

【海事産業を支える人材の確保・育成（船員）】

◆船員計画雇用促進等事業

海上運送法に基づき認定を受けた日本船舶・船員確保計画に従って、内航船員を計画的に雇用し、訓練する海運事業者に対する支援を行う。

◆内航船員就業ルート拡大支援事業

内航船員の就業ルート拡大のため、以下の支援を行う。

- ・内航船員育成支援事業
船員の専門教育機関を卒業していない者の内航船員への就業支援
- ・内航船員就業復帰支援事業
海上業務から離れた船員の復帰支援

◆技能訓練事業

船員として再就職するために必要な技能訓練費の一部を補助する。

【物流を支える人材の確保・物流の効率化】

産業活動と国民生活の基盤である物流システムを、持続可能かつより高度なものに改革していくため、物流を支える人材の確保及び労働力不足に対応した物流の効率化の促進を図る。

・女性・高齢者・若者等を含めた物流を支える人材の確保

物流産業における労働力不足問題に対応するため、女性・高齢者・若者等の新たな労働者層の就業を促進するための方策に関する調査を実施する。

・再配達効率化の促進

電子商取引（EC）市場の拡大に伴い、再配達も増加していることから、再配達を削減し、物流を効率化するための消費者の誘導方策を検討する。

・コンテナラウンドユース（空コンテナ輸送の削減）の促進に向けた構造的課題の改善の促進

国際海上コンテナの陸上輸送において、空コンテナ輸送の距離を削減するため、コンテナラウンドユース（往復利用）の促進に向けた構造的課題の改善を促進する。

・モーダルシフト（トラックから海運、鉄道への転換）の促進

トラック輸送から効率的な大量輸送機関（鉄道・船舶）へのモーダルシフト等を推進し、労働力不足への対応や地球温暖化の防止を図る。

附属資料集

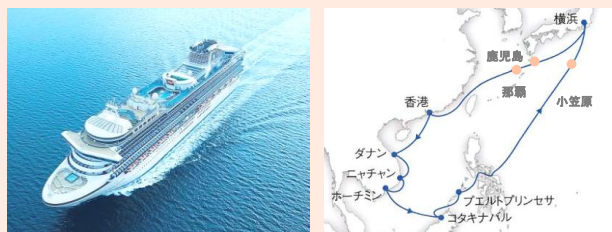
観光の振興

我が国の豊かな海洋の景観・歴史・文化・生活を観光資源として活かし、海洋観光の展開を推進することにより、都市部のみならず地方部への訪日外国人客数・国内旅行客数の増加を図り、地域の活性化・活力維持に寄与する。

◆ アジア・クルーズ時代における我が国のクルーズ振興 ◆

- ・ 「日ASEANクルーズ振興戦略」に基づき、ASEANと共同して、ASEANと日本をつなぐ新しいクルーズルート进行调查・開拓
- ・ その一環として海洋を通じてアジアとのつながりが強い国内の地方都市で「アジア・クルーズ・シンポジウム(仮称)」等を開催

クルーズの振興



2014年から日本発着
クルーズに就航した
ダイヤモンド・プリンセス

モデルルート(イメージ)

◆ 国内旅客船の船旅の魅力向上 ◆

- ・ 船の内外のデザイン改善や海上(水上)からでしか味わえない景色・体験を訴求する取組等を通じて、外国人も楽しめるフェリー・離島航路・水上バスの「船旅」の魅力向上を進め、先導事例を形成、情報発信を行って、航路の活性化を図る

国内旅客船の船旅の魅力向上



瀬戸内海の多島美を楽しむフェリー・離島航路

セーヌ川等の水上バスに馴染んだ外国人に人気の水上バス

◆ マリンレジャー・ツーリズムの推進 ◆

- ・ 海外で人気のあるヨットチャータービジネスを地域の海洋観光資源の対象として実現させるため実証事業を実施
- ・ 地域を熟知する地方自治体や他産業と連携し、ヨット・ボートで巡る新たな観光モデルの実証事業を実施

マリンレジャー・ツーリズムの推進



クルー付ヨットチャーター等新ビジネスを創出

海の駅やプレジャーボートを活用した観光モデルの実証

クルーズ振興を通じた地域活性化

○寄港地を中心に地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、既存施設を有効に活用しつつ、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させ、2020年に「クルーズ100万人時代」の実現を目指す。

1. 「全国クルーズ活性化会議」(会長：横浜市長、全国102の首長等が参加)と連携して、クルーズ船社、港湾管理者、自治体が参加する商談会・シンポジウムを開催する。



船社と港湾管理者等による商談会 シンポジウム

2. 外国クルーズ船社等が我が国への寄港を検討する際に必要となる港湾施設の諸元や、寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイト(※1,※2)の充実を図る。



全国86港を掲載

※1 「Wharf Information」(全国86港)



全国72港の観光情報を掲載

※2 「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」(全国72港)

3. 外航クルーズ客に多様なサービス(通信環境の改善や多言語対応等)を提供する海のゲートウェイとして「みなとオアシス」を活用する。



外航クルーズ船寄港時の無料Wi-Fiの臨時ブースの設置

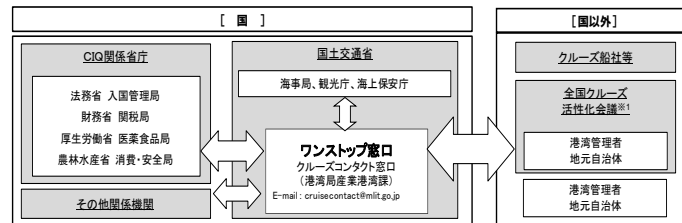


案内標識等の統一化



出国手続／
入国手続／
検疫／書類審査

4. 外国クルーズ船社等からの問い合わせに、一元的に「ワンストップ窓口」で対応するとともに、更なる周知を図る。



5. クルーズ船とバスの乗り換え導線の改善などのクルーズ船寄港地における先導的な取組や、クルーズ客にとってのバス等の利用環境の改善、クルーズ船の日本寄港促進を図るプロモーションを実施し、クルーズ船の受入による地域活性化を図る。(平成27年度予算要求中)

クルーズ船の受入による地域活性化

アジア地域等においてクルーズ人口が増加する中、クルーズの振興を通じた地域の活性化を図るため、自動車局、港湾局、観光庁等が連携して取り組む。

観光庁

▶各国のクルーズ関係者が一堂に会するクルーズイベントへの出展及び外国船社等の寄港地の決定権者等のキーパーソンの招請等により、クルーズ船の日本寄港促進を図る。

港湾局

▶クルーズ船とバスの乗り換え導線の改善、クルーズ船停泊岸壁周辺における多様なサービス提供など、クルーズ船寄港地における先導的な取組を行い、クルーズ客の円滑な周遊を図る。(クルーズ船の受入を円滑化するための先導的取組(※))

※新規制度

自動車局

▶クルーズ客等の訪日外国人旅行者にとってのバス、タクシー等の利用環境の改善を図る。

▶訪日外国人旅行者の需要に機動的に対応するため、輸送の安全確保を前提に、必要に応じて制度の柔軟な運用を行い、貸切バスの十分な供給確保を図る。(観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014)

6. 外航クルーズ船の寄港時に埠頭において臨時的仮設店舗の免税許可申請を簡素化・円滑化する。

(平成27年度税制改正要望中)



岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

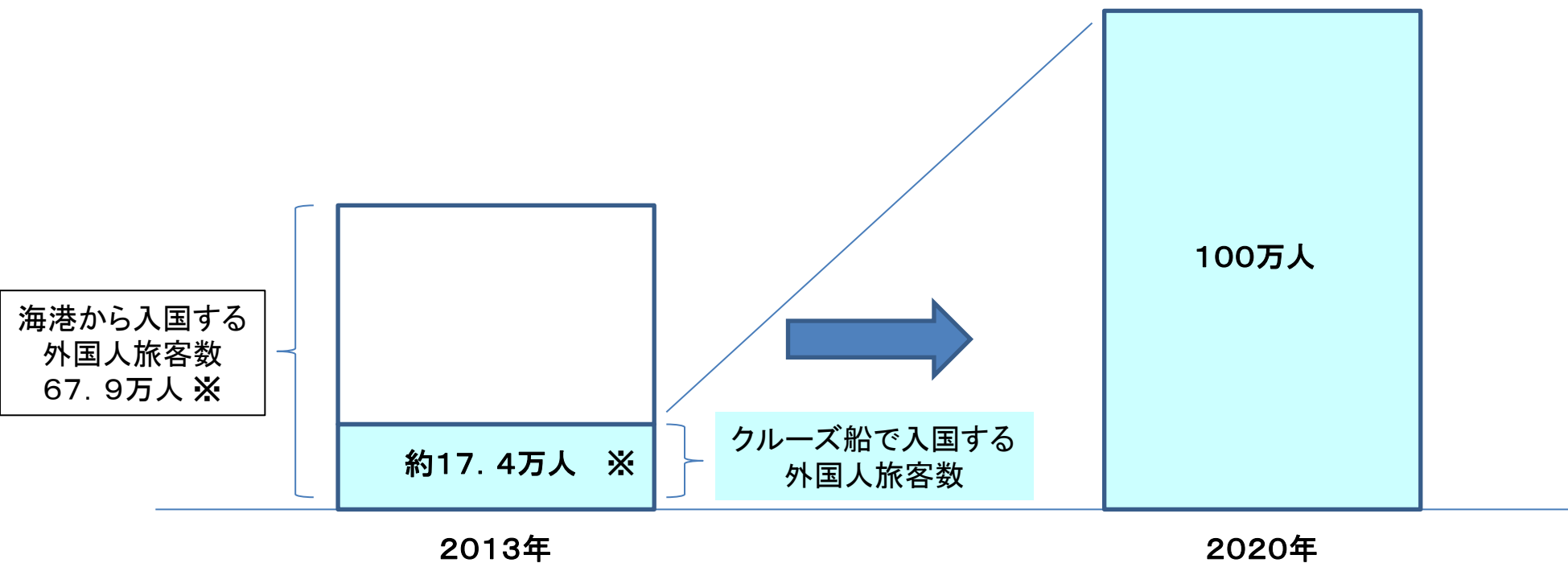
クルーズ船で入国する外国人旅客数

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014

5. 外国人旅行者の受入環境整備

(4)「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善

○寄港地を中心に地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させ、2020年に「クルーズ100万人時代」の実現を目指す。

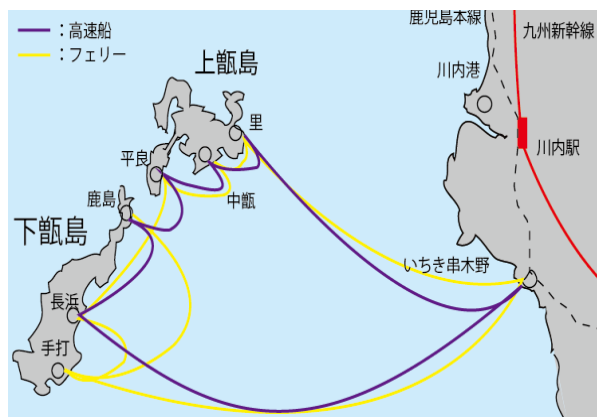


※ 法務省入国管理局の統計による外国人入国者数(乗員を除く)。

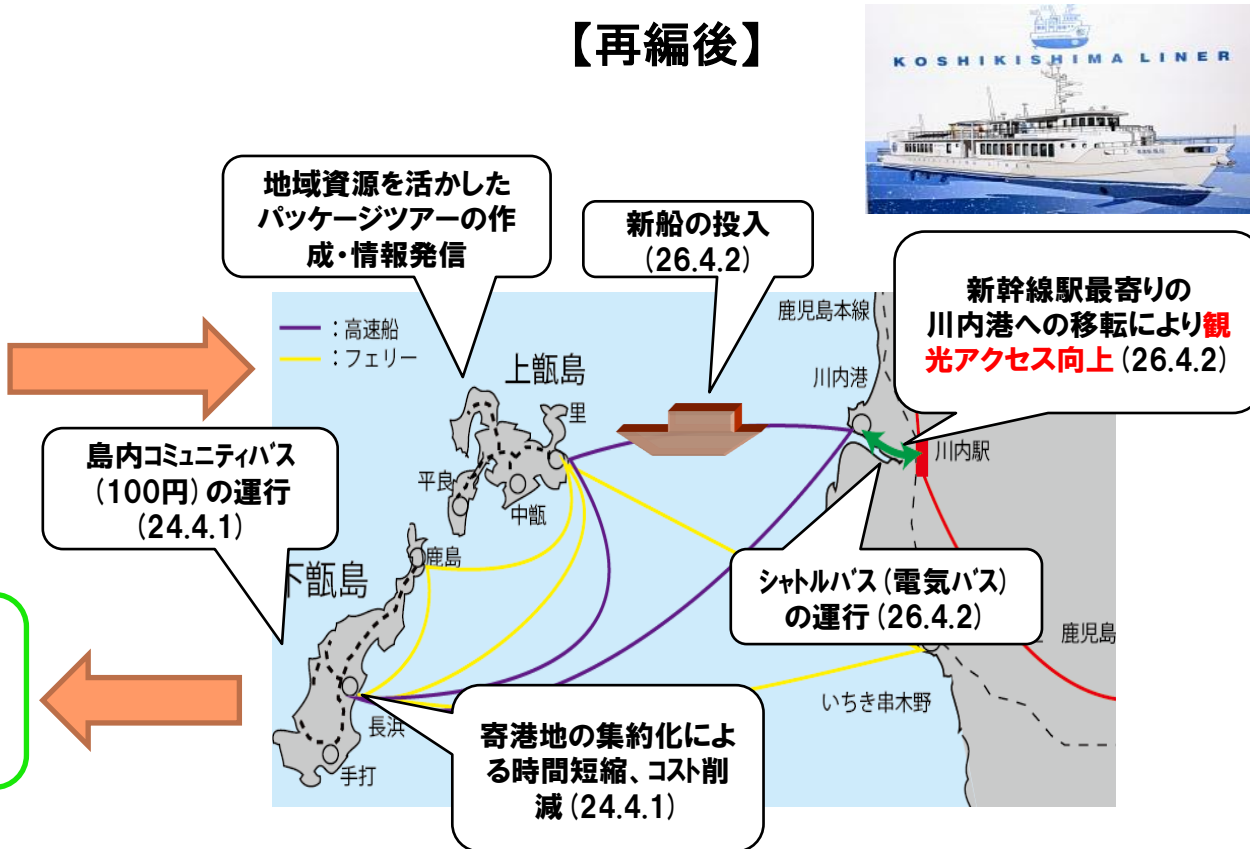
航路活性化の事例

旅客船を中心とした面的な地域公共交通再編 (鹿児島県甑島航路)

【再編前】



【再編後】



利用者数約1割増加
 ※平成25年(4-6月)と平成26年(4-6月)の旅客輸送人員の比較

上記のような地域特性を活かした航路活性化の先導事例の形成を国が支援し、他地域に展開

訪日外国人旅行者がバス・タクシー等を利用して国内の観光地に容易にアクセスできるようになれば、旅行の満足度が増すとともに、旅客の利便の増進が図られ、バス・タクシー等における需要の掘り起こしが可能となる。

このため、バス・タクシー等において、訪日外国人旅行者にとっての利用環境の改善を通じて旅客の利便を増進し、特に地方部で低迷が続くバス・タクシー等における需要の底上げを実現する。

観光立国の実現に向けた
アクションプログラム2014

5. 外国人旅行者の受入環境整備
- (1) 多言語対応の改善・強化
 - (3) 公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備
 - (4) 「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善

背景

バス・タクシー等における需要の低迷(特に地方部)

- ・ 景気の低迷、人口減少等により、バス・タクシー事業等における需要が長期的に低迷。特に地方部においては、乗合バスの路線廃止など、需要の低迷が著しい。

観光地の拡散の傾向

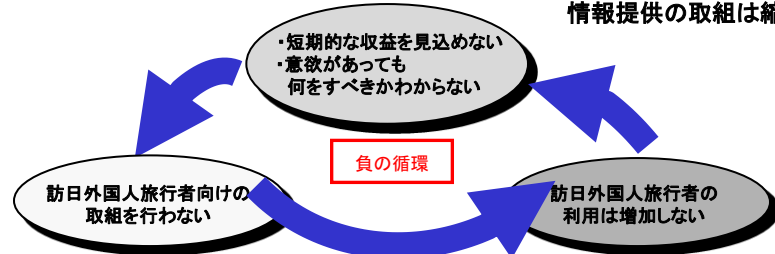
- ・ 訪日経験が2回以上のリピーターが増加しており、これまでの人気観光ルート以外の地方部にも訪日外国人旅行者が容易に足を運べる環境が必要。

個人旅行の比重の増大

- ・ ひとり歩きの際の二次交通としてのバス・タクシー等の役割が増大し、バス・タクシー等の利用環境を改善させていくことが必要不可欠。

訪日外国人旅行者向けの利用環境改善の取組の現状

以下のような負のスパイラルが発生 → 訪日外国人旅行者向けの情報提供の取組は縮小均衡へ



訪日外国人旅行者の利用促進

地域の特性に応じた訪日外国人旅行者の利用環境改善の取組を促進。

1. 各地域で異なる

訪日外国人旅行者の動向把握

- ・ 地域ごとのバス・タクシー等の利用動向の把握・分析、利用上の問題点の抽出。
- ・ バス・タクシー事業者等における訪日外国人旅行者の利便増進に向けた取組方策の検討・具体化。

2. 各事業者における取組の普及促進

- ・ 各地域の事業者における先進的取組事例を収集・発信し、事業者の取組を強化。
- ・ 訪日外国人旅行者への効果的な情報発信方法を収集・広く普及を図り、利用環境を向上、需要拡大。

訪日外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境整備の取組を促進

(参考資料)事業者の取組状況と課題①

- 訪日外国人旅行者は、公共交通の利用方法や利用料金、乗り場情報の入手等の面に不便を感じており、バス・タクシー事業者の情報提供等の不足が指摘されている。
- 訪日外国人旅行者が多く訪れる京都などの一部地域を除いて、多くの観光地やその近辺の地域では、バス・タクシー等は外国人にとって利用しにくい交通機関と評価されている。

<訪日外国人旅行者の評価>

※バス・タクシー事業者において、そもそもこのような声が拾えていないのが現状

実際に訪日旅行を行った外国人の声	国籍・年齢
バスの乗り降りの決まりや混み具合に驚いた。京都では後ろのドアから乗車し、下車時は前のドアからでなくてはいけない。	ポーランド人(30代)
下町ぐるりバスが循環バスではなく、片道しかなくて、パンフレットがわかりにくかった。	米国人(60代)
地方でのバス利用が難しかった。英語表記がなく、迷ったが、若者より中年のほうが声をかけてくれた。	米国人(30代)
英語による交通機関のウェブサイトがなかったことが問題。そのため、いくつか目的地への行き方を見つけるのに苦労した。交通運賃や観光地へのチケットもとても高くつく。	イスラエル人(20代)

出典：日本政府観光局(JNTO)

具体的取組事例

取組が行われていない事例

……多くの地域で以下のような状況



白浜温泉地域(和歌山県)

取組が行われている事例

……ごく限られた主要観光地



バス停や車内での外国語表記(京都・奈良)

(参考資料)事業者の取組状況と課題②

- 国内における主要な公共交通手段である鉄道では、多くの主要駅でナンバリングを実施するなど、訪日外国人旅行者向けのサービスが行われているが、バス・タクシー等においては、一部の例外的な地域でしか訪日外国人旅行者向けの取組が十分に行われていない。
- 訪日外国人旅行者が、鉄道とバス・タクシーを乗り継いで目的地に到達できるようにするためには、最低でも鉄道レベルの取組を、バス・タクシー等においても行っていく必要がある。

事例① 羽田空港における乗り場の多言語表示



○鉄道駅では、日本語よりも英語が目立つよう表示しており、外国人目線でわかりやすい表示となっている。

○バス・タクシー乗り場では、日本語を主体としており、外国人としては非常にわかりにくい表示となっている。

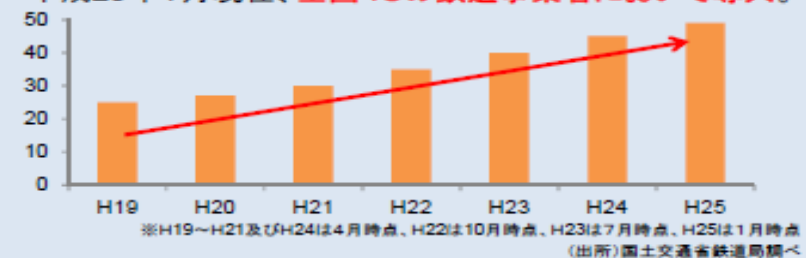


事例② ナンバリング対応

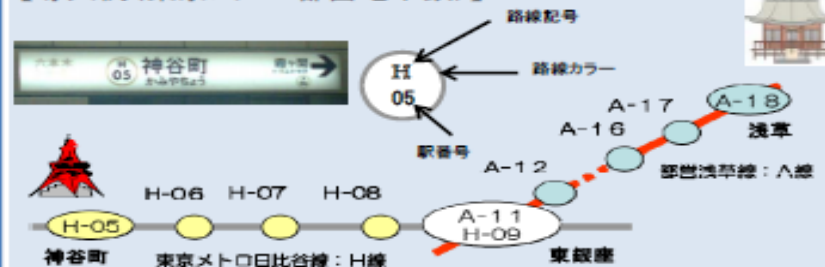
- 鉄道では、東京メトロを中心に着実にナンバリングの普及が進展しているところ。
- バスにおいては、一部の地域では導入事例があるものの、鉄道には遠く及ばない状況である。

○ナンバリングの概要

- ・路線や駅が番号等で分かる駅ナンバリングの導入が進展。
- ・平成25年1月現在、**全国48の鉄道事業者において導入。**



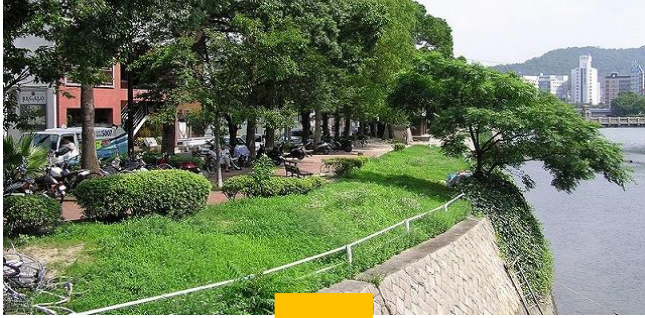
【導入例(東京メトロ・都営地下鉄)】



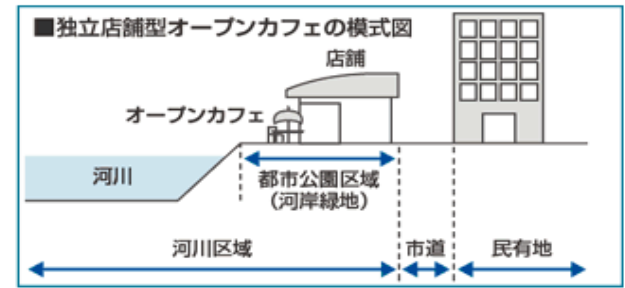
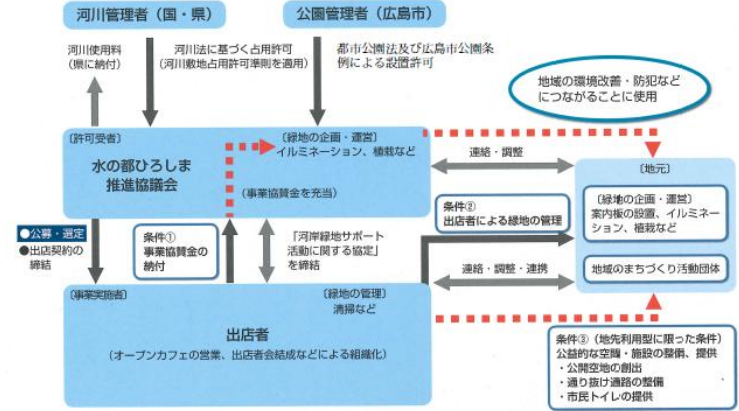
規制緩和と民間活力による地域活性化（京橋川：広島市）

民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和（河川敷地占用許可準則の緩和）を、平成16年3月より社会実験（特例措置）として、京橋川を含む全国8区域において限定的に実施。広島市の京橋川では、平成17年10月に全国で初めて河川空間で民間事業者による常設（独立）店舗を設置する等、河畔空間を活用した民間企業によるオープンカフェの出店やイベントの開催等によって、にぎわいのある水辺を創出。

取組以前



【協議会による占用のしくみ】

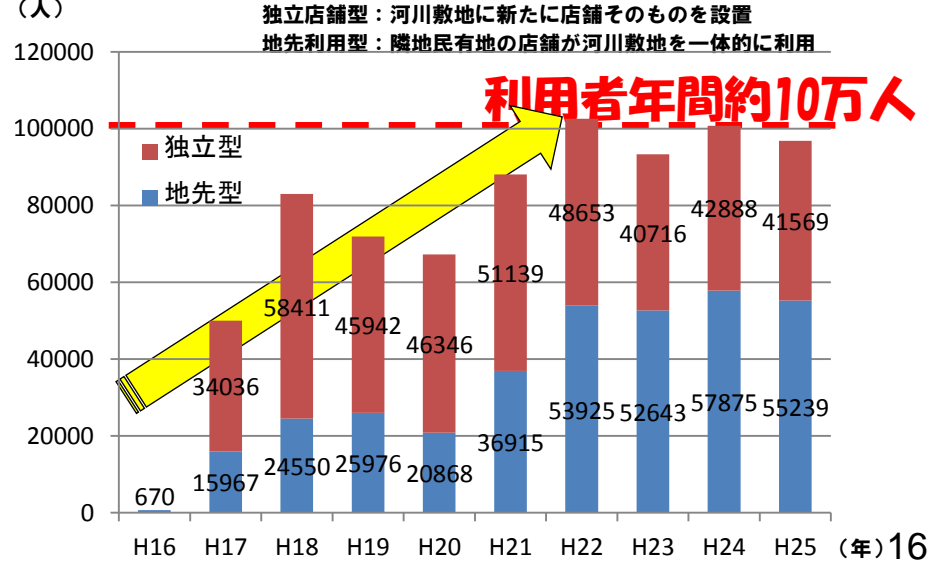


- 【スキームのポイント】
- ・民間資金による公共空間整備の実現【利益の社会還元】
 - ・出店者の社会的活動により、地域との関わりをつくる【地域貢献（ソフト）】
 - ・民間施設の公益的な活用を導く【地域貢献（ハード）】

現在の状況



【オープンカフェ利用者数の推移】



「道の駅」による地方創生拠点の形成

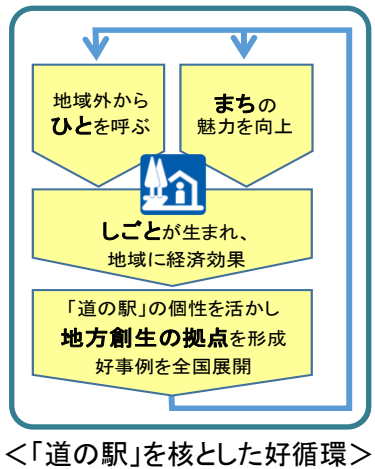
○ 地域外から活力を呼び、雇用を創出し、地域の好循環を生む「道の駅」について、地方創生の拠点として選定し、関係機関が連携して総合的に支援

**地域外から活力を呼ぶ
ゲートウェイ型**

インバウンド観光「道の駅」
外国人案内所、免税店、無料公衆無線LAN
EV充電設備、海外対応ATM 等

観光総合窓口「道の駅」
地域全体の観光案内、宿泊予約窓口 等

地方移住等促進「道の駅」
地方移住のワンストップ窓口
ふるさと納税の情報提供 等



<「道の駅」を核とした好循環>

**地域の元気を創る
地域センター型**

産業振興「道の駅」
地方特産品のブランド化、6次産業化 等

地域福祉「道の駅」
診療所、役場機能、高齢者住宅 等

防災「道の駅」
広域支援の後方支援拠点、防災教育 等

道の駅「とみうら」の事例

◆ **地域資源のパッケージ化による観光ニーズ呼び込み**

○ 地域の様々な観光資源をパッケージ化し、都市部の旅行代理店へ販売

- ・ 枇杷狩りの受付
- ・ 房州うちわ作り体験
- ・ いちご狩り体験

パッケージ化 →

◆ **地方特産品のブランド化、オリジナル商品開発・販売**

○ 地方特産品「びわ」のブランド化、商品開発・販売による需要安定化へ寄与

枇杷関連商品50種

「道の駅」により

- ・ 約60名の雇用(地域住民の1%)
- ・ 南房総エリアへ約4億円の経済波及効果を創出

道の駅「からむし織の里しょうわ」の事例

◆ **伝統工芸の職業体験を通じた移住促進**

- 伝統工芸の職業体験をする「織姫体験生制度」を実施
- 体験生は住民票を移すとともに、住宅を村が用意

※国選定保存技術「からむし織」

・ 「織姫体験生制度」を習得した102名のうち、約4割が会津地方に移住

・ そのうち11名が地元住民と結婚

「道の駅」による地方創生拠点の形成

- 道路利用者の休憩施設に始まる「道の駅」は、全国1,000箇所を越え、地域の観光案内機能など、多様に進化。
- 「道の駅」において、多言語に対応した外国人観光案内所や地域の特産品が購入できる免税店、無線LANなど、外国人観光客のニーズが高いサービスを強化し、インバウンド観光の拠点づくりを促進。

「阿蘇」(熊本県阿蘇市)

外国人対応可能なスタッフが常駐し、広域観光や交通情報を提供(英語、中国語)



多言語パンフレット・WEBサイトで周辺観光地を紹介(英語、中国語、韓国語)

○無料公衆無線LANを設置し、旅行者が自ら情報取得可能



「道の駅」内に英語による周辺案内板を設置



日本政府観光局の認定案内所「カテゴリー2」に該当

「ニセコビュープラザ」(北海道ニセコ町)

○外国人観光客のニーズに対応したサービスを提供

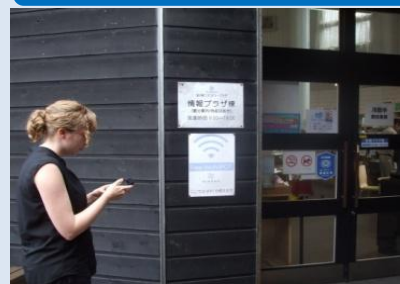
外国人の問合せに対するホットラインを設置

外国人による問合せ

ホットライン

英語、韓国語、中国語、ドイツ語の4カ国語対応可能

無料公衆無線LANの設置



クレジットカードが使用可能



多言語パンフレット・WEBサイトで観光地を紹介



【韓国語】

【英語】

【中国語】

国管理空港等の経営改革(航空局)

空港経営改革の概要

方向性 地域の交通基盤としての空港を活用し、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る必要

現状と課題

- 特別会計のプール管理のもとで全国一律の着陸料等
- 国が運営することにより地元感覚、経営感覚が不足
- 滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業で運営主体が分離

地元の意見・要望に基づく
地方自治体と国による空港経営改革

- 地域の実情を踏まえた機動的な着陸料等設定
- 民間の知恵と資金の活用
- 航空系事業と非航空系事業の一体的経営

地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化

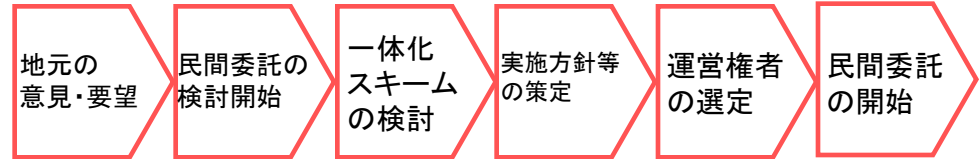
災害対応等において国が適切に関与できる民間委託手法の採用

民活空港運営法の成立(H25.7.25施行)

期待される効果

- 航空需要の拡大等による地域活性化
- 民間の資金と知恵等による利用者利便の向上
- 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化

民間委託までのプロセス



民間委託手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営

施設等所有	国	民間
	管制	滑走路等
		空ビル等
運営	国	三セク等
	継続	譲渡
	国	民間による一体運営

「日本再興戦略」改訂2014 中短期工程表(抜粋)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度~
公共施設等運営権等の民間開放	<p>通常国会</p> <p>「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が成立(2013年6月)、同法に基づく基本方針を公布(2013年11月)</p> <p>・仙台空港特定運営事業等実施方針の公表(2014年4月)</p> <p>・仙台空港及び関西国際空港、大阪国際空港以外の国管理空港等における公共施設等運営権の活用について具体的に検討開始</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>仙台空港における公共施設等運営権者の公募・選定</p> <p>仙台空港及び関西国際空港、大阪国際空港以外の国管理空港等における公共施設等運営権の活用について具体的に検討</p>			<p>仙台空港における運営権者に対する業務の引継ぎ及び運営委託の開始</p>

空港経営改革

建設業・運輸業等の人材の確保・育成に 関する取組等

建設産業の担い手確保・育成と生産性の向上

- 建設投資の急激な減少により、建設企業の経営環境の悪化、現場の技能労働者の減少といった構造的な課題に直面
- 建設企業の持続力向上、人材の確保を図るとともに、将来の労働力人口の減少も見据え、生産性向上を推進

将来の見通し、続力向上

■ 地域グループによる事業力強化を支援

【地域建設産業活性化支援事業】

地域で中小・中堅建設企業の経営力を向上

【概要】

複数の企業、団体、教育訓練施設等がグループを結成して行う担い手確保・育成等のモデル的取組に対し、コンサルティング等により重点的に支援

■ 「地域の守り手」の確保のための多様な入札契約方式の導入・活用

【多様な入札契約方式の導入・活用推進】

建設企業が「地域の守り手」として持続的に役割を果たせる環境整備

【概要】

「地域の守り手」の確保育成、優秀な若手や女性が活躍できる環境整備等の課題に対し、複数年契約や共同受注方式等、新たな入札契約方式で取り組むモデル事業を支援

- 国土や地域づくりの担い手として、持続可能な産業へ
- 企業が将来を見通して雇用できる環境整備

多様な人材の活用

■ 女性の活躍に地域ぐるみで取組む活動支援

【「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業】

人材確保に加え、女性の活躍を通じ、建設業の活性化と、男女ともに働きやすい魅力ある産業へ

【概要】

建設企業、業界団体、教育訓練施設、行政等、地域の関係者のネットワークが協働して行う、地域ぐるみで女性の活躍を支える活動を支援

■ 優秀な技術者の活躍促進

【技術者の確保・育成に関する調査等】

優秀な若手技術者が早期に活躍できる環境整備

【概要】

若手技術者の実態把握を行うとともに、早期活躍に向けた技術検定の受験資格の緩和や配置要件の見直し等、技術者制度の検討を実施

- 女性や若手等、多様な人材の確保
- 女性の活躍が、男女問わず、活力と魅力ある建設業につながる『好循環』へ

人材の効率的活用等、生産性の向上

■ 繁閑調整手法による人材の効率的活用等

【建設技能人材確保・育成促進事業】

技能労働者の処遇改善の推進と人材の効率的活用

【概要】

適切な賃金水準の確保や社会保険等未加入対策の強化を図るため実態調査を行うとともに、人材の効率的な活用に資する専門工事業者の繁閑調整手法を検討

■ 行き過ぎた重層化の抑制 等

【下請指導合理化推進経費】

対等な元下関係の構築と、重層下請構造の改善による生産性の向上

【概要】

下請取引の実態把握を行うとともに、不要な下請次数の削減のための仕組の構築に向けて、工種別・工事規模別の下請次数の実態調査を実施

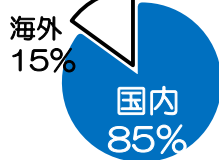
- 人材の効率的な活用
- より円滑に資金が元請から下請、現場の職人まで行き渡る環境を整備

地域経済を支える造船業の競争力強化

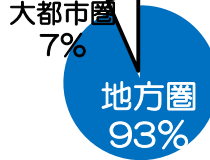
造船業の特性：地域経済を支える我が国造船業

■高い国内生産率、地方生産比率を誇る、地域の中核的
重要産業として造船城下町を形成

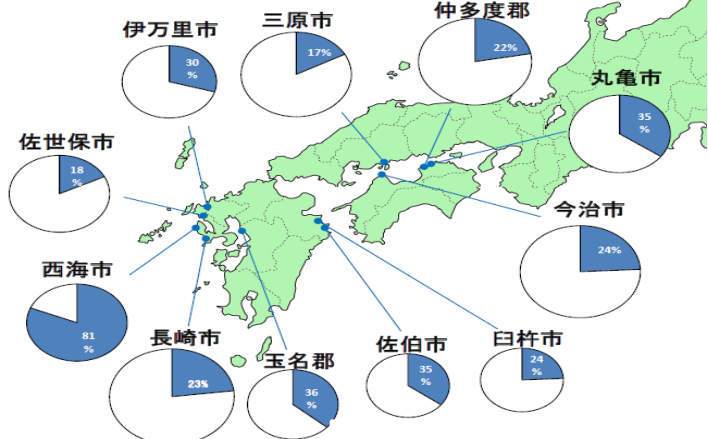
① 国内生産比率



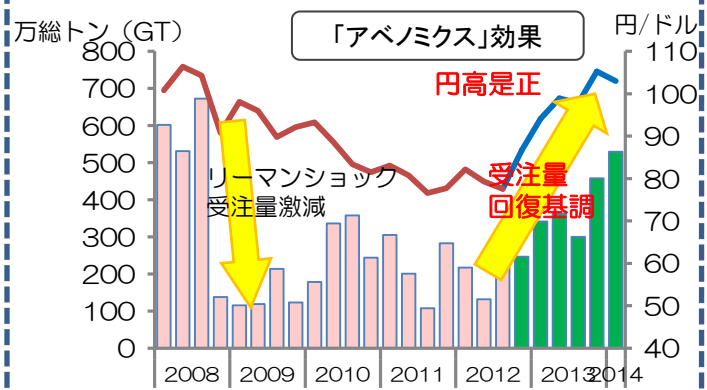
② 地方生産比率



各地域における造船業の生産高シェア

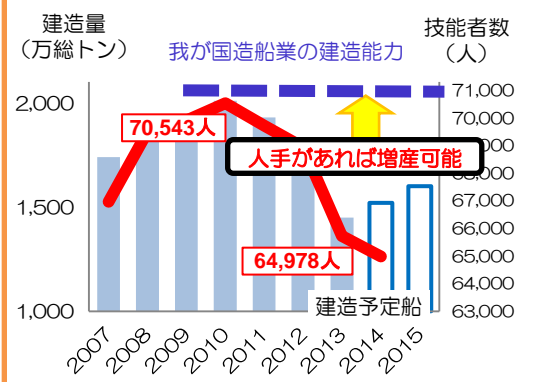


円安の効果を享受し、V字回復の局面

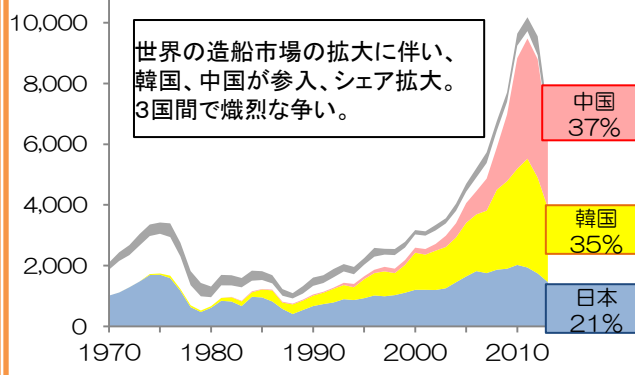


課題1：現場の技能者不足による、 地域経済の成長機会の喪失の可能性

■技能者・技術者の減少により、建造量を増加できない状況

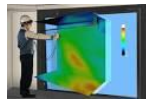


課題2：中長期的に国際競争を勝ち抜いていくためには、 我が国が得意とする省エネ技術力等の一層の 強化が不可欠



① 地域の造船業のニーズに応じた人材不足解消に資する事業への支援を実施 (H27～28)

- 地域に根差す造船技術・技能者の確保
 - ・産学官協力の下、地域の造船関連産業等が連携したオンジョブ・トレーニング、共同研修等を実施
 - ・教育機関への協力(特別カリキュラム開設、講師派遣等)
- 女性等の活躍推進のための就労環境改善・効率化
 - ・作業支援装備の開発、安全作業・職場環境指針の策定
- 人材育成の高度化・効率化
 - ・3Dバーチャルリアリティ(3D-VR)技術を活用した作業シミュレータの開発

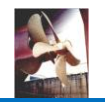


② 外国人材受入のための管理体制の構築(H27～33)

- ・巡回指導の徹底等

③ 競争力ある船舶の開発等(H25～29)

- ・次世代の省エネ技術開発支援



地域人材等の雇用による造船業の成長を実現し、
地域経済の発展を図る

船員の確保・人材育成

船員計画雇用促進等事業

◇海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画に従って、船員を計画的に雇用する内航海運事業者に、次のいずれかの助成金を支給。

(1) 船員計画雇用促進助成金

→ 新人船員を試行雇用(最大6ヶ月)した場合に助成。

船員教育機関卒業生	4万円×6月=24万円/1人
その他	6万円×6月=36万円/1人

(2) 新規船員資格取得促進助成金

→ 新人船員に必要な資格(海技士や危険物取扱など)の取得費用1/2を助成。

※グループ化などを実施した場合、両方の助成金を支給(最大51万円)

上限 15万円/1人

効果

- ◆ 若年船員を集中的に確保・育成
- ◆ 中長期的な人材育成を確立して船員不足を解消し、海上輸送の安定を確保

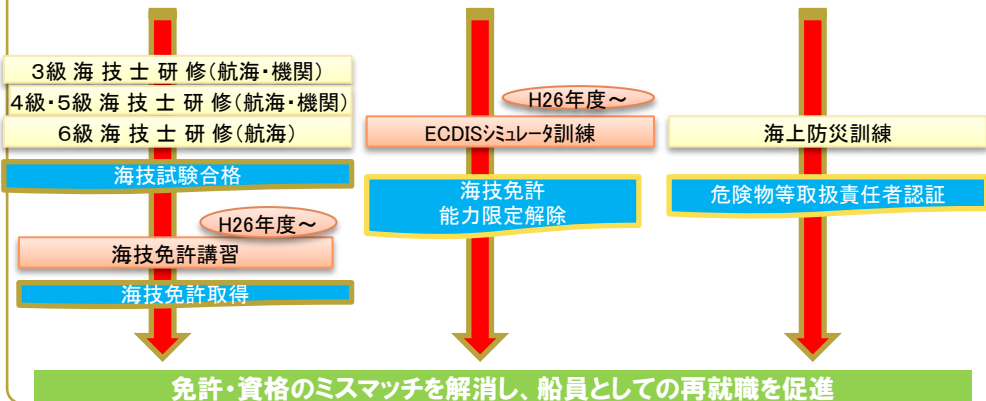
技能訓練事業

◇船員雇用促進センター(船特法指定)が、離職船員の雇用を促進するため、知識又は技能の習得及び向上のための訓練の機会を提供

国際条約に基づき、船長、航海士、機関長、機関士になるには、船舶の航行区域、大きさ、機関出力に応じた免許が必要(船舶職員法)

国際条約に基づき、ECDIS(電子海図情報表示装置)を搭載した船舶の船長、航海士になるには、能力限定を解除した免許が必要(船舶職員法)

国際条約に基づき、タンカーの船長、航海士、機関長、機関士になるには、輸送する危険物(石油製品・ガス・ケミカル)に応じた資格が必要(船員法)



内航船員就業ルート拡大支援事業

(1) 内航船員育成支援事業

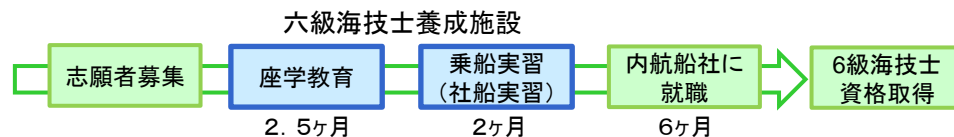
◇新たな船員就業ルートとして、船員の専門教育機関を卒業していない者の内航船員への就業を促進するため、未経験者が短期で海技免許を取得できる6級海技士短期養成制度について、

○航海に加え機関の短期養成制度を新設

短期養成課程(4.5ヶ月)卒業者は

- ・資格取得に必要な乗船履歴を2年 → 6ヶ月に短縮
- ・国家試験の筆記試験免除(身体検査のみ)

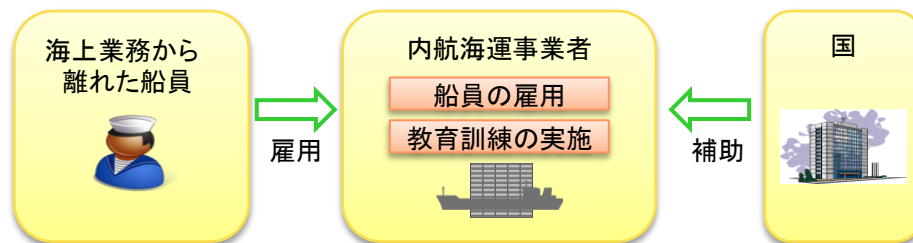
○新たなシステムとして、制度の安定・拡大に必要な支援等を実施



- ・志願者の募集に係る費用への補助(新規)
- ・社船提供船社に対する社船実習費用への補助(新規)
- ・若年船員を雇用した内航船社に対する助成金の支給(拡充)
- ・6級海技士(機関)短期養成制度の新設に係る海技資格制度事務処理システムプログラム改修(新規)
- ・将来ニーズ等に関する調査(新規)

(2) 内航船員就業復帰支援事業

◇海上業務から離れた船員を内航船の即戦力として活用するため、こうした船員を雇用し復帰のための教育訓練を行う内航海運事業者に対して必要な支援を行う。



背景

物流産業においては景気回復に伴い労働力不足が顕在化しつつあるが、物流産業従事者の中核を占める中高年男性は今後大量退職を迎えることから、労働力不足問題への対応が重要な課題となっている。

このため、物流産業の各職種への就業が比較的少ない労働者層(女性・高齢者・若者等)の就業を促進することにより、持続可能な物流産業への転換を図ることが必要である。

検討内容

① 物流事業者及び求職者の意向把握

女性・高齢者・若者等の物流産業への就業意向等の実態把握を行うとともに、これらの労働者層の物流産業への効果的・効率的な就業促進策を検討する。

○調査項目

- (対物流事業者)
 - ・女性・高齢者・若者等の雇用状況/雇用意向/就業の阻害要因の把握 等
- (対求職者)
 - ・女性・高齢者・若者等の物流産業への就業意向の把握
 - ・物流産業に対するポジティブ・ネガティブ両面のイメージ及び誤解の把握 等

② 荷主と物流事業者のパートナーシップに基づく労働者不足対策の検討

荷主の物流センター等での長時間の待機、事前合意のない荷役作業の要求などの、物流の効率化を阻害している商慣行やオペレーションの実態を把握する。

その上で、適正化に向けたガイドラインの策定等を行い、トラックの運行の効率化を図る。さらに、大量の貨物の荷役を行うほどの体力がない女性・高齢者等の就業拡大に向けた環境の整備を図る。



物流業界への女性・高齢者・若者等の就業促進

自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進

地域住民の生活を支える人流・物流ネットワークを担うとともに、地域の雇用の担い手となっている自動車運送事業等※は、中高年層の男性労働力に依存した就業構造となっており、人口が減少していく中、将来的に深刻な労働力不足に陥る懸念がある。

このため、女性や若年層等の新規就労・定着を促進し、自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた総合的な取組を実施する。

※バス、トラック、自動車整備等

【骨太の方針2014】
第2章

1. (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進
運輸業における人材確保・育成対策を総合的に推進

【日本再興戦略】

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍
推進/外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

交通関連産業等における人材の確保・育成対策を総合的に推進

女性、若年層等の新規就労・定着を促進するための3本柱

採用から定着まで
一貫した取組

女性・若年者雇用の
先駆的モデル事業等

女性・若年層雇用に取り組む先駆的なモデルケースの創出、先進事例等を収集・分析したガイドライン作成、シンポジウム等を通じた普及啓発等を実施。

「働き方」を変える
抜本的な取組

ITを活用した
中継輸送実証実験

官民連携のもと、ITを活用した運行管理・労務管理システムを開発し、当該システムを用いた中継輸送の実証運行を実施。

自動車整備業における外国人材
活用の取組

外国人技能実習制度
に係るマニュアル作成等

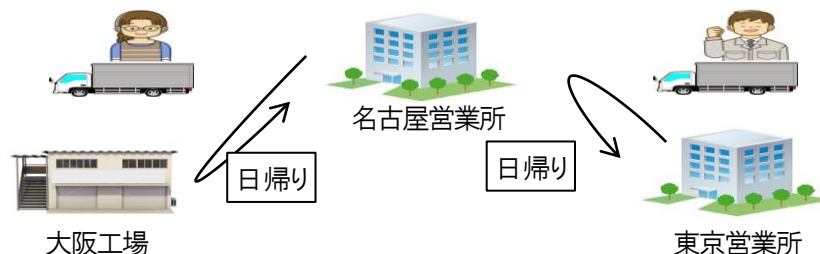
自動車整備業における外国人技能実習制度について、技能評価システムの構築等の調査や、制度活用時の手続、注意事項等をまとめたマニュアル作成。

中継輸送イメージ

⇒ 複数人で運送を分担する「働き方」

・中継輸送の導入により、その日のうちに発地まで帰ることができるように、不規則な就業形態や長時間労働を解消。

・多様な労働ニーズを組み合わせて運送を行うことが可能となり、女性向けの短時間勤務なども可能に。



○女性、若年層等の新規就労・定着促進などによる人材の確保・育成

○地域住民の生活を支える人流・物流ネットワークを確保し、地域の活力を維持

- ▶ 女性比率が**わずか2%程度**であり、**女性は殆ど皆無**と**いい状況**。
- ▶ 平均年齢が高いだけでなく、40歳未満の**若い運転者が少ない**ことが問題。例えば、40歳未満の運転者の割合は**大型トラックで1/4、バスで1/5**にとどまる。
- ▶ 労働時間が全産業と比較して**1~2割長い**一方で、年間所得は**1~4割低い**。

⇒ 労働条件が悪く、**女性や若者の新規就労が少ない**中で、既に就労している**中高年男性が運転者を続けて**業界を支えているという状態。

⇒ こうした状態が続けば、**現役世代が引退した後、深刻な労働力不足**に陥るおそれ。

		トラック	バス	タクシー	自動車整備	全産業平均
就業構造	運転者・整備要員数	※A 84万人	※C 13万人	※D 34万人	※E 40万人	-
	(女性比率)	※A 2.4%	※C 1.4%	※D 2.3%	※2 ※F 2.1%	※A 42.8% <
	平均年齢	※1 ※B 46.2歳	※B 48.3歳	※B 58.3歳	※E 43.5歳	※B 42.0歳 >
	労働時間	※1 ※B 220時間	※B 209時間	※B 196時間	※B 192時間	※B 177時間 >
	年間所得額	※1 ※B 418万円	※B 440万円	※B 297万円	※B 419万円	※B 469万円 <

【要因】

深夜・早朝や休日などの**不規則**な就業形態

長距離トラック・バスの**長時間**拘束

荷役作業や整備などの**力仕事**

賃金低下による魅力低下

大型・中型・二種免許取得に運転経歴が必要のため、高校新卒者よりも即戦力となる**中途採用を重視**

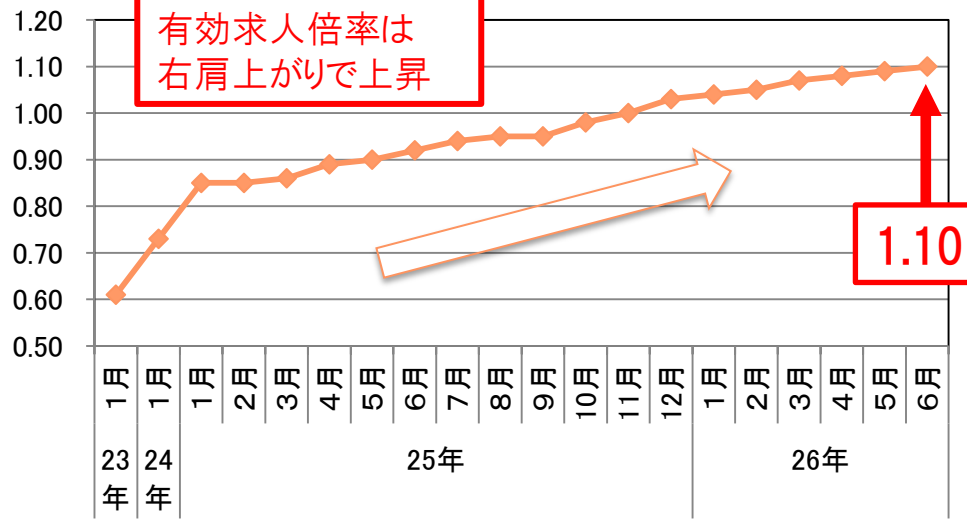
経営者が女性・若者を労働力とみておらず、**リクルート・労働環境の整備を怠ってきたこと**

※1 大型トラック運転者。

※2 自動車整備専門学校の入学者に占める女性割合。

(出典) ※A 総務省統計局「労働力調査」、 ※B 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、
 ※C 日本バス協会「日本のバス事業」、 ※D 全国ハイヤー・タクシー連合会「ハイヤー・タクシー年鑑」、
 ※E 日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」、
 ※F 全国自動車大学校・整備専門学校協会資料

現在、自動車運送事業等の一部で、人材不足が顕在化。



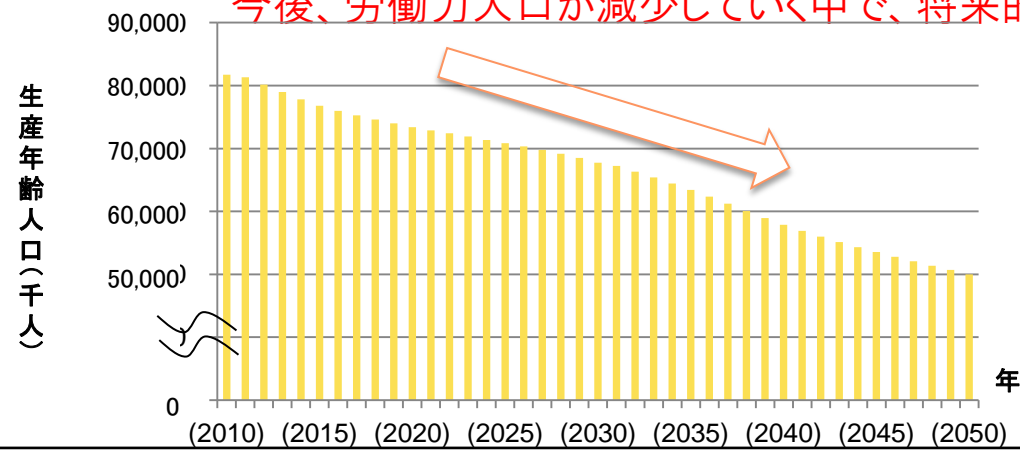
厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

【バス】 (H25バス事業者アンケート・ヒアリング結果)
 事業者の97%が「運転者不足による影響」を認識。
 事業者の約70%が、「運転者不足により、受注機会の喪失(貸切バス)や増便の断念(高速バス)を経験」と回答。

【トラック】 (全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感(速報)」)
 事業者の約6割が労働力不足を認識。

【自動車整備】 (自動車整備技術の高度化検討会(平成25年9月)報告書)
 整備士を目指す若者が激減(整備学校入学者数が10年間で半減)。

今後、労働力人口が減少していく中で、将来的にさらなる人材不足に陥るおそれ。



2014年 77,800(千人)

▼

2025年 70,845(千人) **【約700万人減】**
 (2014年比)

▼

2035年 63,430(千人) **【約1440万人減】**
 (2014年比)

取組事例

○トラック、バス、タクシー業界における女性ドライバー活躍に向けた取組事例。

トラガールサイトの開設

- 全国各地の現役トラガールにインタビューを実施。
- 自動車局HPにおいて、その活躍の様子を紹介するとともに、女性が活躍できるフィールドの広さやドライバー業務の魅力についてPR。
- 免許取得等や、女性のライフイベントに合わせた柔軟な働き方の提案等について、わかりやすく発信。

【トラガールサイト】



トラック業界の取組

- 自社の他、配送先等での女性が利用しやすいトイレの整備等を進めるため、荷主等に対し協力を要請するなど、広く関係業界等の協力を得ながら、女性が働きやすい職場環境の整備に努める。



トラック分野における女性の活躍を支援・促進すること等を目的に、女性の視点から開発されたトラック

バス事業者（遠州鉄道）の取組

- 平成26年4月から9月末まで「女性バス運転者積極採用キャンペーン」を実施中。
- 自社のHPに女性運転者募集の特設サイトを創設するとともに、大型二種免許の取得費用を全額負担するなど、女性運転者を積極的に採用。



タクシー事業者（国際自動車）の取組

- 女性ならではの感性を發揮できる「ホスピタリティアテンダント」を募集。

【概要】

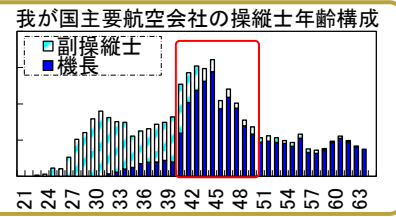
女性運転者が、①病院の送迎、②子どもの送迎、③高齢者の外出等をサポートするなど、女性ならではのホスピタリティが發揮できる職場環境を整備。

- 今年度、ホスピタリティアテンダント採用8名（全体の女性運転手60名）

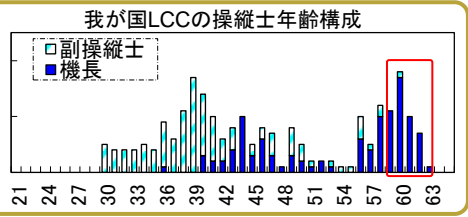
航空機の操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保対策

操縦士に関する現状・課題

- 航空需要の増大に伴い、操縦士需要も拡大
- 我が国航空会社の操縦士が15～20年後に大量退職する見込み
- ➡ **中長期的な操縦士不足のおそれ**



- LCCでは、主力となっているベテラン機長が今後数年で退職
- 地域航空会社も操縦士確保が困難
- 一部航空会社では減便も発生
- ➡ **短期的な操縦士不足に直面**



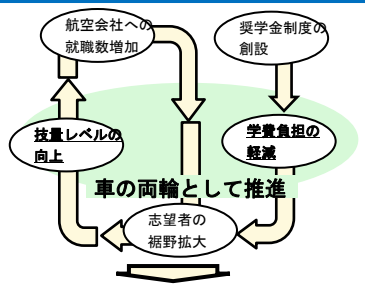
操縦士等の不足が地方を含む航空ネットワーク充実のボトルネックとならないよう、操縦士等の養成・確保の促進が必要

施策の概要

LCCや地域航空等で顕在化しつつある短期的な操縦士不足や航空需要の増大等による中長期的な操縦士、整備士・製造技術者不足を乗り越え、航空ネットワークの充実や航空機関連産業の発展等を通じた地域活性化に資するため、民間養成機関の供給能力拡充や航空大学のさらなる活用、操縦士の健康管理向上等を推進する。

民間養成機関の操縦士供給能力拡充

LCCや地域航空会社等への操縦士供給源として期待される民間養成機関(地方大学を含む私立大学等)において、量の拡大と質の確保を両立させる観点から、技量レベル向上のための取組、高額な学費負担を軽減するための奨学金制度の設計検討の取組等を推進する。



質・量の両面から民間養成機関の供給能力を拡充

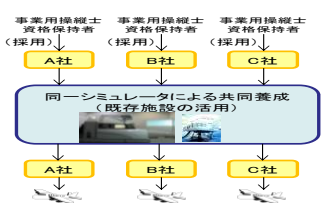
航空大学のさらなる活用

我が国の操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たすとともに、地方空港を活用して操縦士の養成を行っている航空大学校について、燃料費が高騰する中での確実な訓練を確保し、民間養成機関への技術支援強化等を通じて我が国全体の操縦士養成能力拡充に寄与する。



操縦士・整備士の共同養成の実施促進等

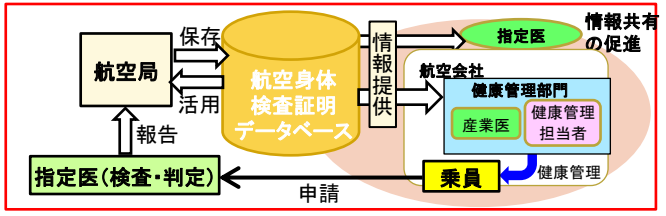
単独では操縦士を養成することが難しい小規模な地域航空会社等が共同で操縦士を養成できるよう、既存養成施設を活用した共同養成スキームの構築の検討等を行う。



操縦士の健康管理の向上

LCCや地域航空会社等の健康管理体制を強化し、健康管理の向上により現役操縦士の有効活用を図るため、航空身体検査に係る情報共有システムの整備等を行う。

航空身体検査に係る情報共有システムの構築(イメージ)

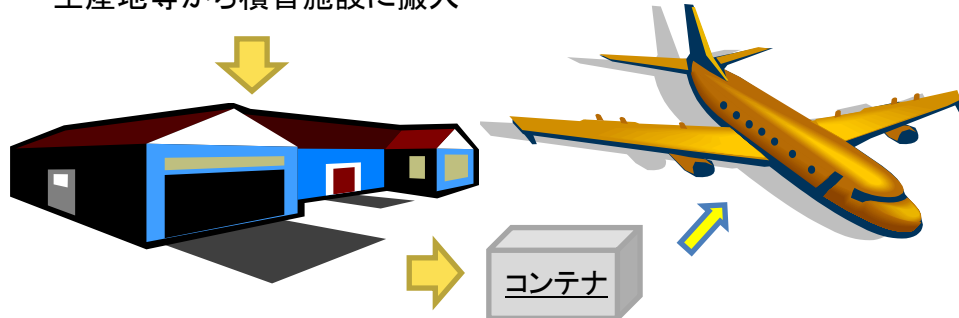


その他 自衛隊操縦士や外国人操縦士のさらなる活用、自社養成の促進、地方空港の操縦士訓練への活用、整備士資格の制度・運用の見直し 等

- 政府では、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月閣議決定)に基づき、2020年に農林水産物・食品の輸出額を倍増(約4,500億円→1兆円)させることを目指しており、国土交通省は農林水産省と連携して輸出物流の改善に取り組んでいる。
- 農産物等の輸出促進のためには、質の高い我が国農産物等を海外の小売店や飲食店まで高い鮮度を保持したまま届けることが重要であり、そのためには、積替地点での待機中及び輸送中の温度・湿度等の管理を高精度で実現し、輸出過程での品質劣化を防止するための対策を講じる必要がある。
- 積替拠点での待機中及び輸送中の品質管理の実態、最新の技術動向、新技術の実用化・普及に向けた課題等を把握するとともに、高品質輸送を実現するための物流施設及び輸送用資機材の要件等を検討する。

積替地点における輸送の例

生産地等から積替施設に搬入

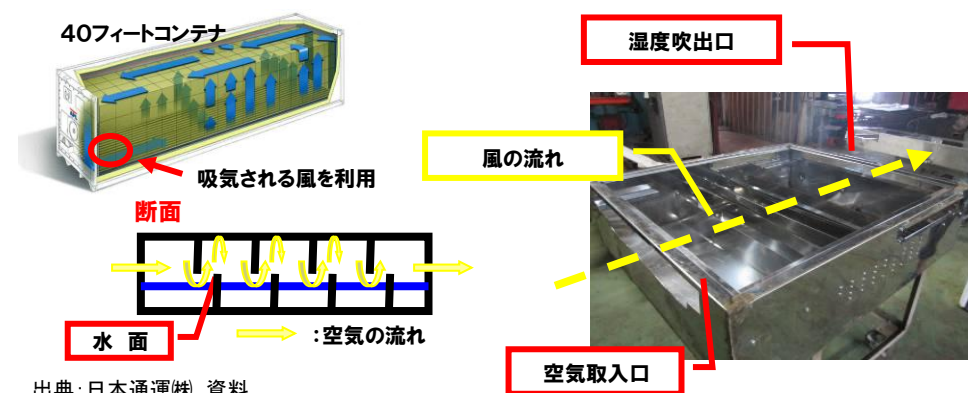


積替施設から輸送機に搬入

温度・湿度管理を行わない状態で時間が経過
→農産物等の劣化が進行

研究中の新技術の例

- ・庫内温度 -5°C ~ $+30^{\circ}\text{C}$ で湿度を90%~100%に保つ事で、生鮮物からの水分蒸発を抑制する。
- ・庫内湿度を100%未満に保つので水滴が発生しない。(段ボールが痛まない。)



出典: 日本通運(株) 資料

調査内容

- ・積替地点での待機中及び輸送中における品質管理の実態把握
- ・最新の技術動向の把握及び新技術の実用化・普及に向けた課題の整理
- ・品質確保のための施設、輸送用資機材、オペレーション、制度等の課題整理
- ・品質確保上の課題に対する対応方策の検討
- ・高品質輸送を実現するための物流施設及び輸送用資機材の要件の特定
- ・輸送用資機材の品目別の適合度合いの検討

地方航空路線活性化プログラム

- 一定の旅客需要があるが、代替交通機関がない、又は不便な条件不利地域を発着する航空路線
 - 地域主体で路線維持に向けた取組を継続している航空路線（支援のニーズがある路線）
- について、**国として評価した路線維持に向けたモデル的取組に係る実証調査を実施。**

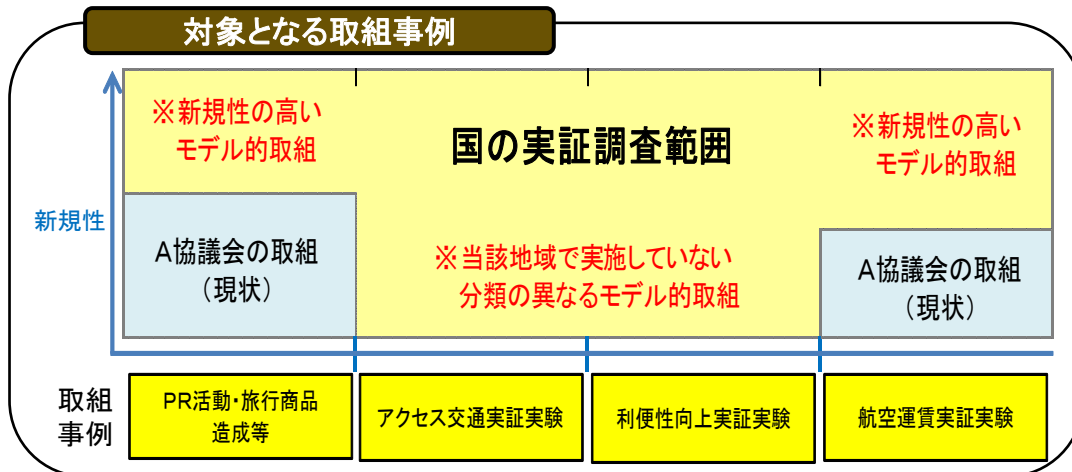
プログラムの概要

- 地域や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組について実証調査を実施。
- 実証調査は、要件に合致する路線を抱える空港が所在する周辺の自治体・地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する地域の協議会が行う取組を対象に行う。
- **対象路線の要件**
 - ① 年間旅客数が概ね10万人以下の路線。
 - ② 代替交通機関を利用した場合概ね4時間以上を要する路線、又は代替交通機関がない路線。
 - ③ 航空便の直行経路と乗継経路の時間差が概ね90分以上の路線、又は乗継便として適当な便がない路線。
 - ④ シングルトラックであり、かつ1日あたり2便以下しか運航されていない路線（プロペラ機の場合は運航便数を問わない。）
- モデル的取組の実証効果は、全国の他の地方航空路線の取組に波及させていくことを想定。

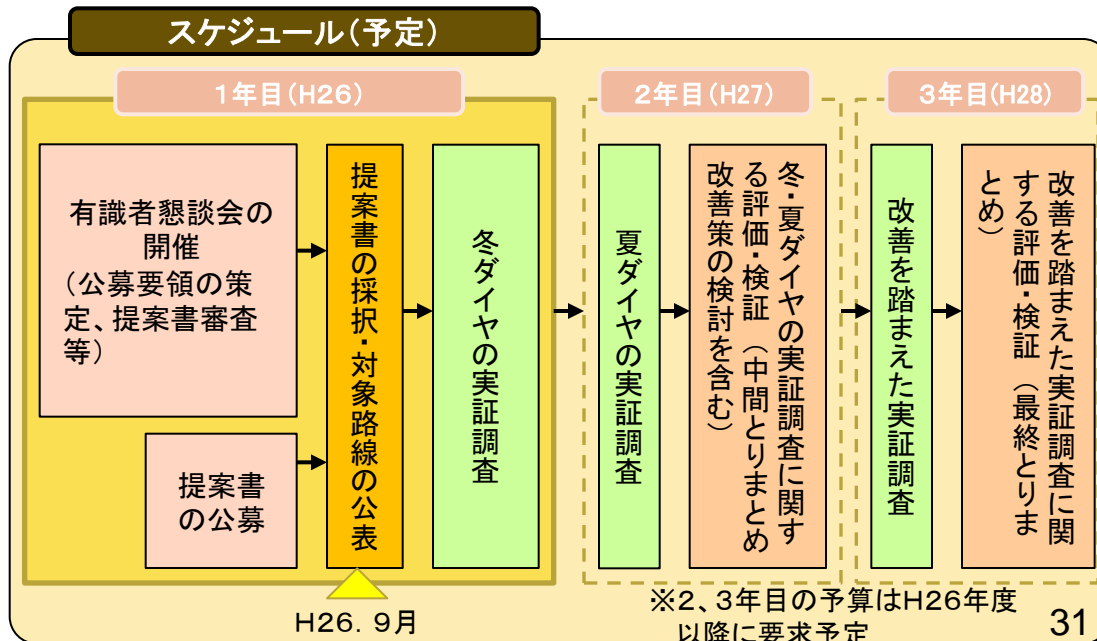
予算規模等

- ・平成26年度予算額
→ **約3.2億円**（1路線当たり、**36百万円**（提案内容によっては増額））
- ・対象路線数 → **8路線**
- ・取組期間 → **3年間を予定**
- ・提案者 → 自治体、地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する**地域の任意協議会**

対象となる取組事例



スケジュール(予定)

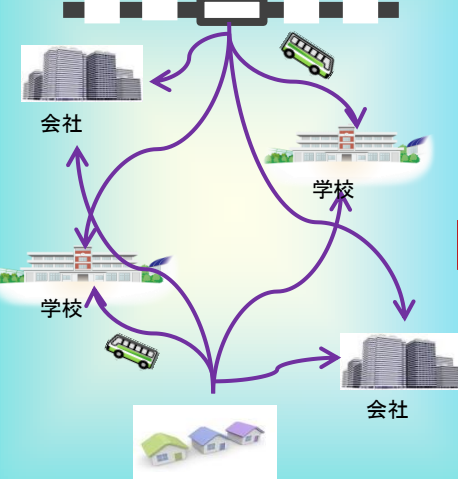


厳しい経営状況にある地方の路線バス事業について、自立的な経営の実現を図るため、モデル地域・事業者における取組みを踏まえたビッグデータの活用等による汎用的な新しいビジネスモデルの策定を行い、各地域での導入・普及を促進する。

【日本再興戦略】
 第二 3つのアクションプラン
 二. 戦略市場創造プラン(改訂版 工程表)
 ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの利用方法及び分析手法を検討

モデル地域・事業者における取組のイメージ

<従来型ビジネスモデル> (通勤・通学ニーズ対応型)



①マーケティングの実施

- 潜在的な利用者ニーズの把握
 - ・情報発信を通じた人の移動情報等の収集 (GPS情報、SNS等)
- バス利用・運行情報の把握
 - ・ICカード、運賃箱、赤外線センサー、バスロケーションシステム情報等の収集

④広報・営業活動

- ターゲットを絞ったきめ細やかな広報・営業活動
 - ・スマートフォン等への情報発信
 - ・バス停周辺住民全戸への分かりやすいバスマップの配布
 - ・バス停周辺住民向けの乗り方教室の開催
 - ・小・中学生向け出前講座 等

②ビッグデータの可視化・分析

- 収集したビッグデータ、既存情報 (人口データ、施設情報データ等) の整理
- 各種データの可視化・分析

③最適な路線・ダイヤの設定等

- 路線・ダイヤの見直し、最適化
- 新規路線の設定、新たなサービスの創出



<新ビジネスモデル> (生活・観光利用ニーズ対応型)



各地域での導入・普及

自立的な経営の実現

(参考) マーケティングの実施方法

潜在的な利用者ニーズの把握手法

【情報発信】

- ・運行情報(バスロケーションシステム)、乗換案内
- ・観光情報
- ・沿線のお得情報

観光情報アプリ



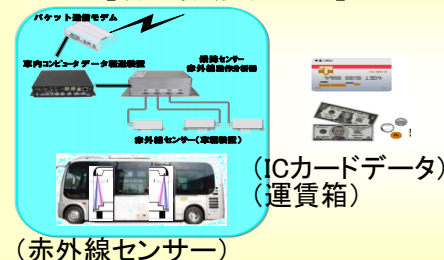
双方向コミュニケーション型 ビッグデータ活用モデル

【利用者情報の取得】

- ・GPS位置情報
- ・ニーズなどのつぶやき
- ・アンケート

バスの利用者動向・運行情報の把握手法

【利用者動向データ】



【運行情報データ】



地域産業の基盤強化

- CLT(直行集成板)は、木材を多用し、軽さと施工性に優れ、木造による中層・大規模な建築物への道をひらく新製品。
- 我が国の人工林が成熟期を迎えており、CLTの普及等により木造住宅・建築物の振興を図ることで、地域産業の活性化に寄与。



CLTパネル

ラミナ(板材)を繊維方向が直交するように積層接着した集成パネル。パネル同士をボルトや金物で接合して組み立てて建築物とすることが可能。

現状と国土交通省の取り組み

- **建築基準策定、先導的な設計・施工技術を導入する建築物への支援、地域における木造住宅の生産体制強化**を実施しており、引き続き総合的に推進。
 なお、林野庁によるCLTに係る実証的建築への支援、新工法開発、生産体制の構築や担い手育成とも連携。
- 現状では、CLTの強度や耐火性能が明らかでないため、①個々の建築物に応じた**実験データ等に基づき、精緻な構造計算を行い大臣認定**、②**仮設建築物**とする等により建設可能。現在の認定件数は**1件**で、各地でプロジェクトが進行中。



H25.12制定のJAS規格に基づき実験や解析を行い、**平成28年度早期**を目途に、CLTを用いた建築物の**一般的な設計法**を策定。

→ **低中層の建築物**を中心に普及

※ 現在、開発されているCLTパネルや接合部材を前提にした場合、構造的には**地震力を考慮し5~7階**、防火的には**市街地火災を考慮し4階程度**となる。これ以上の階数については、民間の技術開発等の状況を踏まえ、大臣認定等で対応。



▲ ①認定第1号
3階建て共同住宅



▲ ②仮設建築物
平屋建て展示施設



▲ 先導木造への補助
CLT工法のホテル



▲ 実大振動台実験
(Eディフェンスで予定)



◀ 9階建て共同住宅
【イタリア(ミラノ)】
イタリアはヨーロッパ有数の地震国であるが、ミラノで設計に用いる地震の大きさは、日本に比べて約5分の1の大きさで、単純比較は困難。